

秋 田 県 公 文 書 館

# 研 究 紀 要

第 九 号

---

**【論文】**

- 秋田県公文書館中期計画（案）…………… 高 橋 精 一 …… 1  
明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について  
…………… 柴 田 知 彰 ……27

**【史料紹介】**

- 秋田県の職務規程（明治四～八年度）…………… 公 文 書 班 ……59

**【報告】**

- 行政資料所在調査の理念と経緯 …………… 高 橋 健 治 ……91

**【奥報】**

---

平 成 15 年 3 月

# 秋田県公文書館中期計画（案）

高橋 精一

はじめに

- 一 評価選別について
- 二 引継保存について
- 三 閲覧利用について
- 四 調査研究について
- 五 専門職員について
- 六 古文書業務について  
おわりに

はじめに

秋田県公文書館は平成五年十一月に開館し、平成十五年には満十年を迎える。平成十四年四月に古文書業務を公文書館から県立図書館に移管したことにより、公文書館の運営に関し、県内の歴史研究団体から二度にわたり改善要望書の提出があった。更にこの問題に関してシンポジウムが開催されたが、県立図書館と連携をとりな

がら、これらの要望に対する改善に努めてきた。

一方、公文書業務に関しては、未整理の県庁簿冊を大量に抱えていることや終戦前文書までの公開に留まっている等の課題が山積し、秋田県公文書館条例にある「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」という設置目的の到達にはほど遠い状況であった。

この報告書は当館が抱えている課題に、「平成十四年度はこのように取り組んできた」、「今後はこう対処していきたい」ということを記したものである。

タイトルを「公文書館中期計画（案）」としたのは、秋田県公文書館の設置目的を早急に実現するためには、当館の抱える課題に対して、中期的展望に立った計画を作成し、年度ごとに段階的に実現していくことが重要であると考え、今後の当館施策の実施計画にしたいとの思いからである。

幸いにも、平成元年に（社団法人）日本図書館協会に委託し『秋田県立図書館・公文書館建設基本構想』（以下、『基本構想』）が策定

されている。この『基本構想』にある県公文書館に関する基本理念は、今でも設置目的を実現する目標であり、この実現のために、平成十四年度から五年間に実施する施策を「中期計画（案）」としてまとめた。

しかし、「五 専門職員について」と「六 古文書業務について」の章は、「かくありたい」との私的提案であり、全庁的な組織のあり方や職員採用・給与制度等について総合的長期的な検討が必要であると考える。

## 一 評価選別について

### 1 中期計画

#### ○平成十四年度

- ・「廃棄のための評価選別基準」を策定する。
- ・平成八年度から十三年度までに引継ぎされた簿冊十二万冊の第一次評価選別、保存・廃棄作業をする。
- ・教育委員会所管公文書の調査を行う。

#### ○平成十五年度

- ・平成十四年度に引継ぎされた文書の第一次選別、保存・廃棄作業をする。
- ・教育委員会所管公文書を引継ぎ、第一次選別、保存・廃棄作業をする。

- ・公営企業管理者所管公文書の調査を行う。

#### ○平成十六年度

- ・平成十五年度に引継ぎする文書の第一次選別、保存・廃棄作業をする。

- ・公営企業管理者所管公文書を引継ぎ、第一次選別、保存・廃棄作業をする。

- ・議会事務局・監査委員・人事委員会所管公文書の調査をする。

#### ○平成十七年度

- ・平成十六年度に引継ぎする文書の第一次選別、保存・廃棄作業をする。

- ・議会事務局・監査委員・人事委員会所管公文書を引継ぎ、第一次選別、保存・廃棄作業をする。

#### ○平成十八年度

- ・平成十七年度に引継ぎする文書の第一次選別、保存・廃棄作業をする。

- ・公安委員会所管の公文書を調査し、検討する。

## 2 評価選別の状況

「秋田県行政文書管理規則」では、公文書の廃棄について次のように規定している。

（行政文書の廃棄）

第十条 2 公文書館長は、引渡しを受けた保存文書のうち、歴史的又は文化的資料その他これらに類する資料として保存すべき行政文書以外の行政文書を、別に定めるところにより、遅滞なく廃棄するものとする。

また、「秋田県資料管理要綱」によると、公文書の選別と廃棄について次のように規定している。

(選別基準)

第三条 公文書館の長は、別表「公文書選別基準」に基づき、公文書館で保存すべき永年保存簿冊以外の簿冊を選別するものとする。

(廃棄)

第五条 館長は、次の各号に掲げる公文書を廃棄することができる。この場合において、文書管理規程第四十八条第二項及び第三項の規定により、当該公文書の事務を所管している主務課所長に通知するものとする。

- (一) 永年保存簿冊以外の簿冊で、第三条の規定による選別の結果、公文書館において保存する必要がないと認められたもの
- (二) 引渡しを受けた永年保存の保存簿冊のうち、主務課所長と協議して、保存の必要がないと認められたもの
- (三) 汚損又は破損が著しいため利用に供することができなくなったもので、代替利用できる複製物を作成済みのもの

当館『研究紀要』第四号のなかで、佐藤隆氏が「公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論」として報告しているとおり、これまで公文書の評価選別基準を作り、精力的に整理を進めてきたところである。しかし毎年引継ぎされる簿冊数が約二万冊、それに対し、年間に評価選別できる冊数が一万冊余りであったことから、平成十四年四月時点には、書架に並べられたり段ボール箱に詰められたまま評価選別をしていない簿冊が、平成八年度の引継ぎ分から六か年分、約十二万冊までになってしまっていた。

公文書のすべてを受け入れ保存することは、最も理想的ではあるが、やがて累積する公文書量の多さが問題となり、一定規模の書庫を逐次確保しなければならなくなり収蔵能力が限界となる。そのために公文書館の文書引継機能がマヒすることになる。また収蔵スペースのみならず、必要な人的資源、予算にも限界があり、対費用対効果を問われることにもなる。

そこで古文書と異なり公文書に関しては、膨大な文書・記録を資料として評価選別して、際限なく増大する資料を制御することが、公文書館の最も重要な業務の一つである。

しかし、資料の歴史的な価値判断は利用者により異なり、将来それぞれの利用者が行うものであり、歴史資料として何を残し、何を捨てるかを現時点で完璧に判断することは、殆ど不可能であろう。

また、当館書庫の収蔵能力は約十五万冊の簿冊を保管できるスペースが有るものの、平成十四年四月の時点で未整理の簿冊が約十

〔秋田県資料管理要綱 別表（第3条関係）「公文書選別基準」〕

県政の推移、内容、仕組みが分かり、県民の生活の様子や社会の情勢を反映している公文書等で、おおむね次のようなもの

- 1 例規等に関するもの
  - (1) 条例、規則、訓令の制定、改廃及び行政実例など
  - (2) 条例、規則等の解釈及び運用方針など
  - (3) 通達、通知等のうち例規に関するもの
  - (4) 重要な協定など
- 2 行政組織、機構、制度に関するもの
  - (1) 組織、機構の設置、改廃に関するもの
  - (2) 県政の諸制度に関するもの
  - (3) 県の附属機関に関するもの
  - (4) 行政区域の変更、配置分合に関するもの
- 3 県の施策、計画に関するもの
  - (1) 県行政の総合企画、総合調整及び運営に関する基本方針の決定及び変更に関するもの
  - (2) 県が推進する重要な事業に関するもの
- 4 許可、認可その他の行政処分に関するもの
- 5 監査及び検査に関するもの
- 6 争訟に関するもの
  - (1) 訴訟に関するもの
  - (2) 審査請求、異議申立てその他の争訟に関するもの
- 7 人事に関するもの
  - (1) 人事、服務、給与、福利厚生、研修等に関するもの
  - (2) 事務引継ぎに関するもの
- 8 叙位叙勲及び褒賞又は表彰に関するもの
- 9 公有財産等の取得、管理又は処分に関するもの
- 10 財務に関するもの
  - (1) 予算、決算、出納その他財務に関するもの
  - (2) 税務に関するもの
- 11 県議会に関するもの
- 12 重要な会議に関するもの
  - (1) 委員会、審議会、協議会、連絡会等重要な会議に関するもの
  - (2) 全国的又は国際的な会議に関するもの
- 13 県民の意向及び動向に関するもの
  - (1) 陳情、請願等に関するもの
  - (2) 広報、広聴等に関するもの
  - (3) 選挙に関するもの
- 14 調査、統計に関するもの
- 15 県の重要な行事、事件、災害等に関するもの
- 16 その他、歴史資料として重要であると認められるもの

二万冊を占めている状態であり、早急に整理しなければならぬところが緊急の課題であった。

公文書の評価選別作業が遅れている理由の一つは、当館の「公文書選別基準」が極めて抽象的な表現であり、「大綱」を示したものに過ぎず、具体的選別マニュアルの作成も遅れ、個々の簿冊については担当者の経験的判断に頼っていたところが多かったからであると思ふ。

歴史的時間幅の中で、現代の文書・記録を理解し、後世において再構築が可能となるように評価選別し保存することは非常に難しく、担当者が最も苦慮していたところである。

そこで、評価選別にもっと客観性を持たせたいと、秋田県総務課編「共通文書保存期間区分表・簿冊題名等基準表」と「個別文書保存期間区分表」にある全部の文書について、これまでの評価選別結果を参考に当館の「公文書選別基準」を当てはめる作業を始めた。二か月かかって地方機関分の簿冊名ごとの評価基準書を作成し、評価選別作業を試みた。しかし表題名だけで歴史的価値を評価することの難しさと簿冊表題名と綴じられている資料内容が必ずしも一致していない実態から、この方法での評価選別作業はとり止めた。

評価選別作業に困り、八月には先進県である神奈川県、埼玉県、群馬県に職員を派遣し、公文書の評価選別について調査することにした。しかし保存すべき文書を選別する方法については、三県の公文書館とも試行錯誤を繰り返し各県の状況に合わせて工夫されている

ものの、「秋田県公文書館はこれにしよう」という方法を決定できるまでには至らなかった。

そのため、今年度は未整理簿冊の整理を急ぐことを最重点と考え、保存すべき簿冊を評価し選び出す基準が難しいのであれば、明らかに収蔵に値しない文書を排除する基準を作り、第一次の選別作業を行い、廃棄作業を急ぐことにした。廃棄すべき基準に合致せずに残った簿冊はすべて保存するものとした。取捨選択の客観性を持たせるためには、歴史的資料として保存すべき簿冊の評価選別基準が確立できた時点で、二次・三次の評価選別作業を行うのが適当であると考えた。

### 3 中期計画における評価選別に対する考え方

- ①歴史的資料として重要な公文書等の記録を保存し、利用に供する公文書館としての目的の実現を目指す。
- ②公文書を県民の閲覧に供するためには、毎年引き渡される公文書ができるだけ早く整理し、保存・廃棄ができて初めて可能であり、保管スペースも考慮すると、廃棄文書の評価選別作業をまず急ぐ必要がある。
- ③公文書は事案完結三十年後に公開し、利用に供することを目指す。毎年引継ぎを受けた未整理簿冊をすべて年度内に選別し、簿冊・目録データの蓄積作業を行うため「廃棄のための評価選別基準」を定める。
- ④歴史的資料としての重要性の価値判断は、国内の普遍的な基準

が未だ確立されていない状況でもあり、時代と共に変わるものであることから、確立できた時点で第二次の評価選別作業を行うことにする。

⑤ 評価選別作業の順序として、まず永年保存文書はすべて保存する。次に「廃棄のための評価選別基準」により廃棄文書を選別する。それ以外の文書は、歴史的に価値があるものとみなし、第二次選別まで保存する。

なお「廃棄のための評価選別基準」については、平成五年の開館時から公文書業務の担当職員が全員で協議を行いながら経験則として積み重ね作成してきた各課所ごとの文書題名別評価選別基準があり、それを参考に作成することにする。この「廃棄のための評価選別基準」は、毎年全員で協議を重ね、改訂していくことにする。

#### 4 廃棄のための評価選別基準

当館の廃棄すべき文書については、廃棄のための大原則および中原則により、次のように「廃棄する公文書簿冊名」を設定した。

##### ◎大原則

- ① 行政的価値が消滅すれば、記録としての価値の少ないもの
- ② 書類が複数あるもの
- ③ 県の行政刊行物に集約されているもの
- ④ 県以外の公的機関に保存されているもの

##### ◎中原則

- ① 本庁と地方機関に同じ文書があれば、地方機関のもの

② 文書が複数ある場合は、作成原課以外のもの

③ 軽易な一般事務関係の綴り

④ 歴史的価値のない細部の担当業務のもの

⑤ 行政のための資料にすぎないもの

##### ◎廃棄する公文書簿冊名

##### ○各課所共通文書

・ 人事、給与、服務、研修・福利関係の個人別資料

・ 行事予定・復命書等一般事務綴

・ 歳入歳出関係帳票

・ 物品帳票

・ 公用車関係資料

・ 各種補助金や交付金関係の個別資料

##### ○総務部

・ 県税の個別調定票・領収書等帳票、補助計算書類

・ 公印、公文書受発送関係

・ 各種調査の補助資料

##### ○企画振興部

・ 市町村共済、公社等資料

・ 情報化の管理、運営の資料

・ 統計関係の原票、データ、計算補助資料

##### ○健康福祉部

・ 小規模な施設建設関係の資料

・社会福祉法人現況報告等資料

- ・知的障害・身障者申請書、給付決定書等の個人別帳票
- ・老人福祉年金裁定請求書等資料

- ・生活保護申請書、支給関係等の調定票・納付書、管理補助簿

・児童扶養手当等の個人別帳票

- ・母子寡婦福祉資金貸付等の個人別帳票

- ・准看護師・歯科衛生士・はりきゅう師・調理師試験等の個人別資料

・看護師・保健師・栄養士等免許の個人別資料

- ・結核入院届等の個人別帳票

○生活環境文化部

・生活関連物資の価格調査票

- ・旅券や渡航に関する個人別資料
- ・有害指定図書

・消防整備士・危険物取扱者試験や免許の個人別資料

- ・小規模な公園施設工事設計書等

・旅館、公衆浴場、温泉や食品店舗等の個別調査資料

- ・理容師・美容師試験等の個人別資料

・食品営業許可申請等の個別帳票

- ・浄化槽届等の個別帳票

- ・健康相談等検査成績書

○農林水産部

・米穀販売業、集荷業者、家畜登録等の個別帳票

- ・農業改良・近代化資金・畜産制度資金等各種貸付金の個人別帳票

・重要な工作物のない工事施工関係資料（設計書、委託、用地、写真集、検査資料）

- ・小規模な土地改良・災害復旧・漁港・治山・林道工事施工関係資料（設計書、委託、用地、写真集、検査資料）

・経路の変更のない農道・林道改良工事施工関係資料

- ・工事費積算の細部資料
- ・委託関係簿冊の成果品資料

・土地の賃貸借や補償等で軽易な用地関係資料

- ・作物・野菜・果樹・花き・畜産関係の個別調査票
- ・農協や漁協、森林組合等の定期検査や報告資料

・水稲共済金支払関係資料

- ・農業水利権の許可等の個別資料
- ・家畜巡回指導等の個人別資料

・まき網漁業等の各種漁業関係の個別資料

- ・地域森林計画策定のための野帳や補助資料

・林務検査員の任免に関する個別資料

- ・林業改善資金等と各種貸付金の個人別帳票

・狩猟者登録申請書等の個人別帳票

- ・狩猟者登録申請書等の個人別帳票



- ・木材業者登録申請等の個別資料

○産業経済労働部

- ・商工会や商工会議所に関する個別資料

- ・信用保証協会や貸金業、労働金庫等に関する個別資料

- ・採石許認可等に関する個別資料

- ・電気工事士、危険物管理の試験や免許に関する個人別資料

- ・職業安定や就職雇用調査書等の個人別資料

- ・職業訓練給付金や訓練手当の個人別資料

○建設交通部

- ・重要な工作物のない工事施工関係資料（設計書、委託、用地、写真集、検査資料）

- ・経路の変更のない道路・河川改良工事施工関係資料

- ・小規模な災害復旧・砂防・港湾・建築工事施工関係資料

- ・市町村の行う小規模な道路・河川・港湾等事業の工事施工

関係資料

- ・工事費積算の細部資料

- ・委託関係簿冊の成果品資料

- ・土地の賃貸借や補償等で軽易な用地関係資料

- ・国有財産使用許可申請等の個別資料

- ・建設業者の許可申請や調査書、報告書の個別資料

- ・建設業者の指名審査に関する資料

- ・工事の下請けに関する資料

- ・建築士事務所等の登録に関する資料

- ・屋外広告物に関する資料

- ・砂利採取業者登録申請・許可等の個別資料

- ・下水道施設運転管理簿

- ・港湾使用料や港湾入出港届等の個別資料

- ・宅地建物取引業に関する個別資料

- ・建築士の試験や免許に関する個人別資料

- ・公営住宅使用に関する個人別帳票

- ・住宅資金融資の個人別資料

- ・県有建物の小規模な修繕に関する資料

○出納局

- ・歳入歳出の通知書・原符等証拠書類、明細書・整理帳票

- ・給与、旅費の明細書等の証拠書類

- ・月計整理表・電算入力明細書等の決算補助資料

- ・支払いの振替書、明細書

- ・資金管理の通知書、申請書、管理簿

- ・外現金の通知書、管理簿

- ・源泉徴収に関する税の管理簿

- ・証紙の出納簿

- ・公舎管理の個別資料

- ・自動車燃料等の契約関係資料

- ・物品購入に関する要求伝票等の個別業者の資料

- ・県庁舎、総合庁舎等の小規模な修繕や管理資料
- ・庁用自動車の管理に関する資料
- ・構内電話等に関する資料
- ・工事検査報告書

## 5 評価選別作業の手順

### 〔評価欄〕

- A…永年保存の簿冊
- B…有期限保存簿冊のうち歴史的価値があり保存すべきもの
- C…有期限保存簿冊のうち歴史的価値が少なく廃棄して良いもの
- ？…有期限保存簿冊のうち評価判断に迷うもの

### 〔評価選別の手順〕

- ① 永年保存文書を含む簿冊は、すべて点検用紙の評価欄を「A」にする。簿冊名称が不相当であれば、資料名2欄に名称を記入する。
- ② 「廃棄する公文書簿冊名」に該当する簿冊は、評価欄を「C」にする。
- ③ 資料管理要綱・別表「公文書選別基準」に該当する簿冊は、評価欄を「B」にする。簿冊名称が不相当であれば、資料名2欄に名称を記入する。
- ④ これ以外は評価欄を「？」とする。簿冊名称が不相当であれば、資料名2欄に名称を記入する。

- ⑤ 評価欄「B」及び「？」の簿冊については、全体検討会で検討し、評価を決定する。

- ⑥ 点検用紙の内容を、パソコンにデータ入力し登録する。

- ⑦ 文書作成原課に保存・廃棄簿冊のリストを通知する。

- ⑧ 評価欄「A」、「B」の保存簿冊は、保存用書架に配架する。

- ⑨ 評価欄「C」の廃棄簿冊は、溶解か焼却により廃棄処分する。

## 二 引継保存について

### 1 中期計画

- 平成十四年度

- ・平成八年度から十三年度までに引継ぎされた簿冊を第一次評価選別し、保存簿冊は書庫に保管する。

- ・教育委員会が所管する公文書の受け入れに向け調査する。

- 平成十五年度

- ・行政委員会等で所管する公文書の保存簿冊を保管するための書庫を確保する。

- ・教育委員会が所管する公文書を引継ぎ、第一次評価選別し、保存簿冊は書庫に保管する。

- ・公営企業管理者が所管する公文書の受け入れに向け調査する。

○平成十六年度

- ・ 公営企業管理者が所管する公文書を引継ぎ、第一次評価選別し、保存簿冊を書庫に保管する。
- ・ 議会事務局・監査委員・人事委員会等が所管する公文書の受け入れに向け調査する。

○平成十七年度

- ・ 議会事務局・監査委員・人事委員会等が所管する公文書を引継ぎ、第一次評価選別し、保存簿冊を書庫に保管する。
- 平成十八年度
  - ・ 公安委員会が所管する公文書の受け入れについて検討する。

## 2 公文書の引継ぎ

「秋田県行政文書管理規則」によると、公文書の引継ぎについては次のように規定している。

### （行政文書の保存）

- 第九条 4 総務課長は別に定めるところにより、一定の期間書庫に保存した保存文書を公文書館長に引き渡さなければならぬ。

また、「秋田県行政文書管理規程」では、次のように規定している。

### （保存簿冊の引渡し）

- 第四十七条 総務課長は、保存機関が経過した保存簿冊に保存簿冊引渡書を添えて、毎年度六月三十日までに公文書館長に引渡しなければならない。

鈴江英一氏は『近現代史料の管理と史料認識』の中で、わが各地の公文書館が抱える課題の一つに、文書館の権限に対する著しい制約と弱さを指摘された。特に親機関の文書・記録の引継移管に際して、これを公文書館がその判断によって行う権限を持ち得ているかどうかを重要視されている。

平成十四年六月の第十四回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議の資料によると、「公文書館に公文書を引き渡さなければならぬ」という義務規定を明記しているものは、秋田・神奈川・富山・沖縄県、川崎市、広島市のみであり、鈴江氏は、「秋田・神奈川・沖縄県では全量を集めて評価選別している」点を高く評価され、今後とも注目していきたいと記述されている。

公文書の選別までを親機関が行い、公文書館は保管以降の選別権限しかない公文書館が大部分であり、教育委員会の所管する公文書館では地方自治法で定める「管理委任」の手続きをとっているのが一般的である。

秋田県公文書館が「規則・規程」により、すべての公文書を公文書館に引渡しすることを義務づけていることは、最も理想的な制度

であるといえる。

しかし、前章で課題としたように、公文書書庫が未整理の公文書で満杯になってしまったため、引き継ぐ簿冊の減量化を図る必要が生じた。一方、一部の地方機関には平成五年度開館時に引継ぎをせず、その後も公文書を保管し続けている機関も有った。そのため平成十二年四月一日から、次のような「引継ぎの特例処理」を実施してきた。

①各地方機関は保存期間経過の簿冊については、書面リストの選別だけで、各出先機関が簿冊現物の廃棄ができる。

②手続きについては、次のようになっている。

・地方機関が公文書館に「特例扱い引継ぎ予定リスト」を送付する。

↓・公文書館はこのリストだけで、事前選別をする。

↓・公文書館は「廃棄してよいリスト」と「引継ぎすべきリスト」を地方機関に送付する。

↓・地方機関は「廃棄してよいリスト」の簿冊を廃棄し、「引継ぎすべきリスト」の簿冊は公文書館に引き渡しする。

↓・文書管理システムにその旨を入力する。

この結果、次のような問題が発生してきている。

①公文書館ではすべての公文書について一冊ごとに現物を調べ評価選別してきたが、特例処理分の簿冊についてはリスト表題のみによる選別となり、簿冊内容の確認は全くできなくなった。

②文書管理規則に則った正規の管理・引継ぎを行わず、特例処理で済まそうとする地方機関が出てきた。

③文書の保存期間内簿冊であっても、特例処理で廃棄しようとする地方機関が出てきた。

この「特例処理」は、あくまでも引継ぎ漏れ簿冊の早期解消を図るための特例であるが、文書管理、公文書の引継ぎ、評価選別、廃棄の根幹に関わることである。ゆえに未整理の簿冊についての評価選別作業もおおむね終了できる見通しとなり、書庫スペースにも余裕ができるので、平成十五年度で地方機関の引継ぎ漏れ簿冊の処理を終わらせ、平成十六年度には「特例処理」は廃止すべきであると考ええる。

### 3 公文書受入機関の拡大

「秋田県資料管理要綱」では、受け入れの対象とする資料について、次のように規定している。

(資料の区分等)

第二条 公文書館において受入の対象とする内容・性質上の区分は、次のとおりとする。

(公文書)

ア 秋田県行政文書管理規程第四十七条第一項の規定に基づき引継ぎを受けた簿冊

イ 議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委

員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会又は公営企業管理者から引継ぎを受けた簿冊

ウ ア及びビに掲げるものの代替物として引継ぎを受けた複製物

(行政委員会等の協議)

第六条 館長は、議会、……、公営企業管理者と、これらの機関が管理する公文書の受け入れについて協議するものとする。また、受け入れた公文書の利用又は廃棄についても同様とする。

これまで知事部局所管の公文書のみを受入れであったのは、次の理由によるものと考えられる。

- ①「秋田県行政文書管理規則」は、知事部局の文書管理規則である。
- ②当時は公文書館が開館したばかりで、公文書の選別・保存・利用のシステムが未確立であり、その作業方法やシステムは試行錯誤の段階であったことから、知事部局文書からスタートした。

③知事部局以外の公文書を一括して搬入するには、書庫の配架スペースに不安があった。

公文書館法では、『公文書』とは、公務員がその職務を遂行する過

程で作成する記録をいう」と定義している。

県公文書は知事部局以外にも保管されており、その行政的価値・公文書の歴史資料的価値は、知事部局と異なるものではない。知事部局と同様の措置をとることが望ましいと考える。

開館から十年が経過し、公文書関係システムのノウハウも蓄積してきていることから、計画的に受入対象機関を拡大していく必要がある。

#### 4 書庫の保管スペース

佐藤隆氏は秋田県公文書館『研究紀要』第四号のなかで、公文書書庫について「当初の設計では、公文書書庫の書架延長は九、一kmもあり、簿冊の厚さを一般図書並の三cmと考え、三十万冊の文書収蔵力を見込んでいた。一年に一万冊の文書を保存しても、三十年分を収蔵できる予定だった。」と記述している。

しかし、実際に引継ぎされた簿冊は平均六cmもあったことから、書庫の収蔵力は十五万冊と半減することになった。さらに、毎年一、五万冊、二万冊の公文書が引継がれ搬入されたことから、書架スペースが不足することになり、平成十四年度には未整理の配架しきれない簿冊が段ボール箱に入ったまま、廊下に積まれている状況にまでなっていた。

今年度、「廃棄のための評価選別基準」により、評価選別作業を進めてきた結果、今年度末までに未整理の簿冊についてはほぼ無くなる見込みである。

平成十四年十月末時点での保存簿冊数は合計六万二、一五三冊と  
なっている。内訳は戦前までの保存公文書一万三、四八五冊、行政  
資料一万四、〇五七冊、その他資料七、九七七冊、平成七年度まで  
引継ぎした戦後公文書の保存分一万六、一八七冊、平成八、九、十  
年度引継ぎ分で保存公文書が一万四四七冊である。

平成十一年度以降に引継ぎされ未整理の簿冊がまだ八万一、六六  
九冊も残ってはいるが、今年度末までに整理できる予定である。そ  
のうち約二万冊を保存すべき簿冊とし、毎年の引継作業に必要なス  
ペースが約四万冊分としても、今後七年間分の保管スペースは確保  
できる見通しである。

しかし、平成二十一年度以降保存公文書を配架できるスペースを  
確保するためには、移動式書架の設置による収蔵量アップや新たな  
書庫の確保が必要になると思われる。

一方、今後教育委員会を含む他機関が所管する公文書を受け入れ  
するための保管スペースについては、平成十四年度に実施した教育  
委員会所管公文書の調査が参考になる。それによると教育庁本課所  
管の簿冊は約二万冊あり、その三割が引き継がれるとし、他に総合  
教育センター・スポーツ会館等に保管している簿冊も併せると、平  
成十五年度に約一万冊の公文書が引継がれる見込みである。今後行  
政委員会等の全機関が所管する公文書を保管していくためには、概  
算で約五万冊を収容できる書架スペースの確保が必要である。

平成十五年度には県立図書館では、蔵書の増加に対処するため

に、一階と四階の図書館書庫に書架を増設する計画である。そのこ  
とで図書館の書架スペースに余裕ができることから、三階書庫を公  
文書用書庫とし、行政委員会等が所管する公文書を保管する書庫と  
したいと考えている。

### 三 閲覧利用について

#### 1 中期計画

##### ○平成十四年度

- ・昭和二十年～二十六年年度完結の公文書を利用に供する。
- ・保存公文書の全部について簿冊の配架方法を検討する。

##### ○平成十五年年度

- ・昭和二十七年～三十二年年度完結の公文書を利用に供する。
- ・保存公文書の全部についてデータベースに登録する。

##### ○平成十六年度

- ・昭和三十三年～三十八年度完結の公文書を利用に供する。
- ・保存公文書の全部の簿冊保存ケースに配架内容のバーコード  
を付与する。

- ・公文書館データベース・ネットワークシステムについて検討  
する。

##### ○平成十七年度

- ・昭和三十九年～四十三年年度完結の公文書を利用に供する。

・ 公文書情報のデータベース登録とネットワークシステムを構築する。

・ 終戦前文書に件名情報を登録する。

○平成十八年度

・ 昭和四十四年～四十七年度完結の公文書を利用に供する。

・ 県内のどこからでもインターネットにより資料目録を検索できるシステムの運用を開始する。

## 2 終戦後文書の公開

『基本構想』によると、「公文書館法に定める公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うことを目的とする施設とするとあるが、それは単にその業務を行う施設ではなく、これら三つの業務を行うことを目的とする施設である」と記している。さらに、「歴史的資料の利用とは、展示、貸出等もあるが、基本的には閲覧である」とも記している。

また、秋田県公文書館『研究紀要』第四号のなかで佐藤隆氏が記しているが「当館の所蔵資料の公開は、いわゆる三十年原則に則って、歴史資料としての価値を有するようになる三十年目としている。」と公開方針を述べている。また公文書館の公文書と情報公開の関係についても、そのなかに詳しく記述している。

一方、当館の公文書の閲覧利用要綱では、公文書の利用について、

次のように定めている。

（資料の利用制限等）

第二条 資料のうち、次の各号に掲げるものは、利用に供しないものとする。

（一） 事案の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算して三十年を経過していない資料

（二） 人権を侵害するおそれがある又は個人のプライバシーを侵害するおそれがある資料

（三） 整理又は保存上支障がある資料

このように第一号で、当館の所蔵している公文書は、三十年原則に則って公開することを明記している。

また、第二号では、公開にあたって人権や個人のプライバシーを侵害してはならないとしている。そのため平成九年度には「公文書の非公開に関する基準」を作成し、公開に対応するための準備を進めてきている。

ところが、未だ終戦前までの公文書利用に止まっているのは、平成八年度以降に引継いだ未整理の簿冊を大量に抱えていて、人権や個人のプライバシー保護の点検作業や終戦後分の閲覧目録の作成が出来ていないことから、第三号の整理又は保存上に支障があるものとして公開していない事情からである。そのために利用者からは

「事務処理を急ぎ、早く終戦後公文書の利用ができるようにして欲しい」との要望が出されている。

そこで、平成十四年度からは、未整理文書の評価選別作業と並行し、終戦後公文書の公開に向けた作業を開始した。三十年原則に則って、少なくとも昭和四十五年度までに事案完結した公文書については、年次計画をたて、公開に向けた作業を精力的に行う必要がある。

### 3 目録と書架の整理

当館で所蔵している公文書は、引き継がれた状態によって次の三つの群に分けられる。

- ①群 平成五年に引き継ぎされた、終戦前の永年保存文書
- ②群 平成五年に引き継ぎされた、終戦後の永年保存文書
- ③群 平成六年度以降に毎年引き継ぎされる永年・有期限保存文書

公文書書庫には、この三群に分かれた状態で配架されている。これら三群の公文書の利用の可否、閲覧目録作成の進度、プライバシー保護の二次点検作業、評価選別作業の進度は次のようになって

	利用の可否	目録はあるか	プライバシー保護の二次点検作業	評価選別は終了か
①群	可	完	完	完
②群	不可	未	未	完
③群	不可	未	未	未

いる。

①群の公文書については、目録作成も配架も整理されており、中性紙保存箱に入れ、公開もスムーズにできる体制になっている。

②群・③群の公文書については未整理の部分が多く公開できる状況にはなっていない。この公文書を公開にもっていくためには、全部の公文書について物理的な配架棚の場所を特定できるように、簿冊ごと保存ケースにバーコードを付与する等の一括管理できるシステムを早急に整備する必要がある。

また公文書館には、終戦前の公文書に関して、県の文書管理事務を長年にわたって統括し指導してきた佐藤啓助氏が作成された膨大な「公文書毎の目次情報」を所有している。このなかの目次情報は件名目録としても活用できる貴重な資料であり、OCR読み取り等を使いデータを直接入力し活用する研究に着手すべきと考える。

### 4 ITを活用した公文書検索システムの構築

爆発的な文書・記録の増大への対処として、公文書を科学的に管理し利用に供するシステムの構築は重要である。そのためには、コンピュータ・パソコン・情報ネットワーク・インターネットの普及が持たらした情報化社会を総合的に捉え、公文書館はそれによどのように対応すべきかについての研究は重要な課題であると考ええる。

幸いにも本県は、早い時期から「文書管理システム」に県の行政ネットワークを活用し、すべての公文書を一括管理できる体制になっている。毎年六月三十日に行う公文書の引継ぎには、引継ぎ簿



冊の「公文書目録データ」を情報ネットワーク上で引継ぐシステムになっている。

しかし、引継いだ後の公文書館の電算処理システムは、パソコン能力の限界もあり、公文書の登録、評価選別作業を BATCH 処理をしている状況である。また、利用者が公文書を探したい場合では、当館までわざわざ足を運び、備え付けのパソコンでしか検索できないシステムに止まっているために、利用者は資料を検索してみたがお目当ての所蔵公文書がなく、徒労に終わり帰ることもある。

図書館では二、三年後に「図書館情報システム」を新システムに更新する計画である。公文書館でもそれに併せ、利用者が公文書館に直接足を運ばなくとも、居住している市町村の図書館・公民館から資料の検索ができるシステムを構築すべきと考える。

できれば、インターネットを活用し、利用者が家に居ながら資料の検索、調査のできるシステムの構築も視野に入れる必要がある。

#### 四 調査研究について

##### 1 中期計画

○平成十四年度、十八年度

これまでと同様に、毎年『研究紀要』の発行、「公文書館だより」の発行、「企画展」の隔年開催、「市町村史料保存機関連絡協議会」の開催、資料のマイクロ化、複製本の作成、他機関所

蔵文書の調査等の研究事業を継続する。

○平成十六、十七年度

・ITを活用した公文書館情報提供システムの構築を研究する。

##### 2 公文書館の調査研究

公文書館法の第四条第一項では「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」と定めてあり、「これに関連する調査研究とは、歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究のことであり、それは単なる学術研究ではなく、歴史を後代に伝えるためにどのような公文書等が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究が中心である」と説明している。

そこで公文書館の調査研究としての具体的な事業は、次の業務が挙げられる。

- ① 記録管理・情報等の体系的な記録史料学の研究
- ② 行政資料の館外所在についての調査
- ③ 評価選別基準の研究
- ④ 収蔵資料群の構造・内容に関する研究
- ⑤ 目録編成に関する研究
- ⑥ 公文書検索のためのIT技術の研究
- ⑦ 公文書の保存、提供、修復についての研究

⑧企画展開催のための資料の研究

⑨他館や外国との交流と研究

### 3 当館の調査研究

評価選別や整理検索の研究については、前述したとおりであるが、当館では開館当初から次のような研究事業を行ってきている。

①他機関や県外所蔵資料の調査

②『研究紀要』による研究成果の発表

③貴重文書のマイクロ化、複製本の作成

④破損・汚染した史料の修復と調査

⑤「企画展」の開催

⑥「市町村史料保存機関連絡協議会」の開催

⑦「古文書解読講座」の開催

⑧「公文書館だより」の発行

今後とも、これら研究事業を継続し、更に充実していく考えである。これからは更に次のような調査研究事業を推進する必要があると考える。

①「ITの活用」 情報機器や情報ネットワーク及びインターネット

ネット等を活用することで、膨大な文書データの登録、資料管理ができる。また利用者にとっても、いつでもどこからでも居ながらにして資料を調べることが出来るようになる。ただ情報システムの構築には専門的な情報知識・技術・経験が必要で

あり、システムの構築には長期間を要し、非常に難しい事業ではある。

幸いにも県立図書館のIT活用は先進的であり、また優秀な技術者もおられることから、併設館としての利点を活かし、両館が協力しあいながら、ハードやシステムの研究を進めていく方が効率的であると考ええる。

②「資料目録、編成の研究」 利用者にとって資料目録にある情報が詳細であればあるほど、調査・検索が容易になり、利用価値は高くなる。しかしデータが詳しくなればなるほど、作成側の作業や労力は膨大になっていく。あまり労力をかけずに、そして利用に便利な目録編成情報の研究は絶えず進めていく必要がある。

③「資料のマイクロ化、複製本の作成」 資料のマイクロ化や複製本の作成についてはこれまでも実施してきている。

公文書館は「この世にたった一冊しかない、歴史的に貴重な公文書を未来永劫まで保存・保管する」という使命があり、今後も利用頻度の高い文書や本県から散逸した貴重資料の複製本の作成や「こんにやく版印刷」等のように劣化が急激に進み消滅する恐れのある資料についてのマイクロ化や複製本の作成を急ぐ必要がある。

五 専門職員について

1 中期計画

〔職員構成〕

	館長		班長		職員		
	行政職	行政職	教育職	教育職	専門職	教育職	行政職
平成十四年度	1	1					3
十五年度	1	1					3
十六年度	1	1	1		2	3	1
十七年度	1	1	1		2	3	1
十八年度	1	1	1		4	2	1

2 アーキビスト

平成五年の全史料協研究会報告「公文書館における専門職員の育成及び資格制度に関する研究会報告書」によると、公文書館の専門職員について「文書館の基本機能の一つは、ある組織がその運用上作成した記録を、それ自身の必要に応じて保存することであり、様々な記録のうちから永久保存価値を有する資料を選択し、適切に保存すると同時にそれを広く一般の利用に供するための業務に従事する、アーキビストと呼ばれる専門職員が必要とされている」と記されている。

専門職員は次のような業務を行うものである。

① 公文書等の保存・管理業務

a 移管、収集：…もとの保管場所の保存状況や所在を調査し、収集または移管し、文書館の管理下におくこと

b 評価選別：膨大な記録資料の中から永久保存価値を有する記録遺産を評価選別し、後代に残すこと

c 整理、保存：保存記録を物理的、化学的、生物的その他の要因による破壊、劣化、汚損などの被害から守り、配架等必要な整理を行うこと

② 公文書等の閲覧利用業務

a 科学的管理：歴史的資料の利用のため、文書群の内的構造を分析し、検索手段を整える等科学的に管理するとともに、閲覧、展示、出版、マイクロフィルム化その他の適切な方法を通じて、一般の利用に供すること

b レファレンスサービス：文書館の所蔵資料の内容を把握し、問い合わせ等に専門的に対応すること

c 普及業務：展示・出版物等で記録史料を紹介したり、記録史料や研究成果についての講座や講演会の開催などにより一般に広く提供すること

③ 文館学の研究

図書館学のように、公文書館に関する知識と体験を体系化し、共通の理論的領域を研究すること

これらの業務を遂行するためには、専門職員は次のような資質を有していることが望ましいとしている。

①個人的資質として、研究熱心で探求心が持続でき、組織との協働力と適応力を持ち、歴史的感性が優れていること

②専門的資質として、まず文書館学を修め、日本史・世界史・地域史・文化史の歴史的素養があるとともに、行政組織の沿革や法規や施策の形成に精通した行政知見の豊富なこと、更に検索等の情報科学分野の理論と技術に精通していること

③幅広い教養として、過去・未来をどのように捉え、そこからいかなる未来を見通せるのかという歴史学の素養・方法と地域的特質をどのように理解し、いかなる展望できるかという能力に加え外国語を習得していること

公文書館業務を遂行していくためには、非常に専門的知識・技術が必要であり、博物館の学芸員や図書館の司書と同様に、長期的には専門職としてのアーキビストの存在が不可欠である。

### 3 公文書館職員

これまでは公文書館の古文書業務における専門職員の役割を担う職員として教員を充ててきた。開館当時は古文書を解説し歴史が解る人材が必要で、中・高の歴史の教員が最も適しているとの考えであったと思う。ゼロから出発した公文書館を試行錯誤を繰り返しながら古文書業務の基礎を築いてくれた。

しかし、開館から十年が経過し、前述した業務を確実に遂行しな

がら更なるステップアップを図るには、長期的な展望にたった専門職員の育成をしなければならぬ時期にきていると考える。

公文書館の業務が歴史の教員の知識で間に合っていた頃から、体系的・継続的な文書の管理・保存・研究等の業務運営を求められている時期にきている。そのためには、二、三年で異動する教員だけを専門職員に充てることには無理があると考える。

特に、今年公文書業務を担当してみても、歴史学の知識も勿論大切ではあるが、それ以上に「公文書業務をやってみよう」という強い情熱を持ち、歴史的感性に優れた職員が、公文書館の目的を達成するにはどうしても必要であることを痛感した。公文書業務に意欲的な専門職員を採用し、その職員が計画的に事業を推進していく時期にきていると考える。

ところが、アーキビストの育成のための教育機関や養成課程が十分に確立されていないこと、資格付与が未だできていないこと、処遇面の配慮がないこと等の問題を抱えていることから、すぐに育成できるものではない状況ではある。当分の間は専門知識・技術についてはオン・ザ・ジョブで育成していくことにならざるを得ないと考える。

「公文書館法」第四条第二項では、「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」と規定しているが、総務省の「公文書館法解説要旨」によると、「公文書知識技術の習得方法について

は、養成、研修等の体制が整備されていないことから、当分の間はその業務を行うことができると判断される者を専門職員として任命すればよい」と記述している。

また都道府県公文書館における専門職員の配置状況を見ると、

都道府県立公文書館の専門職配置状況

都道府県名	専門職員
1 福島県	学芸員 5名
2 茨城県	専門職員 7名
3 栃木県	専門員 1名
4 群馬県	専門職員 8名
5 埼玉県	専門職員 12名
6 東京都	専門職員 1名
7 新潟県	文書研究員 6名
8 大阪府	専門職員 2名
9 兵庫県	専門職員 1名
10 和歌山県	専門職員 1名
11 広島県	専門研究員 5名
12 山口県	専門職員 2名
13 沖縄県	専門職員 9名
専門職員「配置なし」「不明」：14道府県	

(平成14年「第14回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議」資料より集計)

となっている。

今後の公文書業務については、未整理の公文書に関しての評価選別整理は今年度でほぼメドがたつことから、これからは、その年度に引継ぎされた公文書と知事部局以外の機関で保管する公文書の評価選別作業、後代に残す公文書の二次選別の研究、保存資料の内容整理作業、公開に向けて「公文書の非公開に関する基準」により保存簿冊のプライバシー保護についての二次点検作業、目録の整理作業、閲覧のための配架作業、資料のマイクロ化・複写本の作成、資

料の修復作業、保存目録の作成、評価・保存の体系的の研究等の業務を行うことになっていくものと考ええる。

これらの事業を遂行していくために次のような職員構成が望ましいと考える。

①アーキビストとしての専門職員を二～三年に一人づつ、採用する。公文書業務を担当するアーキビストには、文書館学に加え、県の行政全体における位置づけの理解や関連する事務の全容や文書のしくみを知っておくことも重要であることから、数年ごとに行政部門を経験させる人事ローテーションも必要である。

一方、古文書業務を担当するアーキビストには、古文書の解読、総合目録の体系的整備、歴史資料の調査や修復、レファレンス等に関する専門知識・技術を習得し、継続的な研究を行える職員が望ましい。

②しかし、アーキビストが戦力としてやっていけるようになるには数年以上の業務経験が必要としている。歴史的時間幅の中で、現代の文書・記録を理解し、その再構築が後代において可能となるには、資料を管理する識見によって確立できる。そのため人材の確保には、当分の間は歴史学の解る教員を充てることで対処する必要がある。

③公文書の評価選別するには、各事務の法的根拠、各課の実務概要を把握し、その事務・事業が課所業務のなかで主要な位置を占めているかについて判断できることが重要であり、行政経験の豊富

な主任以上の行政職職員を配置する必要がある。

- ④ これからの公文書館には膨大な文書データの登録・検索や情報ネットワークなどのIT技術の高度な活用が不可欠であるため、これらの知識・技術のある行政職職員の配置も必要である。

- ⑤ 毎年引き継ぎされる公文書の一次評価選別作業には、行政経験の豊富な知事部局を退職した非常勤職員の経験と知識を活用する。

後述するが、平成十六年度には古文書業務を再度公文書館に移管することとし、次のような人事配置が望ましいと考える。

- ① 公文書業務を担当する職員は、行政経験の豊富な班長のもとに、目録作成等の体系的・永続的な研究や業務運営をする専門職員、行政事務の解る行政職員、歴史的視点で公文書を評価できる教員が協力しあいながら業務を遂行する。

- ② 古文書業務を担当する職員には、これまでの業務を熟知している班長のもとに、目録作成等の体系的継続的な研究を行う専門職員と、古文書も読め歴史や地域史料に詳しい教員が協力しながら業務遂行することが望ましいと考える。また事業の一部については、非常勤職員の活用や歴史研究団体に委託することも効果的と考える。

## 六 古文書業務について

### 1 中期計画

○平成十四年度

・ 古文書業務を県立図書館に移管した。

○平成十六年度

・ 古文書業務を公文書館に移管する。

### 2 古文書移管の経緯

平成十四年四月に、公文書館から古文書業務と担当職員を県立図書館に移管した。それは平成五年開館時から、古文書業務の専門職員の役割を担ってもらうのに、歴史学を修めた中・高校教員を迎えてきたことで起きた諸問題を解決するために行ったものである。

教職にあった職員が公文書館古文書担当職員になると任命換えになり、職員給与の適用給料表が教育職から行政職に変わることになることで、給与が一挙に数万円もダウンすることになる。このことで長年にわたり職員に不満が蓄積し、職員の志気の低下や優秀な教員の確保が難しくなってきた。この問題を解決するために、知事部局への出向の形をとらず給与表も教育職を適用できるように、教育委員会が所管する県立図書館に古文書業務を移管したものである。

### 3 古文書業務の所管はどうあるべきか

古文書業務の図書館への移管は、業務を適切に遂行していくために、担当する職員として優秀な人材を確保することが急務であったことからであるが、古文書業務そのものについて「公文書館と図書

都道府県立公文書館の状況

	設立 年度	所管 部門	公文書古文書の所管		保存廃棄 選別権限	館へ引継を 義務化
			両方	公文書のみ		
北海道立文書館	昭60	知事部局	○		文書主管課	
宮城県公文書館	平13	知事部局		○	文書主管課	
秋田県公文書館	平5	知事部局		○	○公文書館	○
福島県歴史資料館	昭45	教育庁	○		文書主管課	
茨城県立歴史館	昭48	教育庁	○		主務課	
栃木県立文書館	昭61	教育庁	○		文書主管課	
群馬県立文書館	昭57	教育庁	○		文書主管課	
埼玉県立文書館	昭50	教育庁	○		文書主管課	
千葉県文書館	昭63	知事部局	○		文書主管課	
東京都公文書館	昭43	知事部局	○		主務課	
神奈川県立公文書館	平5	知事部局	○		○公文書館	○
新潟県立文書館	平4	教育庁	○		文書主管課	
富山県公文書館	昭62	知事部局		○	文書主管課	○
長野県立歴史館	H6	教育庁	○		文書主管課	
岐阜県歴史資料館	昭52	教育庁	○		文書主管課	
愛知県公文書館	昭61	知事部局	○		文書主管課	
京都府立総合資料館	昭38	知事部局	○		文書主管課	
大阪府公文書館	昭60	知事部局	○		主務課	
兵庫県公館県政資料館	昭60	知事部局	○		文書主管課	
和歌山県立文書館	平5	知事部局	○		文書主管課	
鳥取県立公文書館	平2	知事部局		○	文書主管課	
広島県立文書館	昭63	知事部局	○		文書主管課	
山口県文書館	昭34	教育庁	○		文書主管課	
徳島県公文書館	平2	教育庁	○		文書主管課	
香川県立文書館	平6	知事部局	○		文書主管課	
大分県公文書館	平7	知事部局		○	文書主管課	
沖縄県公文書館	平7	知事部局	○		○公文書館	○
計		知17, 教10	22	5		

（平成14年「第14回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議」の資料から集計）

館のどちらで所管した方が望ましいか」に関しては次のように考える。

二七の都道府県立公文書館について調査してみると、古文書業務の所管に関しては設立時の事情が関係していることから一律的な比較は難しいが、公文書館が公文書業務のみを所管し古文書業務をとり扱っていない館は、宮城・秋田・富山・鳥取・大分県のみであり、これらの館も別に古文書業務を扱う「歴史資料館」等を保有している。また富山県においては公文書館に古文書業務を移管するための検討を行っている。

また、「公文書館法」の解釈要旨によると、「地方公共団体は、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民に共通の財産として継続的に後代に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これらを保存し、利用に供することは極めて重要である」という基本認識にたち、第二条における「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録をいい、その他の記録とは、公文書以外のすべての記録をいい、古書・古文書・その他私文書も含まれる」としている。

そのため、昭和六十一年の公文書館法の成立以後には、その趣旨に添って、条例上で「歴史資料として重要な公文書その他の記録」というような表現が多く、それぞれの自治体の公文書と、歴史資料としての古文書の両方をあわせて収蔵している場合がほとんどである。

更に、当館の設立時の基本理念である『基本構想』には、「県立図書館の蔵書のうち、古文書、史料については、文芸・哲学等に関する史料を除き公文書館に移管する。県民に対する利用上の便宜を最優先するものである。」と記されている。

安藤正人氏、青山英幸氏は『記録史料の管理と文書館』のなかでも、「前近代と現近代とは別かち難く連続している。過去と現在を総合的に捉えるために、古文書・古記録は、公文書の延長線上に位置するものである。」と記述している。

また、図書館の主要な機能は「出版刊行図書収集と県民への閲覧貸出に供する」ことである。古文書業務にとっては重要な「この世に一つしかない資料の保存管理や修復」と「歴史的な資料の調査研究」については図書館の機能には不足している。

これらを総合すると、「公文書館が古文書業務も所管すべきである」と思量するので、近い時期には古文書業務を公文書館に再度移管することが適当であると考える。

その際には、教員から公文書館に向向する職員には教員の身分のままでの出向や研究職給与表の適用等についての検討や、専門職員の採用について検討していかなければならないと考える。

ところが、秋田県公文書館は前述したように、この一、二年の間は、評価選別作業の遅れの解消、終戦後の公文書の公開準備や目録作成をはじめとする資料の整理等の課題解決を急がなければならぬ状況にあることから、これらに一定の目途がたつ、平成十六年度



に再度古文書業務を公文書館に移管するのが望ましいと考える。それまでは、利用者へのサービス低下にならないよう、公文書館と県立図書館が連携をとりながら公文書・古文書業務を行うことが重要である。

今年度、古文書班が担当してきた業務をみると、「「洪江和光日記」の翻刻刊行、「国典類抄」の索引作成、「総合目録」の作成、「県内史料所在目録」の作成等は数年をかけた体系的な研究・整理が必要な事業であり、「古文書解説講座」・「企画展」等の普及事業、県外史料のマイクロ収集や後世までの史料保存・修復、史料レファレンスとしての利用者への的確な対応等は非常に専門的知識、技術が必要であることから、高度な専門知識を持った職員が継続的に実施しなければならぬ業務ばかりである。

これらを行える職員は、長期的には歴史学を修めた専門職員を採用し育成すべきであるが、数年間は即戦力にはなれない。歴史に詳しい教員の活用や事業の一部を歴史研究団体に委託しそのノウハウを活用するなどにより、古文書業務を的確に執行していく必要があると考える。

## おわりに

平成十四年四月公文書館長に赴任した時は、公文書館の抱える課題の多さにどうしたものかと当惑したが、ここは課題を一つひとつ

クリアしていく以外に目的実現への方法は無いと思い、最も重要な課題であった、未整理簿冊の解消のための評価選別作業を急ぐことにした。

まず手始めに一冊一冊の簿冊をめくり、保存すべき文書を評価する作業から始めた。保存簿冊か廃棄簿冊かの最終決定は、職員全員で文書作成課所毎に簿冊を一冊ずつ話し合いながら決定していくことになる。この作業はやっていくほど、評価選別の難しさと怖さを否応なく体験することとなった。

いろいろ悩んでいた時、安藤正人氏・青山英幸氏が書かれた本のなかで、次の文章に出会うことができた。それには「ほとんどの評価・選別基準は、取得するための基準であり、廃棄するための基準ではない。……。今後の方向としては、歴史的に重要なものを取ることを目的にした正の側面と、その価値の少ないものを捨てることを目的とした負の側面とを、あわせ持った二面的なものにする必要がある。」との内容でした。

「秋田県行政文書管理規則」では、公文書の全量を公文書館で引継ぎ、選別する権限も持つ制度になっている。そのため毎年二万冊以上の公文書整理をしなければならない。しかし、公文書の評価選別を正の側面でのみ整理しようとしてきたことで、評価選別作業に時間がかかり大量の未整理簿冊を抱えることになってしまった。

そこで負の側面としている「捨てることを目的とした選別基準」をまず作成し、整理を急ごう、正の面の評価選別は選別基準が確定

できた時点で二次選別にゆだねようとの考えに至った。

秋田県公文書館は、県立図書館との併設という利点があり、書庫をはじめすばらしい設備が備わっている。また、公文書に関する規則・要綱・仕組みも理想的に近い制度になっている。この恵まれた環境を活かし、設置目的を早期に実現していくためには、課題を解決するための「公文書館中期計画（案）」を策定し、このなかの施策を一つひとつ確実に実行していくことが不可欠であると考えた。

しかし、まだまだ経験や勉強不足であり、急ごしらえの課題解決のための計画に成らざるを得なかった。しかし、これまでは計画が無く、個々の課題にその都度対応してきた状況であり、「これを変えなければ。まず計画を作ることが必要だ」との考えによるものである。これからは毎年この計画に見直しをしながら、枝葉をつけ、より良い計画に改訂し、施策の実施に努めて欲しいと考えている。

最後に、この「公文書館中期計画（案）」を作成するに当たっては、多数の先学を参考にさせていただきました。本当にありがとうございました。

特に、安藤正人氏・青山英幸氏の『記録史料の管理と文書館』と鈴江英一氏の『近現代史料の管理と史料認識』には公文書全般にわたる示唆をいただきました。改めて感謝申し上げます。

## 参考文献

○安藤正人・青山英幸『記録史料の管理と文書館』（北海道大学図書刊行会、

一九九六年）

○鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』（北海道大学図書刊行会、二〇〇二年）

○石井正敏ほか『今日の古文書学第十二巻・史料保存と文書館』（雄山閣出版、二〇〇一年）

○日本図書館協会『秋田県立図書館・公文書館建設基本構想』（一九九九年）

○日本学術会議『公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について（要望）』（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動』

岩田書院、一九九六年）

○全史料協研究会『公文書館における専門職員育成及び資格制度に関する研究会報告書』（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動—全史料協の二十年—』岩田書院、一九九六年）

○佐藤隆『公文書の評価選別と公開非公開の基準についての試論』（秋田県公文書館『研究紀要』第四号、一九九九年）

○揖場徹夫『公文書選別事務の現状と課題』（『神奈川県立公文書館紀要』創刊号、一九九八年）

○石原一則『現代公文書の評価・選別方法について』（『神奈川県立公文書館紀要』第二号、二〇〇〇年）



# 明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について

柴田 知彰

はじめに

「地方官官制」の改正と県庁の職務分課の変遷

- 1 明治二十三年改正下の県の職務分課
- 2 明治二十六年改正下の県の職務分課
- 3 明治三十八年改正下の県の職務分課
- 4 大正二年改正下の県の職務分課
- 5 大正十五年改正下の県の職務分課

はじめに

本稿は、明治後期大正期、すなわち明治二十年代初頭から大正末年までの県庁の職務分課の推移をたどり、組織的改編の意味を確認し、これを時期的に区分して整理する試みである。明治前期の県庁の職務分課については、高橋務氏により詳細な整理が既に行なわれている<sup>1)</sup>。本稿は、明治後期以降について職務分課の整理を継続することを目的とする。

膨大な県庁文書群の合理的な整理には、高橋氏の論じられたように、出所である県庁の機構変遷とその職務内容の正確な把握が必要である。また、記録史料群には組織性と連続性という二つの内的秩序が存在すると考えられる<sup>2)</sup>。このうち組織性の内的秩序の方は、出所の組織的改編に伴い変化する場合がある。史料群の階層構造の変化であり、「経年変化」とも呼ばれている<sup>3)</sup>。拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元<sup>4)</sup>」では、高橋氏の整理された県庁職務分課の時期的区分が史料群の経年変化にほぼ反映されていることを確認できた。

本稿では、明治後期大正期の職務分課の変遷を明らかにし、この時期に作成された県庁文書群の内的秩序を復元する作業の基礎としたい。

本稿が対象時期を明治後期大正期としたのは、現時点での調査の進展度による。また、大島美津子氏は、明治十九年(一八八六)の「地方官官制」制定と二十三年および二十六年の全面改正で、地方官庁機構の原型が確立されたとしている<sup>5)</sup>。明治後期大正期は、国家体制

の完成とそれに続く国際化、大戦をはさんだ社会と政治の変動の時代であった。そうした中で、地方官庁機構も一応の完成をみた後、変動への対処を迫られていったと考えられる。

さて、高橋論文でも紹介されたように、この時期の秋田県庁の分課の変遷に言及した刊行書は数少ないが、本稿の対象とする明治二十二年以降は、「秋田県報」を追うことにより職務分課を明確にできる段階に入る。本稿では高橋論文の方針に則り、可能なかぎり県庁機構の変遷をその職務内容の点検を通じて検討した結果を報告したい。

### 「地方官官制」の改正と県庁の職務分課の変遷

県は国家の地方機関であり、その職務分課は基本的に国家の地方官制およびその職務を規定する法令等に基づいて改編された。高橋論文では明治二十年代前半までの地方制度を、(1)「県治条例」、(2)「府県職制並事務章程」、(3)「府県官職制」、(4)「地方官官制」の四法令に基づいて区分している。

「地方官官制」に基づく地方制度は、明治十九年から昭和二十二年（一九四七）まで六〇年有余継続した。昭和二十二年の「地方自治法」制定による「道府県制」廃止の後、「地方官官制」も廃止されたい。

本稿の対象とする期間には、「地方官官制」の全面改正が次の五回

実施されている。すなわち、(1)明治二十三年十月十一日、(2)明治二十六年十月三十一日、(3)明治三十八年四月十九日、(4)大正二年六月十三日、(5)大正十五年六月四日である。県庁の職務分課変遷の大枠も、基本的には右に基づくので、本稿でも五期に分けて叙述する。

#### 1 明治二十三年改正下の県の職務分課

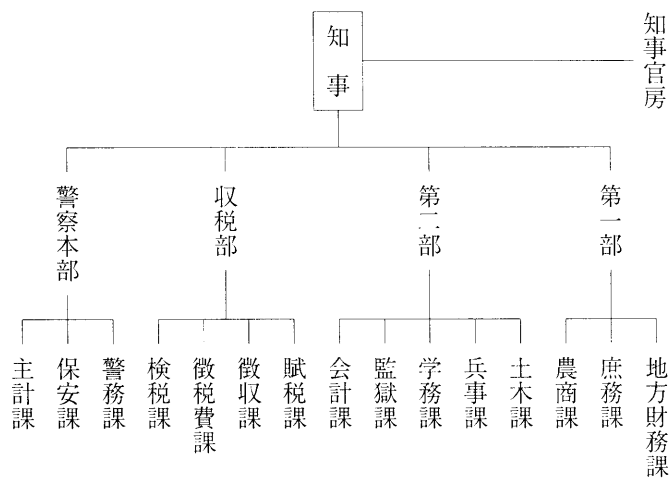
明治十九年七月二十日制定の「地方官官制」では、府県の職員に知事・書記官・収税長・属・収税属・典獄・副典獄・書記・看守長・看守副長、警察官としては警部長・警部・警部補、郡区に郡長・区長・書記、島地に島司を置くこと定められた。知事は勅任二等または奏任一等、書記官は二人で奏任二等以下、収税長、警部長は各一人で奏任四等以下、郡長、区長は奏任四等以下、島司は三等以下とされた。

組織機構としては、第一部・第二部・収税部・警察本部の四部制が定められた。書記官二人と収税長および警部長が各部の部長に位置付けられ、知事―部長―課長の職階制が完成した。

この「地方官官制」に基づき、明治十九年九月八日にまず「秋田県処務細則」が制定され、翌二十年一月十七日、若干の補訂を加え「秋田県庁処務細則」が制定された。そして、二十二年三月二十八日、「秋田県庁処務細則」が制定され、県庁、収税部、警察の三処務細則が統合された。全体が七章で編成され、組織、分掌、文書收受、文書調理、文書発送、職務心得、当直員心得の章が立てられた。図1はその分課である。

図1以降の本庁職務分課の変遷をまとめてみよう。まず明治二十二年八月九日、収税部が監税・調税・徴税費の三課に再編された。従前の賦税・徴収課の事務が調税課に統合され、検税課の事務の一部が監税課に引き継がれた。監税課の事務には、文書主務の仕事も含まれた。また、監税・徴税費課の事務に、同年六月設置の収税部

図1 明治22年の県の職務分課 (3・28改定)



知事官房

地方財務課

庶務課

農商課

土木課

兵事課

学務課

監獄課

會計課

賦税課

徴収課

徴税費課

検税課

警務課

保安課

主計課

出張所への対応も見られる。次に、翌二十三年六月十九日、第一部が庶務・文書・農商の三課に再編された。従前の庶務課の事務から文書課が独立し、知事官房の事務の一部も移管されている。従前の地方財務課の事務は、庶務課と第二部の会計課にそれぞれ併合された。また、収税部が賦税・徴収・徴税費の三課に再々編されている。従前の監税課の事務は、一部が徴税費課と「文書主任」に移管された。調税課の事務の一部は、賦税課と徴収課にそれぞれ移管された。

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下のようなようになる。第二部関係では、明治二十三年三月十一日、「第二部土木課出張所処務規程」が制定された。横手・鷹巣・本荘に出張所が設置され、県内は三つの土木管区に分けられた。また、図1以前になるが、十九年九月二十九日に「秋田大曲監獄処務細則」が定められた。同月八日の「秋田県処務細則」で第二部に監獄課が設置され、従前の監獄本署は「秋田監獄」、支署は「大曲監獄」とされていた。収税部関係では、二十二年六月二十六日に「収税部出張所処務細則」が制定された。同年七月一日をもって、各郡役所内に府県収税部出張所の設置が決められたためである。警察本部関係では、図1以前の十九年十二月六日、「秋田県警察処務細則」が制定されている。その後、二十一年三月二十三日、「秋田県警察本部処務細則」、同年四月五日に「警察署分署処務細則」が制定され、翌年三月二十八日には前者が県処務細則に統合された。以降、警察署および分署の処務規程は別

に定められる形になった。二十年前後から、各部の出張所や支署の処務規定が独立して定められる傾向が見られる。

この他、図1以前、明治十九年に県庁に蚕種検査所が設置された可能性もある<sup>34)</sup>。また、二十年三月三十一日には「秋田測候所規程」が制定された<sup>35)</sup>。

一方、明治十九年十月二十一日に「郡役所処務規定」が制定され<sup>36)</sup>、二十二年四月二十六日には「郡役所処務細則」および「郡役所処務準則」に改訂されている<sup>37)</sup>。

明治二十三年十月十一日、「地方官官制」の全面改正が行なわれた。前年二月には「大日本帝国憲法」が公布、十二月に「内閣官制」が公布されていた。二十三年五月には「府県制」および「郡制」が公布され、七月には第一回衆議院議員総選挙が実施された。「地方官官制」の全面改正は、十一月の第一回帝国議会の開会前に行なわれた。民党の多数を占めた議会に対し、政府が地方統治機構の強化を図った可能性も考えられる。

この改正により、府県の職員に知事・書記官・警部長・収税長・参事官・技師・典獄・属・技手・警部・収税属・監獄書記・看守長・郡に郡長・郡書記、島地に島司・島庁書記を置くことが定められた。知事は勅任と規定され、書記官は一人で委任、警部長と収税長は各一人で委任二等以下、新設の参事官は二人で委任三等以下、典獄は一人で委任四等以下、郡長は委任三等以下、島司は委任二等以下とされた。明治十九年の「地方官官制」と比較し、全体的に職員等級

の格上げが行なわれている。

知事は、内務大臣の指揮監督を受け、法律を執行し、県の行政を総理すると規定された。法令面では、法律命令の範囲内において官報等で公布した後、府県令や庁中の処務細則を制定することができた。また、委任官につき功過を内務大臣および主務大臣に具上し、判任官以下については任免や賞与の権限を持った。これらの点は、明治十九年の「地方官官制」とほぼ同じであり、二十三年以降の改正においても基本的に変化が無い。

府県の機構としては、知事官房と内務部・警察部・直税署・間税署・監獄署の二部三署が置かれた。知事官房の設置が初めて規定された他、従前の収税部が直税署と間税署に分化した。収税機構が発展整備された結果とみなせる。また、従前の第二部監獄課が監獄署として独立した。各部署においては、内務部長に書記官、警察部長に警部長、直税署長兼間税署長に収税長、監獄署長に典獄をもって充てた。内務部の分課は「地方官官制」中で規定されていたが、他の一部三署の分課は主務大臣に報告し知事の権限で定められた。

また、知事の諮詢に同じ意見を具申し、審議立案を行なう参事官が新たに配置された。知事の命をうけて内務部の各課長を兼ねる他、臨時に各部署の事務を補助する役目も与えられていた。職員等級では内務部長より格下だったが、知事の政策判断に影響力を持つたことが想像できる。

その他、管内に直税分署と間税分署を設置することが定められた

が、これは従前の府県収税部出張所が分化発展した形である。また、郡長・島司には部内に警察規則を發する権限が与えられた。

明治二十三年「地方官官制」は、二十六年十月までの府県の職務分課を基本的に規定した。この間、秋田県で県処務細則の全面改正が実施されたのは、二十三年十一月十五日の一回のみである。その前月二十日に全七条から成る「処務規定」が出され、まず分課係名のみ暫定的に定められていた。「秋田県処務細則」は、十一月十五日に正式に制定された。分課組織、事務分掌、処務順序、雜則の全四章で編成された。

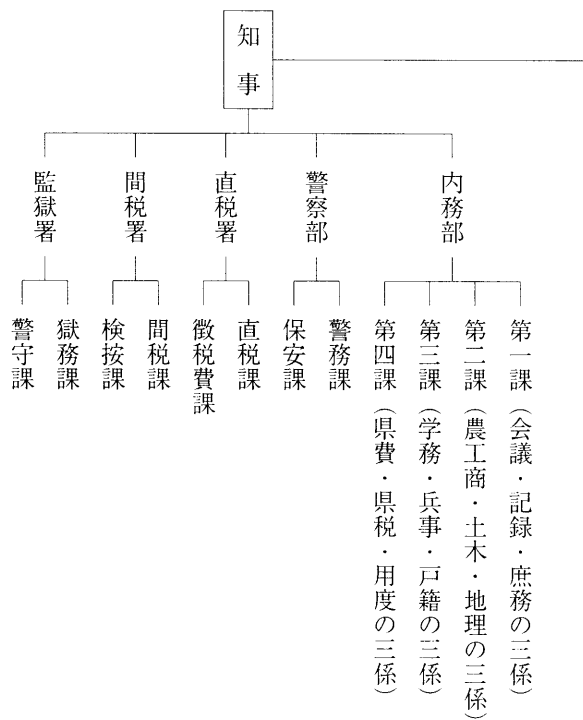
明治二十二年のものと比較すると、文書関係の規定が処務順序の章に簡潔にまとめられた形になっている。その代わり、文書の收受發送、編纂保存についての細則は別に規定することとされた。県の文書制度が、二十二年時点よりも整備された結果と言えよう。一方、内務部以外の一部三署については、文書を直接收受し、完結後その部署で保管するものと定められた。もっとも、二十二年の県処務細則においても、収税部と警察本部の文書管理につき同趣旨の内容が認められる。右の二部では、その当時から既に文書書庫が本庁と分離していたものと見られる。その他、宿直および当直員に関する規程も別に定めることとされた。

分課は図2のような形になった。二部三署制のもと、課の下に新たに「係」が置かれている。係の名称は、「地方官官制」に示された各課分掌に大体基づいて付けられた。十月の暫定的な「処務規程」

と対照すると、分課係に若干の修正が認められる。事務分掌を具体的に作成する過程で、課係名の変更や再編、追加が必要となったためだろう。

また、各部署所管の事務で、左の事項が参事官との合議を必要とされた。「県令及重要ナル告示案」、「成規定例トナルヘキ訓令案」、「重要ノ事件ニ付國務大臣ニ対スル稟申案」、「法律上ノ疑義ニ関ス

図2 明治23年の県の職務分課（10・21改定）  
知事官房（職員・往復の二係）





ル経同若クハ指令案」、「重要ノ事件ニ関スル処分又ハ命令案」、「県会ニ提出スヘキ議案」、「県参事会ニ関スル事項」の七項目である。<sup>43</sup> 県政上の重要事項の審議に携わっており、参事官の権限は大きなものだったと言える。

さらに、「地方官官制」に規定のない臨時委員も設置された。臨時委員は、各部署所管の事務であっても、創設に関わるか、重要にして特に審按を要するものを処理する際に置くことと定められている。また、警察署分署と直税および間税分署の事務規程は別に定めることとされた。これは、明治二十三年以前からの実態を、県処務細則上で初めて条文化したものである。

さて、図2以降の本庁職務分課の変遷は、以下の通りである。明治二十五年十月十日、監獄署が庶務・警守・作業・経理の四課と医務・教務の二所に再編された。<sup>44</sup> 従前の獄務課の事務がほぼ庶務課へ移行し、またその一部から作業課と経理課が独立している。同年八月五日の内務大臣訓令「監獄署分課標準」による再編であり、<sup>45</sup> 組織機構が格段に整備充実した。監獄支署の事務規程を別に定めることも示されている。同年十二月二十七日には、「本庁各部署長分任条件」が定められ、<sup>46</sup> 各部署長ごとの分任条件<sup>47</sup>が一つの規程に統合された。

次に、出先機関の処務規程等の変遷をまとめてみたい。まず内務部関係では、明治二十三年十月二十八日、第二部土木課出張所が「内務部第二課出張所」と改称された。<sup>48</sup> 二十三年の県処務細則による機

構改編に対応したものである。直税および間税署関係では、同年十一月六日、「本県直税分署間税分署処務規程」が制定された。<sup>49</sup> また、二十五年十二月二十七日には、常置度量衡検定所が県庁構内に設置された。<sup>50</sup> この他、二十四年四月、秋田市中城町に農事試験場の設置された記録が有る。<sup>51</sup>

郡役所に関しては、明治二十三年の「郡制」公布後、二十五年三月三十日に「本県郡役所分課規程」が制定されている。<sup>52</sup> 「郡制」により、郡は公共団体としての実体を一応持つこととなったが、職務分課は県の訓令により統一的に定められた。

## 2 明治二十六年改正下の県の職務分課

明治二十六年十月三十日、「地方官官制」の全面改正が行なわれた。同年に完了した全官僚機構の法的整備の一環であった。<sup>53</sup> 府県の職員構成は、知事以下、二十三年改正時と全く同じである。その代わり、職種別の奏任官・判任官の等級規定（奏任○等以下など）は、この改正時から取り払われた。また、参事官の定数が二人から一人に減員されている。

府県の機構は、知事官房と内務部・警察部・収税部・監獄署の三部一署制になった。従前の直税署と間税署が再び収税部に統合される。収税属の定数が減員されており、再編に伴う行政整理とも考えられる。また、衛生に関する事務が、内務部から警察部の所管に移された。各部署の長については、収税部長に収税長を充てた以外、二十三年改正時と変わらない。内務部以外の部署につき、知事の権

限で分課を定めることができるのも同じである。

その一方、知事や内務部長の事故時の代行者は、二十三年改正時より綿密に規定された。府県庁の機能停滞を防ぐための装置であり、近代的な行政組織としての整備が認められる。また、知事の職権に属する事務の一部を、郡長または島司に委任することが初めて規定された。これまでの警察規則に替わり、それぞれ郡令、島庁令を発する権限が与えられている。

また、収税部の設置により、府県内の須要地に収税署を配置することが定められた。従前の直税分署と関税分署が再び統合された形である。

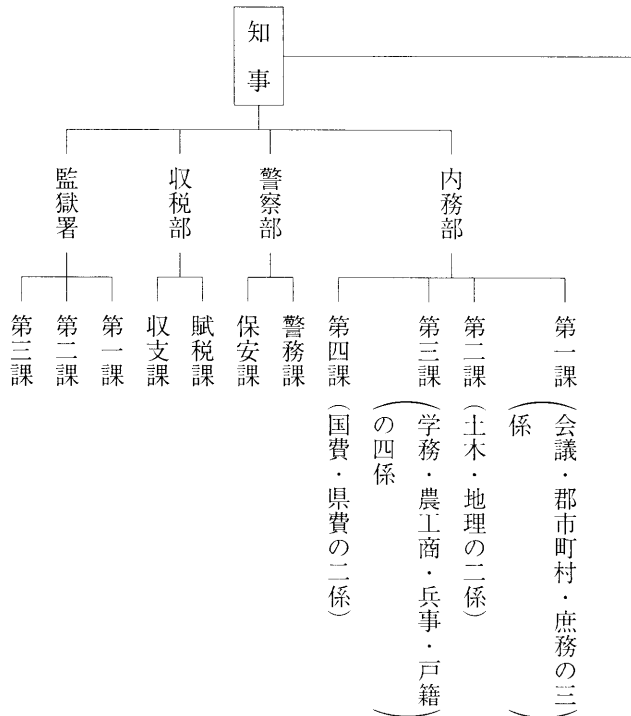
この明治二十六年「地方官官制」は、三十八年四月までの府県の職務分課を基本的に規定した。この間、県処務細則の全面改正は三回実施された。①明治二十六年十一月二十九日、②明治二十九年三月三十一日、③明治三十一年四月一日である。

①の「秋田県処務細則」については、「秋田県報」また「秋田県県令全書」掲載の訓令に「別冊ノ通相定」とのみあり、本文が収録されていない。秋田県公文書館の所蔵資料の中に、この「別冊」に該当するものは発見できなかった。しかし、明治二十三年と二十九年の県処務細則が全く同じ章編成であることから、①の場合も類推可能である。分課組織、事務分掌、処務順序、雑則の全四章編成と考えてはば間違いないだろう。また職務分課の方も、二十六年十二月二十八日の「秋田県官報々告規程」と二十七年「秋田県職員録」を

参照すれば復元できる。図3が、その復元した分課である。内務部では、農工商係が第二課から第三課に移り、衛生係が警察部への事務移管に伴って消えている。また、監獄署がかなり簡略な分課になった。

図3以降の本庁職務分課の変遷は一回のみである。ただし、組織

図3 明治26年の県の職務分課（11・29改定）  
知事官房（秘書・往復の二係）



の大きな改編も含まれている。明治二十七年七月二十四日、内務部に第五課が増設され、農工商係と報告係が置かれた。農工商係は、第四課からの移動である。二十六年「地方官官制」では、地方事務の状況により、内務大臣の認可を得て内務部に課を増設することが知事に許されていた。これによって、秋田県の内務部は五課制になった。また、内務部第二課で土木係から鉄道事務係が分離独立した。<sup>(66)</sup>①の時点でも既に、土木係の事務には「鉄道二関スルコト」が入れられていた。<sup>(67)</sup>二十五年の「鉄道敷設法」公布で、福島・青森間の奥羽線が第一期工事予定線に編入されたためである。奥羽線は官設であり、秋田県は敷設工事には直接関わらなかつた。が、管内への工事進行に伴い県側の関連事務の増加が予想されたものと推定される。鉄道事務係の独立の背景としては、二十六年七月の奥羽北線の起工、二十七年二月の南線の起工があった。二十七年に県で奥羽線と船川港を結ぶ支線の敷設を計画していたことも、背景に考えられる。<sup>(68)</sup>

出先機関の処務規程等の変遷は、以下の通りである。内務部関係では、明治二十六年十二月二十五日、「第二部土木課出張所処務規程」を廃し、新たに「第二課土木係中土木工事処務規程」が制定された。<sup>(69)</sup>県内の道路橋梁河川工事の施行区画は、五方面に編成された。<sup>(70)</sup>また、工事施行のため、土木係中に工事監督・工事担当・測量担当の三主任が置かれた。二十九年三月七日には、右規程の部分改正により施行区画が三方面に再編されている。<sup>(71)</sup>収税部関係では、二

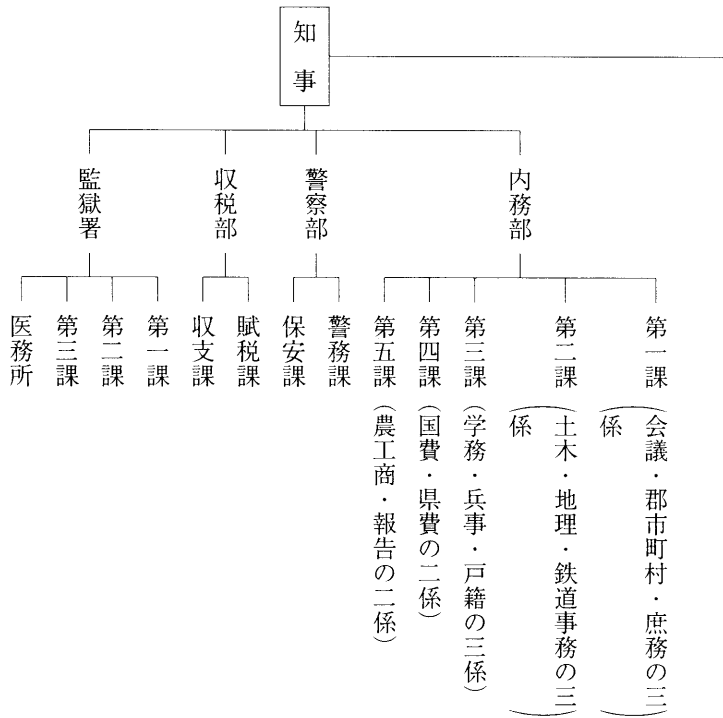
十六年十二月一日、「収税署処務細則」が制定された。<sup>(72)</sup>直税分署と関税分署の収税署への統合に対応したものである。この他、二十八年三月三十一日に「秋田県農事試験場処務規程」が定められた。<sup>(73)</sup>前年八月の農商務省訓令「府県農事試験場規程」により、試験場の事業が拡張したことも背景だったと思われる。<sup>(74)</sup>また、同年十一月四日には「秋田測候所処務規程」が制定された。<sup>(75)</sup>他に、二十七年「秋田県職員録」から船川灯台の存在も確認される。灯台は、南秋田郡船川港町に設置された。

②の「秋田県処務細則」は、明治二十九年三月三十一日、「秋田県報」で公布された。<sup>(76)</sup>その編成は、前述した通り二十三年のものと全く同じで、分課組織、事務分掌、処務順序、雑則の全四章である。文書事務に関しては、②と同日に「秋田県文書保存規則」、「秋田県文書收受発送細則」、「秋田県回議件銘簿様式」、「秋田県文書符号」がそれぞれ定められた。<sup>(77)</sup>

分課は図4の形である。知事官房と三部一署の基本枠の中で、監獄署に医務所が新設された他は、明治二十七年の部分改正時の分課と全く同じである。②以前に、「地方官官制」の大きな部分改正は行なわれていない。秋田県は二十七年に内務部第五課を増設したため、②で県処務細則を再整理したとも考えられる。また、内務部第五課の農工商係につき、二十七年部分改正時と比較すると、係名は同一であるが事務内容に若干の変化が認められる。係または課の事務内容では、全般に修正や追加が有つたものと推定される。例証と

して、内務部第一課の会議係の事務中「県公園二関スル事」が挙げられる。二十八年、すなわち②の前年、県が秋田市の久保田城址で県公園（千秋公園）の造成に着工したことに関わり追加された事務

図4 明治29年の県の職務分課（3・31改定）



知事官房（秘書・往復の二係）

と見て良い。

また、警察署分署、収税署、監獄支署の事務規程は別に定めることとされた。これは、ほぼ明治二十三年の県処務細則と変わらな

い。

図4以降の本庁職務分課の変遷では、明治二十九年十月二十日の「税務管理局官制」公布（勅令第三三七号）による府県の収税部の廃止が最も大きい。この勅令により、税務管理局は大蔵省の管轄下で内国税に関する事務を扱うことと定められた。秋田税務管理局は管轄区域を秋田県として設置され、県収税部の事務を移管された。この時、収税部の文書書庫の簿冊も管理局に引き継がれた可能性が高い。また、管理局の管轄内須要地に配置された税務署には、県の収税署から事務が引き継がれたと考えられる。これ以後、府県の機構は、知事官房と内務部・警察部・監獄署の二部一署制になった。三十年二月二十五日には、収税部長の廃止に伴い「本庁各部署長分任条件」が改正されている。

また、明治三十年五月四日、勅令第一四〇号をもって、道府県に判任官の地方視学の設置が定められた。翌五日の文部省令第五号「地方視学職務規程」で、地方視学は内務部の所属とされた。そして六月二十四日には、内務部第二課が庶務・調査・営繕の三係に再編されている。庶務係は、従前の土木係をもとに事務内容を充実し、鉄道事務係の事務も併合した。鉄道事務係の廃止は、奥羽線の敷設に関して現実に県庁で処理すべき事務量が、専任の係を要する

ほどに多くなかった結果だろう。また、同時に内務部第五課も農工商・地理・庶務の三係に再編された。地理係は第二課からの移動である。農工商係には、第一課庶務係の事務の一部も移管された。第五課庶務係には、従前の報告係が併合された他、第二課地理係の事務も一部移管された。

出先機関の処務規程等の変遷を、次にまとめてみよう。内務部関係では、明治二十九年五月七日、「土木方面担当処務規程」が制定された。県内の工事施行区画は従前と同じ三方面であったが、各方面の一切の事務を取り仕切る「方面担当」が新たに置かれた。翌年九月十六日には右規程が改正され、施行区画の三方面が八方面に細分化されている。収税部関係では、二十九年十月の「税務管理局官制」公布に伴う収税部の廃止で、その出張所である収税署が廃止された。この他、同年十二月二十二日、「秋田県物産陳列所処務規程」が制定された。物産陳列所は、翌三十年二月、県庁構内に開所している。

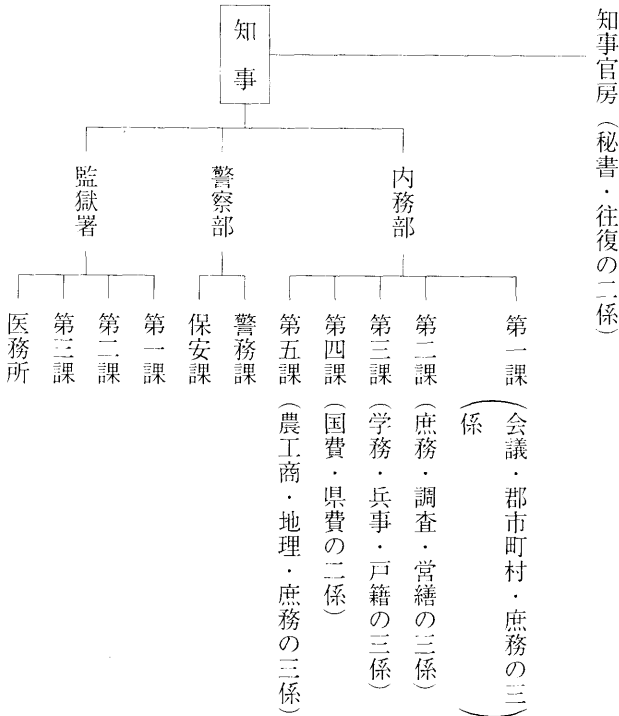
③の「秋田県処務細則」は、明治三十一年四月一日に公布された。二十九年の収税部廃止後の機構再編を目的とした全面改正と見られる。編成は二十三年以後の県処務細則と同じ全四章で、各章名にも変更はない。文書事務に関する規則も分離したままであり、そのうち「秋田県文書保存規則」のみが、機構改編に対応して同年十一月に改正された。

分課は、図5を見る通り、収税部の廃止と明治三十年の部分改正

以外に変化ない。しかし、係や課の事務内容を詳細に見れば、修正や追加、移動などが認められる。係の名称が同一でも系譜的な判断に慎重な態度を要することは、明治前期の分析で高橋務氏も指摘されている。その点は、県庁文書群の整理の際にも留意すべきだろう。

また、警察署分署と監獄支署の事務規程は別に定める形であり、

図5 明治31年の県の職務分課（4・1改定）



これは従来通りである。

図5以降の本庁職務分課の変遷をまとめてみよう。明治三十一年七月一日、内務部第四課に調査係が新設された。調査係の事務内容は、国費県費の調査、国費県費に属する物品の調査であった。この設置以前は、二十四年の「地方経済会計検査規程」に基づき、参事官を検査委員長とする体制がとられていた。調査係の設置により右規程が廃止され、検査委員長の仕事も同係に引き継がれたと推定される。次に、同年七月二十六日、内務部第三課で戸籍係が廃され、社寺係が設けられた。戸籍係から、戸籍その他の事務は第一課庶務係に移管され、社寺関係の事務が社寺係に引き継がれた。また警察部では、保安課の事務から衛生課が分離独立した。十月十一日には、「各部署長代決事項」および「部署各課長代決事項」が定められている。そして、同月十四日、内務部第五課が農事・商工・地理の三係に再編された。従前の農工商係の事務が二係に分離しただけでなく、商工係には従前の庶務係の所管事務も一部併合されている。地理係にも庶務係の事務が併合された他、保安林や森林会に関する事務が加えられた。前年四月六日に「森林法」が公布され（法律第四六号）、保安林制度が具体的に動き始めていた。同十二月九日、「地方森林会規則」公布（勅令第四四〇号）により、保安林編入解除の審議機関として地方森林会の設置が義務付けられた。こうした背景が、地理係の事務に反映されている。

明治三十二年六月十四日、「地方官官制」の大規模な部分改正が実

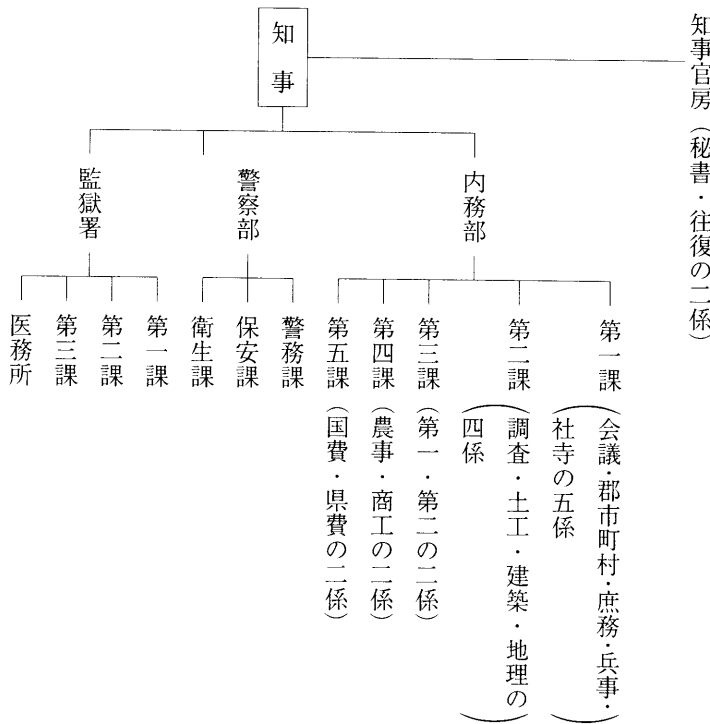
施された。内務部は五課に再編され、第三課が学事専門の課として位置付けられた。府県の職員として、奏任官では視学官一人、判任官では視学数人、また郡視学および島庁視学を各郡・島庁に一人配置することが規定された。視学官は第三課の課長となり、視学を課員に配属され、学事の視察、その他学事に関する事務を担当した。この背景には、二十三年の小学校令改正以降、教育が国家主義の方向に進み、教育勅語の主旨徹底などで中央統制的な監察機構を要するに至った経緯がある。三十年の勅令による地方視学の設置が、十二年の視学官等設置の伏線にあつたと考えられる。県庁では、「地方官官制」の部分改正に対応し、同月二十日、内務部各課の再編が行なわれた。その結果、県の分課は図6の形になった。図5と比較すると、部分改正後の内務部各課の事務分掌に合わせたため、各課間に係の移動が目立つ。また第二課では、庶務・調査・営繕係が、事務内容はそのまま名称のみそれぞれ調査・土工・建築係に変わった。第三課では、第一係が県立および郡立学校、第二係が市立および町村立学校を担当している。

明治三十三年五月二十八日には、勅令第二四三号で府県に警視の配置が規定された。警視は警察部に属するか、または警察署長に充てられた。

その後、明治三十四年四月一日、内務部に第六課が増設された。知事の須要による設置であり、普通農事、氣象観測、森林、蚕糸に関する事務を分掌した。従前の第四課農事係からの分離昇格であ

る。課内に係は置かれなかった。米穀、材木、蚕糸は秋田県の重要移出品であり、これらの増産を重視した機構改正と推定される。これに伴い、第四課は第一・第二係に再編された。第一係は、農事係から第六課移管以外の事務を引き継いだ。第二係の方は、従前の商

図6 明治32年の県の職務分課（6・20段階）



工係の事務をほぼそのまま引き継いでいる。一方、第二課では、土工係に調査係が併合された。

そして、明治三十六年三月十九日、「地方官官制」が再び部分改正され、府県の機構は知事官房と内務部・警察部の二部制になった。同日の「監獄官制」公布（勅令第三四号）により、監獄が司法省の管轄下に入り、府県の監獄署も廃止となったためである。司法省管轄の監獄は全国五六か所に設置され、県内では南秋田郡川尻村の旧秋田監獄に引き継がれたものと推定される<sup>90</sup>。また、この部分改正では、内務大臣および農商務大臣の指定県において、第四課の課長に高等官を充てることも定められた。府県の高等官、すなわち奏任官で、第四課長になる可能性が高かったのは参事官であろう。秋田県がこの指定を受けた記録は、現時点で見えない。

次いで、明治三十六年十一月三十日、内務部第二課において土工係が土木係に改称された他、新たに改修係が設置された<sup>91</sup>。改修係は、県内一五街道の改修工事を担当するために特に設けられた係である。街道の改修は、雄物川河口の改修ほかと共に、前年の県会で五か年継続事業として予算案可決されていた<sup>92</sup>。改修係の設置と同日に「改修係処務心得」も制定された<sup>93</sup>。係レベルで処務心得が作成されたことから、街道改修の土木事業としての重要性が窺える。

さて、出先機関の処務規程等の変遷は、以下の通りである。まず内務部関係では、明治三十一年四月二十二日に「土木方面担当処務

規程」が全面改正された。三十年九月の部分改正の内容を入れての再整理である。三十六年十一月三十日には、「土木方面担当処務心得」が制定され、県内の工事施行区画が八方面から五方面に再編された。同日の「改修係処務心得」制定との関連が考えられる。監獄署関係では、三十二年四月一日、大館監獄支署が北秋田郡大館町に設置された。が、三十六年三月の「監獄官制」公布による県の監獄署の廃止で、監獄支署も司法省の管轄下に入った。警察署関係では、三十五年三月二十二日、「警察署分署処務規程」が改正された。二十一年以来の全面改正となった。その他、三十二年四月十四日に秋田図書館、翌年四月一日に秋田県水産試験場、三十五年七月十日に警察部衛生課附属衛生試験所、三十七年四月五日に感化院（救護院）として秋田県陶育院が設置された。また、「秋田県職員録」から、三十五年に蚕種検査所の存在を確認できる。

郡役所関係では、明治三十一年に「本県郡役所処務規程」が制定された。

### 3 明治三十八年改正下の県の職務分課

明治三十八年四月十八日、「地方官官制」の全面改正が一二年ぶりに実施された。日露戦争終盤期の改正であり、戦時下における地方官庁機構の整理を目的とした可能性も考えられる。また、二十九年の収税部廃止と三十六年の監獄署廃止によって、府県の機構再編が必要になっていた時期でもあった。

府県の職員には知事・事務官・警視・属・視学・警部・技手・通

訳、郡に郡長・郡書記・郡視学・技手、島地に島司・島庁書記・島庁視学・技手を置くことが定められた。知事は勅任であり、事務官は四人で奏任、警視も奏任とされた。郡長および島司も奏任である。従前の書記官・参事官・視学官・警部長に替り、事務官四人が配置された形になる。高等官の構成で大改編が行なわれた。また、知事は内務大臣に対してのみ、奏任官の功過を具上することとなった。以前は主務大臣に対しても具上が必要であったが、その規定は消えている。内務大臣への権限集中がなされたのだろうか。

府県の機構は、知事官房と第一部、第四部の四部制になった。内務部が廃され、従前の課が部に昇格した形である。従前の警察部は、第四部となった。各部の部長には、四人の事務官が充てられた。第四部の部長は「警務長」に位置付けられ、他の部長と若干扱いが異なっている。が、警察官ではなく、あくまでも事務官の一人が部長になる形だった。その点が、従来の警察部の部長と大きく異なる点である。

また、参事官が廃止された代わりに、事務官の一人が審査立案を担当することになった。ここにも、官庁機構の整理が見られる。

一方、知事の職権に属する事務の一部を、郡長と島司の他、市長にも委任することが規定された。その代わり、知事は行政事務につき、部内の市長を指揮監督し、その処分または命令を取り消し、停止することができた。郡長や島司の処分・命令に関しても同様の権限を持った。また、郡長や島司にも部内の町村長の処分の取り消



し、停止の権限が与えられた。府県や郡の市町村自治に対する指揮監督権の強化が認められる。

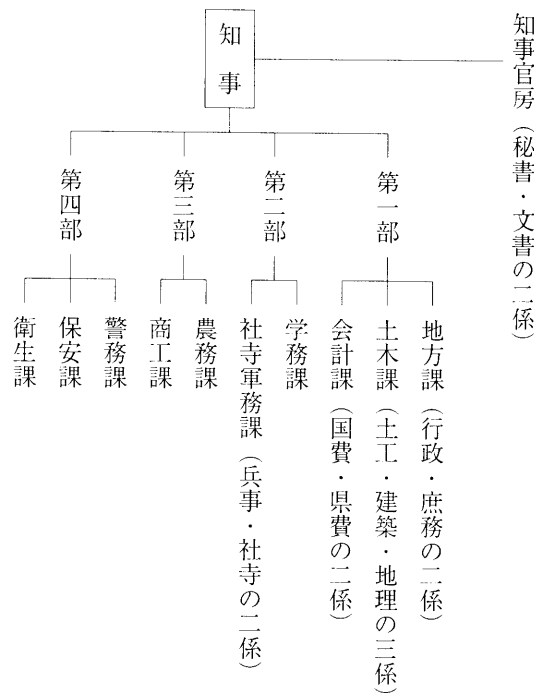
その他、島地に島庁出張所が初めて設けられ、所長には島庁書記が充てられた。離島を対象に設置されたものだろうか。また、警部の下に置かれていた巡査が、初めて判任官待遇と定められた。

明治三十八年「地方官官制」は、四十年の部分改正時に府県機構の大改編を経たが、基本的には大正二年（一九一三）六月までの県の職務分課を規定した。この間、県は、①明治三十八年四月二十五日、②明治四十年七月十五日の二回にわたり、処務細則の全面改正を実施している。

①の改正においては、まず章編成が従来から大きく改められた。分課組織、事務分掌、処務順序に加え、公文、文書編纂、服務、当直という章が立てられ、附則もつけられた。全七章編成である。改正前の県処務細則では、文書の收受發送、編纂保存に関する細則は別に定められていた。今回、それが公文と文書編纂の二章に包含される形となった。また、宿直および当直に関する規程も、当直の章に収められた。

①の分課は、図7のような形になる。「地方官官制」に対応した四部制で、これまでと大きく様変わりした印象が強い。事務内容につき詳細を見ると、第三部商工課で「米穀検査ニ関スル事項」が分掌されている。これは、明治三十八年中の奥羽線全通によって、秋田米の東京向け移出量が増大することを見込んでと推定される。同年

図7 明治38年の県の職務分課（4・25改定）



九月十四日の奥羽線全通後、翌十月十八日に「秋田県輸出米検査規則」が制定された。

また、①では、第一部長たる事務官が審査立案を担当するものと定められた。審査立案事項は一一項目に増やされている。臨時委員については、①以前、創設に関する事や重要にして特に審査を要するものに関し設置されていた。が、①以後は必要に応じて設置が可能になった。

図7以降の本庁職務分課の変遷は、以下の通りである。明治三十

八年七月十七日、県処務細則の附則第八九条に基づき、諸帳簿の様式・文例である「公文例」が制定された。<sup>105</sup>そして、三十九年三月十六日、第四部における文書の收受発送および編纂保存の事務が、知事官房から同部警務課に移管された。<sup>106</sup>警察関係の文書の管理が、再び別扱いとなった。さらに、第四部の当直規程も別に定められることとなり、警察事務に専門分化のきざしが見え始める。また、同年四月十日には、「庁中事務代決規程」が出され、第一部から第四部の部長代決事項が定められた。<sup>107</sup>

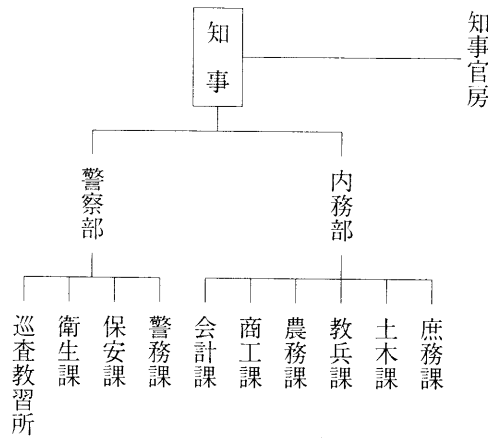
次に、出先機関の処務規程等の変遷をまとめてみよう。第一部関係では、明治三十八年九月二日、「土木方面担当処務心得」が制定された。<sup>108</sup>県内の工事施行区画は、五方面から三方面に再編された。<sup>109</sup>翌年三月三十一日、「秋田県土工区規程」が制定され、土木方面は「土工区」となり土木課の下に置かれた。<sup>110</sup>従前の方面担当は「主任」となった。四月十三日に出された「秋田県土工区処務規程」は右規程の細則である。<sup>111</sup>この他、三十八年「秋田県職員録」から、蚕病予防事務所の存在が確認できる。同年二月十五日の「蚕病予防法」公布（法律第二二二号）に伴い、<sup>112</sup>府県に蚕病予防事務所の設置が義務付けられていた。これにより、以前の蚕種検査所は廃止されたと考えられる。同年四月、訓令乙第九十三号で「秋田県蚕病予防事務所吏員規程」が定められた記録もある。<sup>113</sup>また、翌三十九年の「秋田県職員録」からは、輸出米検査所の存在が確認できる。  
さて、②の改正は、明治四十年七月十二日の「地方官官制」の部

分改正に対応し、同月十五日に実施された。<sup>114</sup>この時は部分改正といえども大きく、第一部、第四部の四部制が内務部・警察部の二部制に再編された。このため、県処務細則の全面改正が必要になったと考えて良い。

②の章編成は、事務分掌、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の全七章と付録の公文例様式である。①の分課組織と事務分掌が②では事務分掌に統合され、さらに事務代理が独立の章となっている。また、公文例様式の中には保存文書編纂部門の表が含まれる。

図8を見る通り、分課は二部制のもと、図7とは根本的に異なる形になった。明治二十三年以来、課の下に置かれてきた係が廃止され、かなりシンプルな機構となった。この後、図8の機構が基本的には大正十五年六月の全面改正まで継続することになる。各課の課長には、部長に非ざる事務官、事務官補、技師、属または警部が充てられた。この他、各課の事務内容を見ると、内務部農務課で「耕地整理土地改良及農業土木ニ関スル事項」が分掌されている。三十二年の「耕地整理法」公布（法律第八二号）、<sup>115</sup>三十八年の同法改正（法律第三一號）を経て、全国的に灌漑排水を主とした耕地整理事業が広まっていた。<sup>116</sup>秋田県でも四十年前後から、管内の耕地整理面積が飛躍的に拡大した。<sup>117</sup>四十年一月十五日には、「秋田県耕地整理調査設計及工事監督規程」が制定されている。農務課の事務内容には、そうした時代背景が反映されたと考えよう。行政機関の組織機

図8 明治40年の県の職務分課（7・15改定）



構は、政治経済また社会等の動きと密接に関わり、その変化に対応して改編されることが多い。同じ内務部の商工課の事務内容に、商業会議所、産業組合および同業組合に関する事項が追加されたのも同様の事例と言える。<sup>118</sup>

また②では、部長に非ざる事務官が審査立案を担当することが定められた。①での審査立案者は、第一部長たる事務官であった。②では、事務官四人のうち二人が部長職から外れる形になった。そのため、審査立案に専任する事務官を設けることが可能になったのだろう。が、審査対象の事項は六項目に減らされている。

文書の編纂保存に関しては知事官房が担当し、警察部の文書は別規程とされた。警察事務は、①の時に一度、本庁第四部の所管とされたが、その性質上、やはり専門分化の方向に進むことになった。

では、図8以降の本庁職務分課の変遷をまとめてみよう。明治四十二年六月十二日、主事・課長・所長に充てる職員に関する規定が県処務細則から削除された。<sup>119</sup>翌四十三年六月十一日には、内務部で、従前の農務課と商工課が統合され農商課となった。<sup>120</sup>また、農務課の事務から新たに耕地整理課が独立した。前年四月に「耕地整理法」が大改正され、耕地整理事業の範囲は耕地形態の整理だけに限られなくなっていた。<sup>121</sup>四十年代に入り、県内で耕地整理の急激に進展したことも、独立の背景だったと思われる。<sup>122</sup>耕地整理課の事務には、毒水調査に関する事項も含まれている。仙北郡の玉川と雄勝郡の高松川の酸性毒水を中和し、灌漑用水化することが目的だったと推定される。一方、この時に県処務細則の処務順序と文書編纂も一部改正され、文書の編纂書目と保存年限が若干厳密になった。翌七月一日には、公文書様式中の保存文書編纂部門が改正されている。<sup>123</sup>そして、四十四年五月八日、警察部に高等警察課が新設された。<sup>124</sup>保安課からも事務の一部が移管されている。同課は、国家の秩序維持に関する警察活動を担当した。明治四十年から大正四、五年頃まで、政党政治の発達と民衆の政治参加の増加により、全国府県に高等警察課が設置されていった。<sup>125</sup>秋田県の高等警察課の設置も、この流れの中で位置付けられよう。前年に起きた大逆事件の影響も考え

られる。

次に、出先機関の処務規程等の変遷は以下の通りである。内務部関係では、明治四十三年四月十九日、「秋田県土工区規程」中の改正が行なわれ、工事施行区画が三方面から五方面に再編された。<sup>136</sup>さらに、同年十二月二十三日の改正で六方面となった。<sup>137</sup>

この他、四十一年三月十三日に、「秋田県輸出米検査所規程」が定められた。<sup>138</sup>輸出米検査所は、前記のように、三十九年の「秋田県職員録」中に確認できる。その後、四十三年三月二十八日、「秋田県米穀検査所規程」が定められ、輸出米検査所は米穀検査所になった。<sup>139</sup>米穀検査所には、輸出米検査部と生産米検査部が新たに設けられた。明治四十四年十月八日には、「秋田県種畜場規程」が制定されている。<sup>130</sup>種畜場は、畜牛の改良発達を目的に、南秋田郡寺内村將軍野に設立された。<sup>131</sup>また、四十四年十二月二十六日に、「秋田県蚕業取締所規程」が制定された。<sup>132</sup>従前の蚕病予防事務所は蚕業取締所に改組され、同年公布の「蚕糸業法」規定の事務を扱うこととなった。<sup>133</sup>一方、四十四年三月二十日には秋田県輸出薬工品検査所が設置された。<sup>134</sup>北海道方面への移出薬工品の品質検査を目的とした。翌四十五年五月十四日には、「秋田県工業講習所規程」が制定されている。<sup>135</sup>工業講習所は、山本郡能代湊町に設置された。県内のブナを主とする雑木の工芸的用途を考慮し、工匠養成のための学理と技術を授けることを目的とした。<sup>136</sup>また、四十四年三月三十一日に「秋田県船川港築港事務所規程」が定められた。<sup>137</sup>同事務所は、船川港の築港および

土崎港の調査を担当した。両港は前年十二月に第二種重要港湾に指定されており、船川港が四十四年から築港に着手された。<sup>138</sup>四十五年四月一日には、県立常盤病院が秋田市保戸野南鉄砲町に設置されている。<sup>139</sup>

「秋田県職員録」からは、明治四十一年に秋田県公園、<sup>140</sup>四十四年に秋田県物産館、<sup>141</sup>四十五年に秋田県公会堂の存在が確認される。<sup>142</sup>

#### 4 大正二年改正下の県の職務分課

大正二年六月十三日、「地方官官制」が全面改正された。府県の機構は明治四十年の部分改正時と同じで、知事官房と内務部・警察部の二部制である。各部の分掌にも変化がない。四十年の部分改正で、実質的な機構再編は既に済んでいたものと考えて良い。大正二年の「地方官官制」は、これをうけた全面改正と位置付けられる。「地方官官制」に基づいた地方官庁機構の完成は、一応、明治四十年であったと見るのが妥当だろう。

しかし、大正二年「地方官官制」の府県職員構成を見ると、全面改正による再編は認められる。奏任の事務官四人が廃され、替って内務部長・警察部長・理事官各一人が置かれた。事務官は、明治三十八年の全面改正後、第一、第四部の部長に充てられたため定員四人で配置されていた。が、四十年の部分改正で二部制になったため、内務部長と警察部長が配置されたものと考えられる。一方、理事官は「視学官」として内務部に属し、上官の命をうけ学事視察や教育に関する事務を分掌した。府県では、定員のほか、俸給予算定額内で

三人まで置くことができた。視学官は、明治三十八年以来の復活である。日露戦争後の労働問題、社会主義思想や文学における自然主義の流れの中で、政府は学校教育の統制を進めていた<sup>143</sup>。理事官配置による視学官の復活は、右のような背景で位置付けられよう。「地方官官制」は、「文部省官制」と同日に改正されている。その他、大正二年の全面改正で、技師が奏任、技手が判任と初めて規定された。また、この改正では、知事の職権に属する事務の一部が警察署長にも委任された。警察署長の権限強化であろうか。が、代わりに、知事は警察署長の処分または命令を取り消し、停止することができた。

他に、明治三十八年の「地方官官制」では事務官の一人が知事の命をうけて審査立案を行なうと規定されていたが、大正二年の改正では該当する条文が消えている。

大正二年「地方官官制」は、大正十五年六月までの府県の職務分課を規定することとなった。この間、県は処務細則の全面改正を一回も実施していない。前述したように、明治四十年の「地方官官制」部分改正で、府県の実質的な機構再編は済んでいた。秋田県は、これに基づき同年中に県処務細則の全面改正を行なっており、大正二年には敢えて再改正を必要としなかったと考えられる。大正二年の高等官配置の再編などは、既定の県処務細則の枠内で調整されたと推定される。

では、大正二年六月十三日以降の本庁職務分課の変遷をまとめて

みたい。まず、大正三年七月十七日、内務部で農商課と耕地整理課が廃され、農務課と勸業課が新たに置かれた<sup>144</sup>。農務課には、従前の耕地整理課の事務と農商課の米作関係の事務が統合された。一方、勸業課は農商課の米作関係以外の事務を引き継ぎ、蚕業・畜産・林業関係などを含んだ。また、教兵課の事務に「青年団二関スル事項」が追加されたことにも着目したい。明治三十八年、日露戦争の国家的緊張の中で、国による青年会活動の推進が行なわれた。四十年以降、秋田県内では、国と県の方針に基づいた青年団体の再編が急速に進んだ<sup>145</sup>。そのような流れの中で、教兵課の事務に青年団関係が入れられたのだろう。この他、知事の指名した理事官に審査立案の権限が与えられた。前述したように、これに対応する「地方官官制」の条文は無い。

また、補足であるが、大正四年「秋田県職員録」では、内務部庶務課に「県史編纂掛」が設置されているのを見出せる<sup>146</sup>。前年七月の県処務細則の改正に、右掛の設置に関する規定はない。「秋田縣史」は明治四十三年に編纂着手され、大正四年から七年にかけて全七冊刊行された。明治四十年以降は、県の機構から係が廃止されている。それゆえ、「県史編纂掛」は「秋田縣史」編纂事業のため、特別に庶務課内に設けられた担当名ではなかったかと推察される。

大正五年九月十五日には、警察部保安課の事務に「工場法施行二関スル事項」が加えられた<sup>147</sup>。同年一月二十一日の「地方官官制」部分改正で警察部の分掌に「工場法施行」が加えられ、同部に工場監

督官（奏任）および工場監督官補（判任）の配置が定められていた。<sup>151</sup> 工場監督官は、理事官または技師をもって充てられた。九月一日に「工場法」<sup>152</sup>が施行されており、同月十五日の県処務細則の部分改正はこれに対応したものである。また、八年七月二日には公文例様式中の保存文書編纂部門が改正された。<sup>153</sup> 明治四十三年以降の機構改編をまとめて、部門の再整理が行なわれている。

次いで、大正八年七月十六日に「地方官官制」の部分改正が行なわれた。<sup>154</sup> 理事官の専任定数により、全国の各府県は五人配置と四人配置の二段階に区分された。<sup>155</sup> 秋田県は理事官を四人配置されている。理事官が従前の一人から大幅に増員されたのは、五年の部分改正で視学官のほか工場監督官も兼ねるようになったためと考えられる。また、翌九年九月三日には、県処務細則の部分改正で内務部に耕地課が新設された。<sup>156</sup> 農務課からの独立であり、以前の耕地整理課が復活した形になった。が、その事務内容は耕地整理課の時代よりはるかに充実しており、県内の耕地整理事業の進捗を窺わせる。他に、教兵課の事務に「軍需工業動員二関スル事項」が加えられたのにも着目したい。この背景としては、七年四月十七日の「軍需工業動員法」公布（法律第三六号）が考えられる。同法は、寺内正毅内閣のもと、第一次世界大戦が国家総力戦だったことを契機に制定されたものである。<sup>157</sup>

さらに、大正九年九月十三日、「地方官官制」の部分改正が実施され、指定府県に産業部を置いて三部制とし、奏任の産業部長を一人

配置することが規定された。<sup>158</sup> 産業部が分掌したのは、農工商、森林、水産および度量衡に関する事務である。産業部の設置は、経済重要地や大貿易港を持つ府県を指定している。同年三月に始まった戦後恐慌の中で経済対策の一環とも考えられ得る。が、秋田県の場合は、産業部設置の指定を受けていない。また、東京府を除く各府県の警察部に、建築監督官および建築監督官補を配置することも定められた。建築監督官には理事官または技師、建築監督官補には属または技手が充てられた。八年四月四日公布の「市街地建築法」<sup>159</sup>の施行に関する事務を担当した。次いで、九年十月十一日には、県処務細則の公文例様式中、保存文書編纂部門が部分改正された。<sup>160</sup> 同年九月三日の内務部における分課再編への対応である。また、十一年三月十四日、「各部署各課長代決事項」が廃止された。<sup>161</sup>

大正十一年六月八日には、「地方官官制」の部分改正により、各府県の理事官定数による区分が、六人・五人・四人配置の三段階になった。<sup>162</sup> 秋田県は、理事官四人配置とされた。翌十二年四月五日の部分改正では、理事官定数の区分はさらに、六人・五人・四人・三人配置の四段階に改められた。<sup>163</sup> 秋田県は三人配置であり、以前より一人減員になった。また、同年十月二十七日にも「地方官官制」が部分改正され、警察部の分掌に「鉱業及砂鉱業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事項」<sup>164</sup>が加えられた。同年三月三十日、「工場法」の改正で十五歳未満適用が十六歳未満に引き上げられ、また「工業労働者最低年齢法」の公布で十四歳未満が就業禁止

とされていた。資本主義化の中で深刻化した労働問題、それに対する社会政策など時代の趨勢が、やはり組織の分掌に反映されている。また、十三年三月十八日には、県処務細則の部分改正により、内務部において農務課が勸業課に併合された。<sup>163</sup>

大正十三年九月十七日、「地方官官制」の部分改正が実施され、府県の内務部に小作官（奏任）と小作官補（判任）が配置された。<sup>164</sup>それに伴い、内務部の分掌に小作争議調停が追加されている。当時の全国的な小作争議の頻発が、専任職員の配置に至らせたのだろう。小作官の配置は、「地方官官制」中で一九府県に指定された。<sup>165</sup>秋田県は、この一九府県の中に入っていない。また、同年十二月二十日も「地方官官制」の部分改正があり、府県の高等官の再編と名称改正が行なわれた。<sup>166</sup>内務部長と警察部長、産業部長が廃止され、替って書記官が配置された。書記官の定数は、東京府で一人、その他の府県で二人である。また、従前の理事官、警視、小作官、技師が、それぞれ地方事務官、地方警視、地方小作官、地方技師と改称された。さらに、府県の職員定数が全体的に減員されている。この年、行政整理のため、諸官制の改正廃止が実施された。<sup>167</sup>「地方官官制」の部分改正も、その一環と考えられよう。また、この時、地方事務官の各府県定数は六人・五人・四人・三人配置の四段階であり、秋田県は三人配置であった。<sup>168</sup>その他、前年四月の「郡制」廃止により、内務部の分掌から郡関係の事務が削除されている。

大正十四年二月十四日、「地方官官制」の部分改正で、府県の建築

監督官には地方事務官、地方警視または地方技師、建築監督官補には属、警部、警部補または技手をもって充てることになった。<sup>169</sup>さらに、同年五月四日にも「地方官官制」の部分改正が実施された。<sup>170</sup>その中で、まず書記官の定数が東京府で二人、その他の府県で三人に増員され、部長以外の書記官が視学官に充てられることになった。次に、地方事務官の各府県定数が、六人・五人・四人・三人・二人配置の五段階とされた。<sup>171</sup>秋田県の定数は二人になった。また、府県の内務部に、工業組合監督官および工業組合監督官補が置けることとなった。工業組合監督官には地方事務官または地方技師、工業組合監督官補には属または技手が充てられた。同年三月三十日公布の「重要輸出品工業組合法」施行に関する事務を担当した。<sup>172</sup>

大正十五年五月十一日にも、「地方官官制」の部分改正が行なわれた。<sup>173</sup>地方事務官の各府県定数は、七人・六人・五人・四人・三人・二人配置の六段階に区分された。<sup>174</sup>秋田県は二人配置である。また、地方小作官の各府県定数も、二人・一人・〇人配置の三段階に区分された。<sup>175</sup>これにより、秋田県にも地方小作官が一人配置されることになった。この年、全国で小作争議の発生が二、七五一件、参加小作人が一五一、〇六一人に上り戦前最高の数字を示している。<sup>176</sup>その他、警察部の分掌に労働争議調停の事務が追加された。これに伴い、警察部に調停官および調停官補が配置され、右の事務を担当することとなった。調停官には地方事務官または地方技師、調停官補には属または技手が充てられた。この背景として、前年二月の「治

「安維持法」および「労働争議調停法」に対する労働者の反対大会、労働争議の頻発、対する同年四月九日の「労働争議調停法」改正などが考えられる。<sup>157</sup>

さて、次に出先機関の処務規程等の変遷は、以下の通りである。

内務部関係では、大正二年八月十五日に「秋田県土工区規程」の部分改正で、工事施行区画が六方面から五方面に再編された。<sup>158</sup> 七年六月十八日には、明治三十六年制定の「改修係処務心得」が廃止された。<sup>159</sup> さらに十三年三月二十八日には、「秋田県土工区規程」の同月三十一日限りの廃止が決定された。<sup>160</sup> 前年十二月の県会で、十三年度以降の県道改修工事の継続費が打ち切られたためである。<sup>161</sup> 警察部関係では、五年五月二日、「警察署分署処務規程」中の改正が行なわれ、必要時において警察署長または警察分署長に細則を設け施行する権限が与えられた。<sup>162</sup> この他、同年三月三十一日に秋田県種畜場がいったん廃止されている。<sup>163</sup> その後、種畜場は畜産組合に貸与されていたが、産牛家からの県営復活の要望が強まった。八年十月、畜産組合からの請願が県会で可決され、県種畜場の再設置となった。<sup>164</sup> 翌九年八月二十四日に「秋田県種畜場規程」および「秋田県種畜場処務規程」が制定されている。<sup>165</sup> 種畜場の位置は、河辺郡川添村椿台に定められた。また、六年三月三十一日、「秋田県穀物検査所規程」が制定され、従前の米穀検査所は穀物検査所に改称された。<sup>166</sup> 穀物検査所の支所管内には、輸出米検査所と生産米検査所が置かれた。また、十五年四月十七日には、「臨時農業水利改良事務所規程」および「臨時

農業水利改良事務所処務規程」が制定されている。<sup>167</sup> 同事務所は、用排水路幹線の改良事業を担当した。これより先の十二年、国家的な食料増産対策のため、近世以来の悪水路改良を目的に「用排水改良事業補助要項」が国で制定されていた。<sup>168</sup> 前記した県の規程および処務規程は、右の要項に基づいて定められたものである。具体的には、十四年から五か年継続事業として開始された仙北郡の齊内川農業水利改良事業の施行が目的だった。<sup>169</sup>

蚕業関係の機関では、大正七年四月一日、「秋田県原蚕種製造所規程」および「秋田県原蚕種製造所処務規程」が制定されている。<sup>170</sup> 同製造所は、原蚕種の製造・配付、試験・調査、講習講話・実地指導を目的に設置された。七年に雄勝郡湯沢町東松原に開所し、八年三月より雄勝郡立蚕業学校の校舎の一部を借り受け講習部を付設した。<sup>171</sup> 翌九年三月十九日に「秋田県立農事講習所規程」、四月二日に「秋田県立農事講習所処務規程」が定められ、前記の講習部が農事講習所として分離独立する。<sup>172</sup> 同講習所は、講習生の養成、講習講話および実地指導を行なった。さらに、十一年十二月二十七日、「秋田県蚕業試験場規程」および「秋田県蚕業試験場処務規程」が制定され、従前の原蚕種製造所は蚕業試験場と改称された。<sup>173</sup> 同年十一月二十一日の農商務省令「道府県蚕業試験場規程」に基づいている。<sup>174</sup> 一方、十年三月三十一日、「秋田県蚕業取締所規程」が制定され、明治四十四年の「秋田県蚕業取締所規程」と「秋田県蚕業取締所処務細則」は廃止された。<sup>175</sup>



この他、大正十一年七月七日に「秋田県工業試験場規程」が制定されている。<sup>196</sup> 同試験場は、染織物、金属器および漆器など県内伝統工芸の改良発達を目的に、県庁構内に設置された。しかし、十三年三月二十八日、右規程は約一年半で廃止となった。そのため、『秋田県史』に同試験場に関する記述は全く無い。また、五年「秋田県職員録」を見ると、三月三十一日に札幌の秋田物産館が廃止されている。一方、十年五月十七日には「秋田県商品陳列所規程」が制定された。<sup>197</sup> 商品陳列所は、県庁構内に設置されていた物産陳列所の後身ではないかと思われる。そして、十五年六月十八日に「秋田県物産館規程」が制定された。<sup>198</sup> 物産館は、県内物産および工芸品の振興を目的に秋田市土手長町に設置された。建物は十二年に起工し、十四年に完工している。<sup>199</sup> また、四年四月十三日、「秋田県船川港築港事務所規程」が改正され、事務所は内務部土木課に隷属することとなった。<sup>200</sup> この他、二年三月二十八日には県立能代新柳病院が設置された。<sup>201</sup> 「秋田県職員録」からは、十一年に秋田県記念会館、十三年に大館細菌検査所の存在を確認できる。<sup>202</sup>

### 5 大正十五年改正下の県の職務分課

大正十五年六月三日、「地方官官制」の全面改正が一三年ぶりに実施された。大正期には労働問題や小作争議の発生など、地方行政をとりまく社会的環境の変化が進んだ。そのため、前節で明らかにしたように、「地方官官制」は数回にわたり部分改正され、変化への対応を行なっている。また、十二年の「郡制」廃止も、「地方官官制」

の全面改正を必要とさせた原因であろう。

府県の職員には、知事・書記官・地方事務官・地方警視・地方小作官・地方技師・視学・属・警部・小作官補・技手・通訳・警部補を置くことが規定された。右のうち、知事が勅任で、書記官以下地方技師までが奏任、視学以下が判任である。書記官の定数は東京府で二人、その他の府県で三人とされた。書記官は各部の部長に充てられた。また、地方事務官の各府県を通じた定数が、大幅に増員されている。<sup>203</sup> 地方事務官が、工業組合監督官はじめ、工場監督官、建築監督官、調停官および支庁長に充てられたためである。ほかに、郡長と島司を廃止し、島地または交通不便の地に府県支庁を設置することが定められた。

府県の機構は、知事官房と内務部・学務部・警察部の三部制を基本とした。学務部の独立は、明治三十八年「地方官官制」における第二部の復活に近いと言える。また、内務大臣は、須要により府県を指定して、土木部、産業部、衛生部を置くことができた。

知事の職権に属する事務の一部は、支庁長、警察署長、市町村長に委任し得ると規定された。郡長の廃止によって、郡長への委任事務が町村長におろされた形である。知事は行政事務につき、市長のほか、町村長も指揮監督することになった。また、警察署長は、徴発および召集につき町村長を指揮監督した。

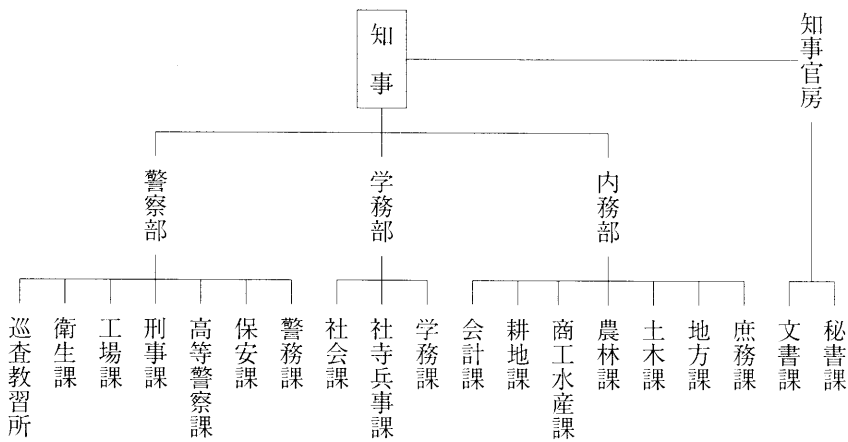
「地方官官制」の全面改正に対応し、大正十五年六月二十九日、「秋田県庁処務細則」が制定された。<sup>204</sup> 明治二十二年以来の「秋田県

「処務細則」の名称が、三七年ぶりに改められている。章編成は、分課、分掌、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の八章で、附則と公文例様式が付いた。明治四十年の県処務細則における事務分掌の章が、分課と分掌の二章にわかれている。

分課は、図9のような形である。秋田県の場合、土木部や産業部、衛生部は置かれなかった。内務部においては、従前の庶務課から地方課が分離独立し市町村行政を分掌した。また、従前の勸業課が農林課と商工水産課に分かれた。農林課の事務内容には、自作農創設、小作争議調停、また農業倉庫に関する事項が含まれている。小作争議調停は、大正十三年の「地方官官制」部分改正で既に内務部の分掌として規定されていた。農業倉庫は、六年の「農業倉庫法」に基づいており、主として産業組合が経営にあたり農産物を保管する施設である。十年に政府所有米の確保を目的に「米穀法」が制定され、翌十一年以降、政府指定倉庫としての利用が増えた。<sup>205</sup>これら背景が、農林課の事務内容に反映されている。また、新設の学務部は、従前の内務部教兵課が発展独立した形である。図9を見る通り、下に三課が置かれた。社会課は、社会事業と社会教育を担当している。警察部においては、刑事課と工場課が新設された。刑事課は犯罪捜査などを分掌した。秋田県の警察部では、初めて設置された司法警察専門の課である。また、工場課は、「工場法」の施行を目的に設置された。

全体的に見て、各部とも課の分掌事務が増加し詳細になっている

図9 大正15年の県の職務分課（6・29改定）



のが、大正十五年「秋田県庁処務細則」の特徴である。

また、法律上の疑義、立法事項等にして特に審査を要するものに對しては、審査員が設置された。その他、各部長および各課長の委任事項については、別に定めることとされた。

大正十五年「秋田県庁処務細則」に基づく職務分課は、基本的に昭和十年（一九三五）二月六日の改正まで継続した。<sup>206</sup>

以上、高橋務氏の研究の後を引き継ぐ形で、明治二十二年から大正十五年までの県庁の職務分課の変遷をたどってみた。<sup>207</sup> 高橋氏の指摘されたように、課係の設置や職務規定の内容の変化には、国家や社会の状況、また組織編成上の必然性や要請が有機的に関わっている。今回、調査対象とした期間には、明治末から大正期にかかると政治経済および社会の変化の中で、右記のような傾向が顕著に認められた。これは、秋田県庁文書群の組織性の内的秩序にも反映されているものと予測される。<sup>208</sup> いずれ、明治後期大正期の県庁文書群の内的秩序を復元した際に検証される筈である。

大正十五年以降昭和二十二年までの「地方官官制」下の県庁職務分課の変遷については、また稿を改めて整理することにした。

註

- (1) 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年)
- (2) 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」(『同』第七号 二〇〇一年)
- (3) 鈴江英一「史料整理論の再考―近現代史料整理論ノートⅢ―」(『史料館研究紀要』第三二号、国文学研究資料館史料館、二〇〇〇年)
- (4) 『秋田県公文書館研究紀要』第八号(二〇〇二年)
- (5) 大島美津子「明治国家と地域社会」(岩波書店、一九九四年)二四一頁
- (6) 『国史大辞典』第十三卷(吉川弘文館、一九九二年)七三二―七三三頁 島海靖氏は明治時代を、元年から十年(西南戦争)の第一期、十年から二十三年(帝国議会の開設)の第二期、二十三年から三十八年(日露戦争終結)の第三期、三十八年から四十五年の第四期に区分している。第三期は立憲政治が安定化し、対外的には戦争を通じて日本が勢力を拡大した時代、第四期は新興帝国主義国として急速に拡大した日本が国際社会の東西の狭間で困難な状況に直面した時代と位置付けられた。
- (7) 『同』第八卷(吉川弘文館、一九八七年)七七二頁 大久保利謙氏は、大正時代につき、大戦を中にした好況から不況への明暗がこの時代を特徴付けていると述べている。この好況・不況が社会と政治に影響して、社会運動、労働争議、小作争議を頻発せしめ、また無産政党の出現を促して時代を転換せしめ、各方面に社会化、民主化の風潮が波及したとしている。
- (8) 『秋田県史』県治部一 第四冊(秋田県、一九一七年)、『秋田県史』第五卷 明治編(秋田県、一九六四年)、『同』資料 明治編上(秋田県、一九六〇年)、『同』資料 明治編下(秋田県、一九六一年)、『秋田県行政機構総合一覽』(秋田県立秋田図書館、一九七二年)
- (9) 秋田県の公報は、明治三十二年七月七日第一三三七四号より、名称を「県報」から「秋田県報」に改めた。本文中では、改称以前も「秋田県報」の名称で統一する。
- (10) 明治四年十一月二十七日太政官第六三三 国家の法令は全て「法令全書」を参照した。以下、出典は特に断らない限りこれによる。

- (11) 明治八年十一月三十日太政官第二〇三号達
- (12) 明治十一年七月二十五日太政官第三二二号達
- (13) 明治十九年七月二十日勅令第五四号
- (14) 昭和二十二年四月十七日法律第六七号「地方自治法」(昭和二十二年四月十七日「官報」第六〇七五号) 第一五八条に都道府県に設ける局部と事務内容が示されている。一方、附則第四条には、以下のように記されている。「この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府県に関する職制に関しては、当分の間、なお、従前の都道府県(警視庁を除く。以下これに同じ。)に関する官制の規定を準用する。但し政令で特別の規定を設けることができる。」
- (15) 明治二十三年十月十一日勅令第二二五号
- (16) 明治二十六年十月三十一日勅令第一六二二号
- (17) 明治三十八年四月十九日勅令第一四〇号
- (18) 大正二年六月十三日勅令第一五一号
- (19) 大正十五年六月四日勅令第一四七号
- (20) 高橋、前掲論文
- (21) 庁令第三号(明治十九年「庁中達」所収)、庁第七号(明治二十年「庁中達」所収)
- (22) 庁第五一号(明治二十一年同二十三年「庁中達訓令綴」所収)
- (23) 訓令甲第一七九号(明治二十二年八月九日「県報」第三八号)
- (24) 訓令甲第一八八号(明治二十三年六月十九日「県報」号外)
- (25) 訓令甲第八〇号(明治二十三年三月十一日「県報」第一二五号)
- (26) 横手土木課出張所(平鹿郡役所内)が雄勝・平鹿・仙北郡内、鷹巣土木課出張所(北秋田郡役所内)が北秋田・鹿角・山本郡内、本荘土木課出張所(由利郡役所内)が由利郡内の土木工事をそれぞれ管轄した。
- (27) 庁第一六号(明治十九年「庁中達」所収)
- (28) 一頁  
「秋田刑務所 五十年のあゆみ」(秋田刑務所親和会、一九六二年)七
- (29) 訓令甲第一二四号(明治二十二年六月二十六日「県報」第一九号)
- (30) 明治二十二年五月八日勅令第六三三号、秋田県では同年告示第四七号(明治二十二年六月十七日「県報」第一五号)により、県内一〇か所(秋田、土崎、鷹巣、能代、牛島、本荘、大曲、横手、湯沢、花輪)に収税部出張所が設置された。
- (31) 庁第三二二号(明治十九年「庁中達」所収)
- (32) 庁第三二一号(明治二十一年「庁中達」所収)
- (33) 庁第五三三号(『現行秋田県法規』下 秋田県 一八八九年、国立国会図書館所蔵)
- (34) 「秋田県の蚕糸業」(秋田県農政部農産園芸課、一九九九年)では、明治十九年に秋田県庁所在地に「蚕業取締所」を設置したと記されている。が、蚕業取締所の設置は、四十四年十二月の「秋田県蚕業取締所規程」によると思われる。十九年八月十七日には、政府が蚕種の微粒子病防止を目的に「蚕種検査規則」を公布した(『国史大辞典』第六卷 吉川弘文館 一九八五年、五五三頁)。また、三十五、三十七年の「秋田県職員録」を見ると、蚕種検査所の項目が存在する。その後、三十八年の「蚕病予防法」施行に関わり、蚕種検査所が蚕病予防事務所に改組された。さらに四十四年の「蚕糸業法」施行に関わり、蚕病予防事務所が蚕業取締所に改組されている。この機構の系譜から見て、十九年に設置されたのは蚕業取締所でなく、蚕種検査所ではなかったかと考えられる。
- (35) 庁第九九号(明治二十一年「庁号達」所収) 明治四十年「秋田県職員録」には、秋田測候所の所在地が河辺郡牛島町と記されている。
- (36) 達一〇八号(明治十九年「秋田県達」所収)
- (37) 訓令甲第四五号(明治二十二年「秋田県訓令」所収)
- (38) 訓令甲第一八六号(明治二十三年十月二十日「県報」第二一九号)
- (39) 訓令甲第三二二号(明治二十三年十一月十五日「県報」号外)
- (40) 訓令甲第一号「文書編纂細則」(明治二十四年一月六日「県報」第二四八号)、訓令甲第五号「文書收受及発送細則」(明治二十四年一月十三

口「県報」第二五一号)

(41) 拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」

(42) 明治二十三年十月二十日の「処務規程」では、分課は以下の形である。

知事官房(職員・往復係)、内務部第一課(会議・記録・庶務係)、同

第二課(農工商・土木・地理係)、同第三課(学務・兵事・戸籍係)、同

第四課(県費・県税・用度係)、警察部(警務・保安課)、直税署

(直税・徴税費課)、間税署(間税・検按課)、監獄署(諸務・警守課)。

(43) 訓令甲第一五〇号(明治二十四年七月二十八日「県報」第三三三号)

により、各主管の事務で処分上関係の部署または各課と意見を異にする

時は、規定の七項目以外でも参事官に合議提出できるとされた。

(44) 訓令甲第一四四号(明治二十五年十月十日「県報」号外)

八月五日内務大臣訓令第五一〇号(明治二十五年「各大臣訓令編冊」

所収)

(45) 訓令甲第一七九号(明治二十五年十二月二十七日「県報」第四七九号)

明治二十三年十月三十一日訓令乙第二〇三号「直税署長間税署長委任

条件」、同十一月二日訓令乙号「警察部長委任条件」、同十二月十二日

訓令甲第二四五号「監獄署長委任条件」(明治二十一年、二十三年「庁

中達訓令綴」所収)

(46) 訓令甲第二六五号(明治二十三年十月二十八日「県報」第三二二号)

訓令甲第二九七号(明治二十三年十一月六日「県報」号外)

(47) 告示第一四七号(明治二十五年十二月二十七日「県報」第四七九号)

明治二十八年「農事試験成績」(秋田県農業試験場所蔵、「秋田県史」資

料明治編下二三頁 明治九年に南秋田郡八橋村に設置された植物園

が十三年に育種場、十四年に第一勸業場と改め、農事試験場の先駆的

存在として継続施設していた。

(48) 訓令甲第五九号(明治二十五年三月三十日「県報」第四三三三号)

三谷太一郎「増補 日本政党政治の形成 原敬の政党指導の展開」(東

京大学出版会、一九九五年)一三三頁地方官官制改正と共に、各省官

制通則改正をはじめ、外務省官制、外交官領事官官制、内務省官制、

大蔵省官制、文部省官制等の各改正に及ぶ官僚機構全般の法的整備が

公布された。

(54) 訓令甲第一五六号(明治二十六年十一月二十九日「県報」第六〇七号、

明治二十六年「秋田県令全書」)

(55) 訓令甲第一七七号(明治二十六年三月三十一日「庁中例規」所収)

(56) 訓令甲第一一三三号(明治二十七年七月二十四日「県報」第七〇二号)

同 改正された第十条に「土木係分掌中六(鉄道二関スル事)ヲ

削リ」とある。

(58) 拙稿「記録史料の展示に関する一試論」(「秋田県公文書館研究紀要」

第三号、一九九七年)

(59) 訓令甲第一七一号(明治二十六年十二月二十五日「県報」第六一九号)

第一方面(南秋田郡、山本郡、秋田市)、第二方面(北秋田郡、鹿角

郡)、第三方面(仙北郡、河辺郡)、第四方面(平鹿郡、雄勝郡)、第五

方面(由利郡)

(61) 訓令甲第三二二号(明治二十九年三月七日「県報」第九四〇号) 第一

方面(南秋田郡、河辺郡、由利郡、秋田市)、第二方面(山本郡、北秋

田郡、鹿角郡)、第三方面(仙北郡、平鹿郡、雄勝郡)

(62) 訓令甲第一五七号(明治二十六年十二月一日「県報」第六〇九号)

訓令甲第五一〇号(明治二十八年三月三十一日「県報」号外)

(63) 明治二十八年「農事試験成績」

(64) 訓令甲第一六二号(明治二十八年十一月四日「県報」第八九一号)

訓令甲第四九号(明治二十九年三月三十一日「県報」号外)

(65) 訓令甲第五〇、五三三号(同)

(66) 明治二十八年、秋田県は三か年継続事業として千秋公園の造成に着手

した。公園の設計は、造園家・長岡安平の手による。(「秋田大百科辞

典」秋田魁新報社、一九八一年、四九一頁)

(69) 拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」

(70) 訓令甲第三三三号(明治三十年二月二十五日「県報」第一〇八二号)

(71) 訓令甲第一〇二二号(明治三十年六月二十四日「県報」第一二二二号)

- (72) 拙稿「記録史料の展示に関する一試論」
- (73) 訓令甲第七九号(明治二十九年五月七日「県報」第九六五号)
- (74) 方面担当には技手をもって充てられた。方面担当の設置により、従前の工事監督・工事担当・測量担当の三主任は廃止された。
- (75) 訓令甲第一三三三号(明治三十年九月十六日「県報」号外) 秋田方面秋田市、南秋田郡、河辺郡、由利郡大正寺村、山本方面(山本郡)、北秋田方面(北秋田郡)、鹿角方面(鹿角郡)、仙北方面(仙北郡)、平鹿方面(平鹿郡)、雄勝方面(雄勝郡)、由利方面(由利郡、大正寺村を除く)
- (76) 訓令甲第九六号(明治二十九年十二月二十二日「県報」第一〇五九号)
- (77) 訓令甲第六四号(明治三十一年四月一日「県報」第一二四三号)
- (78) 訓令甲第七七号(明治三十一年四月一日「県報」第一二四七号)
- (79) 高橋、前掲論文
- (80) 訓令甲第一一二号(明治三十一年七月一日「県報」第一二七二号)
- (81) 訓令甲第一八七号(明治二十四年十月二十二日「県報」第三六九号)
- (82) 訓令甲第一一八号(明治三十一年七月二十六日「県報」第二二七八号)
- (83) 訓令甲第一三八号、第一三九号(明治三十一年「県報」第一三〇〇号)
- (84) 訓令甲第一四〇号(明治三十一年十月十四日「県報」第一三〇二号)
- (85) 明治三十二年勅令第二五三号
- (86) 『秋田県教育史』第五卷「通史編一(秋田県教育委員会、一九八五年)八九五、八九八頁
- (87) 訓令乙第六二二号(明治二十二、三十三年「庁中例規」所収)
- (88) 訓令甲第二六号(明治三十四年四月一日「秋田県報」号外)
- (89) 明治三十六年勅令第三四号
- (90) 拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」
- (91) 訓令甲第五〇号(明治三十六年十一月三十日「秋田県報」号外)
- (92) 大間越、阿仁、来満、五城日、男鹿、角館、荒川、角間川、湯沢、西、大寛野、大曲亀田間、酒田、院内矢島間、矢島の一五街道(明治三十四年中「県債関係県会状況報告綴」)
- (93) 明治三十三年の県会で、港湾修築をめぐる土崎港派と船川港派との角逐の際、両派の妥協をはかる中間派が雄物川河口改修と県内各地の道路橋梁工事を網羅した土木事業を建議した。これがほとんど可決され、「大建議」と呼ばれた。武田千代三郎知事は、雄物川河口と一五街道の改修費に、さらに本荘中学校建設費を加えて、合計八二八、五七三円の追加予算案を提出した。議会で可決し八〇万円の県債募集となった。(『秋田県史』第五卷「明治編 八四、八五頁」) 明治三十四年「秋田県県債台帳」を見ると、明治三十四年度からの七年間で県債四〇万円の募集計画が決定されている。その費用項目は、①警察庁舎建築費に属する電話架設費、②雄物川河口、角館街道ほか一四街道の改修費、③本荘中学校、農業学校の校舎建築費となっている。
- (94) 訓令甲第五二二号(明治三十六年十一月三十日「秋田県報」号外)
- (95) 訓令甲第八三三号(明治三十一年四月二十二日「県報」第一二五二号)
- (96) 訓令甲第五一号(明治三十六年十一月三十日「秋田県報」号外) 第一方面(平鹿郡、雄勝郡)、第二方面(仙北郡)、第三方面(秋田市、河辺郡、由利郡)、第四方面(南秋田郡、山本郡)、第五方面(北秋田郡、鹿角郡)
- (97) 告示第五九号(明治三十二年三月八日「県報」第三三九号)
- (98) 訓令甲第一六号(明治三十五年三月二十二日「秋田県報」第一六五二号)
- (99) 明治三十二年告示第一〇三三号(明治三十二年四月十四日「県報」第一三五〇号)、同三十三年告示第一一五五号(同三十三年四月一日「秋田県報」号外)、同三十五年告示第一九八号(同三十五年七月四日「秋田県報」第一六八一号)、同三十七年告示第二六〇号(同三十七年四月五日「秋田県報」第一八六二号附録) 秋田図書館は秋田市上中城町県公園地内、秋田県水産試験場は南秋田郡土崎港町字御蔵町に設置された。衛生試験所は、明治三十五年告示では、警察部衛生課附属を元牛島警察分署庁舎跡に移したと記されている。『秋田縣史』県治部「第四冊(秋田県、一九一七年)四三四頁には、三十五年衛生試験所を設置

- とある。秋田県陶育院は秋田市手形新町に設置された。
- (100) 訓令甲第六五号(明治三十一年四月一日「県報」第一二四三号)  
 明治三十三年五月二十八日、勅令第二四三号により、俸給予算定額内において府県に警視(奏任)を置くことが定められていた。
- (101) 訓令甲第二三三三号(明治三十八年四月二十五日「秋田県報」号外)  
 田口勝一郎・松淵真洲雄編『明治・大正・昭和の郷土史4 秋田県』(昌平社、一九八一年)五五、五六頁、大久保利謙編『体系日本史叢書』3政治史Ⅲ(山川出版社、一九六七年)三六五、三六六頁、全国的に明治三十年前後から米穀商、県農会などの支援の下に県営事業として米穀検査が移出来につき行われ、さらに生産米検査に拡大し、四十年代には生産県である各府県に普及したことも背景にある。地主層が小作米販売者として、米相場を最大の関心事とし、米の品質向上、俵装、量目の統一を必要とするようになったためである。
- (104) 県令第三七号(明治三十八年十月十八日「秋田県報」号外)  
 訓令甲第四四号(明治三十八年七月十七日「秋田県報」第一九三三号)  
 明治三十八年「秋田県処務細則」の附則第八九条に、「本則二既定スル帳簿其他ノ様式及文例ハ別ニ之ヲ定ム」とある。
- (105) 訓令甲第八号(明治三十九年三月十六日「秋田県報」第二〇六〇号)  
 訓令甲第一七号(明治三十九年四月十日「秋田県報」号外)  
 訓令甲第五六号(明治三十八年九月二日「秋田県報」号外)  
 第一方面(仙北郡、平鹿郡、雄勝郡)、第二方面(南秋田郡、河辺郡、由利郡、秋田市)、第三方面(北秋田郡、鹿角郡、山本郡)
- (106) 県令第三六号(明治三十九年三月三十一日「秋田県報」号外)  
 訓令甲第一九号(明治三十九年四月十三日「秋田県報」第二〇六八号)  
 明治十九年「蚕種検査規則」と三十年「蚕種予防法」は、微粒子病を対象として定められた。三十八年の「蚕種予防法」は、微粒子病以外の蚕病も対象に加えている。(『国史大辞典』第六卷 五五三頁、『近代日本総合年表』第三版 岩波書店 一九九一年 一八二頁)
- (112) 明治四十四年訓令甲第五四号(明治四十四年十二月二十六日「秋田県報」第二六五〇号)に、明治三十八年訓令乙第九三三号を廃止する記述がある。「秋田県報」には訓令甲号のみ掲載されたため、右の訓令乙号本文は発見できない。
- (114) 訓令甲第四九号(明治四十年七月十五日「秋田県報」)  
 『国史大辞典』第五卷(吉川弘文館、一九八五年)四四六、四四七頁
- (115) 『秋田県史』第五卷、明治編 五九七頁 秋田県では、明治三十四年、武田知事の時代に耕地整理実施の計画が立てられた。耕地整理面積は、三十八年の四五二町が三十九年に二、七四五町、さらに四十年には八、三三八町に拡大している。
- (117) 県令第三号(明治四十年一月十五日「秋田県報」第二二〇〇号)  
 商業会議所は、明治二十三年「商業会議所条例」の公布後、各地に設立され、三十三年には六〇を越えていた。産業組合は、小農民の協同組合である。三十三年の「産業組合法」公布、三十九年の第一次改正で信用事業と他事業との兼営が認められ兼業組合が増加した。戦後は、農協に編成替えされた。同業組合は、近代における商工業同業者の組合組織である。十七年に「同業組合準則」、三十年に「重要輸出品同業組合法」が制定され、産業別地域別に全商工業者を強制加入させ、製品検査の機能を強めた。(『日本史大辞典』山川出版社 一九九七年 一〇七五、九四一、一五〇八頁) このうち産業組合については、秋田県では四十年代に入り、県農会が積極的に設立指導にあたり、四十四年春には八〇有余の設立を見た。(『秋田県史』第五卷 明治編 六〇七頁) 以上は森林組合設立や耕地整理事業とともに、日露戦争後に本格化した政府の農業政策の一環としてとらえられている。(『体系日本史叢書』3政治史Ⅲ 三六六頁)
- (119) 訓令甲第二三三三号(明治四十二年六月十二日「秋田県報」号外) 明治三十八年の県処務細則では、主事に属、課長に部長に非ざる事務官・事務官補・技師・属または警部、所長に警部をもって充てることが規定されていた。
- (120) 訓令甲第四〇号(明治四十三年六月十一日「秋田県報」号外)

(121)

明治四十二年四月十二日法律第三〇号、元木靖「耕地—近代」(木村礎、林英夫編『地方史研究の新方法』八木書店、二〇〇〇年)「耕地整理法は土地の農業上の利用を増進する」ことを目的として、耕地の拡張、改良等耕地に関する各種の施設事業を担うことになった。

(122)

秋田県内の耕地整理面積は、明治四十一年に九、九八七町、四十二年には一、八三三町に拡大していた。

(123)

訓令甲第四四号(明治四十三年七月一日)「秋田県報」第二四九七号

(124)

訓令甲第二四四号(明治四十四年五月八日)「秋田県報」号外

(125)

『国史大辞典』第五卷 四六四頁

(126)

県令第三四号(明治四十三年四月十九日)「秋田県報」第二四七六号

第一土工区(雄勝郡、平鹿郡、仙北郡、事務所は平鹿郡役所内)、第二土工区(河辺郡、南秋田郡、秋田市、事務所は秋田県庁内)、第三土工区(由利郡、事務所は由利郡役所内)、第四土工区(山本郡、北秋田郡、事務所は北秋田郡役所内)、第五土工区(鹿角郡、事務所は鹿角郡役所内)

(127)

県令第一一五号(明治四十三年十二月二十三日)「秋田県報」第二五四七号

第一土工区(雄勝郡、平鹿郡、事務所は平鹿郡役所内)、第二土工区(仙北郡、事務所は仙北郡役所内)、第三土工区(秋田市、河辺郡、南秋田郡、事務所は秋田県庁内)、第四土工区(由利郡、事務所は由利郡役所内)、第五土工区(山本郡、北秋田郡、事務所は北秋田郡役所内)、第六土工区(鹿角郡、事務所は鹿角郡役所内)

(128)

訓令甲第一六号(明治四十一年三月十三日)「秋田県報」第二二六二号

(129)

訓令甲第一七号(明治四十三年三月二十八日)「秋田県報」号外

(130)

訓令甲第四三三号(明治四十四年十月八日)「秋田県報」第二六三〇号

(131)

明治四十一年九月、第一回産牛共進会が秋田市で開催された。翌四十二年、県費をもって種牛を購入し、産牛馬組合に貸与された。四十二年五月に第二回共進会が秋田市、四十三年に第三回が大曲町、四十四年九月に第四回が大館町で開催されていた。『秋田県史』第五卷 明治編 六八六〜六八九頁) 県が種畜場を設立した背景には、管内にお

(132)

ける産牛共進会の高まりがあった。  
訓令甲第五四号(明治四十四年十二月二十六日)「秋田県報」第二六五〇号)

(133)

明治四十四年「蚕糸業法」(三月二十九日法律第四七号)は、それまでの蚕糸関係法規を集大成して制定された。蚕病予防、繭質改良統一、同業組合関係などの規定が主内容であった。製糸資本家や横浜の生糸売込問屋が、政府による蚕種統一への介入を要請したことが同法制定の発端だった。『日本史広辞典』九四三頁)

(134)

告示第九五号(明治四十四年三月二十日)「秋田県報」号外) 秋田県輸出薬工品検査所は県庁構内に置かれ、その他土崎出張所(仙北、由利、南秋田、北秋田、山本、鹿角郡管轄)、牛島出張所(秋田市、河辺郡管轄)、横手出張所(平鹿、雄勝郡管轄)が設置された。

(135)

訓令甲第二七号(明治四十五年五月十四日)「秋田県報」第二六八七号) 『秋田県史』第五卷 明治編 八五三頁、『秋田県教育史』第五卷 通史編一(秋田県教育委員会、一九八五年)一〇五九頁 秋田県工業講習所は、昭和二年に秋田県立能代工業学校(現・能代工業高校)に発展した。

(137)

訓令甲第一一五号(明治四十四年三月三十一日)「秋田県報」号外)

(138)

明治三十年、県会議員大日向作太郎を中心に船川港築港期成同盟会が設立され、秋田船川間軽便鉄道も並行して計画された。その後、県会内部で土崎港築港や角館街道ほか県道改修と競合するも、大日向が議案を通過させた。が、三十四年に計画の一部変更し築港事業が具体化した。が、日露戦争により着工を実現できなかった。四十三年三月には、船川支線鉄道敷設建議が衆議院を通過、また港湾調査会による調査も進捗した。森正隆知事は実施計画を県技師に立案させて内務省に陳情し、十二月六日、船川・土崎両港の第二種重要港の指定を受けることができた。船川港の築港は、途中、第二次世界大戦や関東大震災による中断をはさみ、昭和六年に完成した。『秋田県史』第六卷 大正昭和編 秋田県 一九六五年 三〇〇〜三〇三頁)



(139) 告示第一〇〇号(明治四十五年三月三十一日「秋田県報」号外) 県立常盤病院は娼妓及び花柳病疾患者の治療を目的に設置された。

(140) 明治四十一年「秋田県職員録」(秋田県立図書館所蔵)

(141) 明治四十四年「秋田県職員録」(同)、また、明治四十四年三月十七日に「秋田県物産館規則」が制定されている(告示第八九号、「秋田県報」第二五六九号)。県物産の紹介と販路の拡張、あわせて改良発達を目的に北海道札幌区南一条通に設置された。

(142) 明治四十五年「秋田県職員録」(同) 秋田県公会堂は、明治三十七年に秋田市千秋明徳町に建設されていた。

(143) 山住正己「日本教育小史」近・現代」(岩波新書、一九八七年)七八～八〇頁

(144) 訓令甲第四八号(大正三年七月十七日「秋田県報」号外)

(145) 『秋田県教育史』第五卷 通史編 一一五六～一一六〇頁

(146) 大正四年「秋田県職員録」(秋田県立図書館所蔵)

(147) 訓令甲第四二二号(大正五年九月十五日「秋田県報」第四二二号)

(148) 大正五年一月二十一日勅令第六号

(149) 「工場法」は、明治四十四年三月二十九日に法律第四六号として公布された。

(150) 訓令甲第二七号(大正八年七月二日「秋田県報」第七〇四号)

(151) 大正八年七月十六日勅令第三四九号

(152) 理事官五人配置は、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、長野、福岡の八府県。この他の府県は四人配置。

(153) 訓令甲第四六号(大正九年「秋田県報」第八二五号)

(154) 『国史大辞典』第四卷 一〇一四頁

(155) 大正九年九月十三日勅令第三八九号 産業部の設置を指定されたのは、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡の七府県。東北、裏日本は含まれていない。

(156) 訓令甲第五号(大正十一年三月十四日「秋田県報」第九七八号)

(157) 大正十一年六月八日勅令第三二八号 理事官六人配置は、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、長野、福岡の八府県。五人配置は、東京、埼玉、群馬、三重、福井、岡山、広島、香川の七府県。その他は四人配置。

(158) 大正十二年四月五日勅令第一五四号 理事官六人配置は、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡の六府県。五人配置は、東京、埼玉、群馬、三重、静岡、岐阜、長野、石川、岡山、広島、愛媛の一一府県。四人配置は、長崎、新潟、千葉、茨城、栃木、宮城、福島、山形、福井、富山、山口、熊本、鹿児島の一三府県。その他は三人配置。

(159) 大正十二年三月三十日法律第三三三号

(160) 訓令甲第三三三号(大正十三年三月十八日「秋田県報」第一一五八号)

(161) 大正十三年九月十七日勅令第二二五号

(162) 京都、大阪、兵庫、新潟、埼玉、群馬、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本の一八府県

(163) 大正十三年十二月二十日勅令第三九六号

(164) 『近代日本総合年表』第三版(岩波書店、一九九一年)二六〇頁

(165) 地方事務官六人配置は、京都、大阪、兵庫、愛知、福岡の五府県。五人配置は、東京、神奈川、静岡、長野、広島、香川の五府県。四人配置は、長崎、新潟、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、三重、岐阜、宮城、福島、福井、石川、富山、岡山、山口、愛媛、熊本、鹿児島の一八府県。その他は三人配置。

(166) 大正十四年二月十四日勅令第一二二号

(167) 大正十四年五月四日勅令第一七二号

(168) 地方事務官六人配置は、大阪、愛知の二府県。五人配置は、東京、京都、兵庫、福岡の四府県。四人配置は、神奈川、静岡、長野、広島、香川の五府県。三人配置は、長崎、新潟、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、三重、岐阜、宮城、福島、福井、石川、富山、岡山、山口、愛媛、熊本、鹿児島の一八府県。その他は二人配置。

(169) 大正十四年五月四日勅令第一七二号

(170) 地方事務官六人配置は、大阪、愛知の二府県。五人配置は、東京、京都、兵庫、福岡の四府県。四人配置は、神奈川、静岡、長野、広島、香川の五府県。三人配置は、長崎、新潟、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、三重、岐阜、宮城、福島、福井、石川、富山、岡山、山口、愛媛、熊本、鹿児島の一八府県。その他は二人配置。

(171) 鹿兒島の一府県。その他は二人配置。

- (172) 大正十四年三月三十日法律第二八号「重要輸出品工業組合法」は中小工業のカルテル的組合法で、企業経営に統制を加えた最初の立法であった。組合による自主的同事業の経営を通じて、生産費の低下と品質向上をはかった。(『国史大辞典』第七卷 吉川弘文卷 一九八六年 三二四頁)
- (173) 大正十五年五月十一日勅令第一二二二号  
地方事務官七人配置は、大阪、愛知の二府県。六人配置は、兵庫、福岡の二県。五人配置は、東京、京都の二府。四人配置は、神奈川、静岡、長野、広島、四国。三人配置は、長崎、新潟、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、三重、岐阜、宮城、福島、福井、石川、富山、岡山、山口、愛媛、熊本、鹿児島の一九県。その他は二人配置。  
地方小作官二人配置は、新潟一県。一人配置は、京都、大阪、兵庫、埼玉、群馬、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、山形、秋田、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀の二三府県。その他は〇人配置。
- (176) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』第2版(東京大学出版会、一九七九年)一〇七頁
- (177) 『近代日本総年表』第三版 二六二、二六六頁
- (178) 県令第五五号(大正二年八月十五日「秋田県報」第一〇七号) 第一土工区(雄勝郡、平鹿郡、事務所は平鹿郡役所内)、第二土工区(仙北郡、事務所は仙北郡役所内)、第三土工区(秋田市、河辺郡、南秋田郡、山本郡、事務所は秋田県庁内)、第四土工区(由利郡、事務所は由利郡役所内)、第五土工区(北秋田郡、鹿角郡、事務所は北秋田郡役所内)
- (179) 訓令甲第二四号(大正七年六月十八日「秋田県報」第五九八号)
- (180) 県令第二三三号(大正十三年三月二十八日「秋田県報」第一一五八号)
- (181) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 二〇九、二一〇頁
- (182) 訓令甲第二〇号(大正五年五月二日「秋田県報」第三八二号)
- (183) 大正五年「秋田県職員録」
- (184) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 四八六、四八八頁
- (185) 県令第八三三号、訓令甲第四〇号(大正九年八月二十四日「秋田県報」第八二二号)
- (186) 訓令甲第一四号(大正六年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (187) 県令第二二二号、訓令甲第五号(大正十五年四月十七日「秋田県報」号外)
- (188) 『秋田県土地改良史』(秋田県土地改良事業団体連合会、一九八五年) 一二五、一二六頁
- (189) 同 齊内川は、仙北平野北部の肥沃な水田地帯の水源として重要だったが、曲折が多く氾濫によって大被害をもたらし、生産米の減収にも影響していた。大正十二年の「用排水改良事業補助要項」制定を機会に、長野町長と四ツ屋村長、花館村長の連名で「農業用灌漑排水改良工事試行ノ儀請願書」が提出された。これが県会で採択され、県営事業としての実施が決定した。
- (190) 県令第三〇号、訓令甲第二二二号(大正七年四月一日「秋田県報」号外)
- (191) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編 四四九頁
- (192) 県令第一九号(大正九年三月十九日「秋田県報」第七七七号)、訓令甲第一七号(大正九年四月二日「秋田県報」第七八一号)
- (193) 県令第六三三号、訓令甲第四〇号(大正十一年十二月二十七日「秋田県報」号外)
- (194) 大正十一年十一月二十一日農商務省令第二二二号
- (195) 訓令甲第七号(大正十年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (196) 県令第三八号(大正十一年七月七日「秋田県報」第一〇二二号)
- (197) 県令第四三三号(大正十年五月七日「秋田県報」第八九五号)
- (198) 県令第三九号(大正十五年六月十八日「秋田県報」第一二七二二号)
- (199) 『秋田大百科辞典』七〇九、七一〇頁
- (200) 訓令甲第一六号(大正四年四月十三日「秋田県報」第二七五号)
- (201) 告示第九三三号(大正二年三月二十八日「秋田県報」第六七号) 県立能代新柳病院は、山本郡能代港町に娼妓および花柳病疾患者の治療を目

的に設置された。

(202)

大正十一年「秋田県職員録」、十二年「同」(秋田県立図書館所蔵)

秋田県記念会館は、大正七年に秋田市下中城町に完工している。大館  
細館検査所は、北秋田郡大館町に設置された。

(203)

大正十五年五月十一日の「地方官官制」部分改正では、地方事務官の  
定数は各府県を通して一四三人だった。それが、六月三日の全面改正  
では四一六人に増員されている。

(204)

訓令甲第三七号(大正十五年六月十九日「秋田県報」号外)

(205)

『国史大辞典』第十一卷(吉川弘文館、一九九〇年)三五六頁

(206)

『秋田県行政機構総合一覧』

(207)

出先機関の設置や処務規程も可能なかぎり収録したが、中学校や高等  
女学校ほか県立学校については省略した。

(208)

拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」

(公文書班専門員 しばたともあき)

《史料紹介》

# 秋田県の職務規程（明治四〇八年度）

## 公文書班

秋田県公文書館には、昭和二十二年「地方自治法」施行以前の膨大な県庁文書群が保存されており、その数は一万三千冊有余に及ぶ。置県以降の秋田の近代史を研究する貴重な史料として、平成五年の開館以来利用され続けている。

秋田県庁文書は、出所の部課係に基づいて簿冊編綴されており、しかも機構改編には忠実に対応した形である。それゆえ、史料として県庁文書群を効率的に利用するには、県庁の組織機構の解明が必須となる。『秋田県公文書館研究紀要』では、創刊号で明治前期、本九号で明治後期大正期の職務分課の変遷につき研究成果を論文として発表した。

しかしながら、右の二論文は機構改編の追跡を目的としたもので、各時期の部課係の具体的な分掌内容までは紹介していない。県庁文書群を用い調査をする際、出所である部課係の分掌内容は、目的の史料にアクセスするための重要な手掛かりとなる。

そこで、本九号よりの連載で、明治四年から昭和二十二年までの秋田県の職務規程に関する史料を紹介することとした。論文の典拠

史料であり、論文と併読する形で県庁文書群の利用に役立てて頂ければ幸甚である。

紹介する史料の対象は、左の通りである。

- ・ 県処務細則の全面改正、部分改正
  - ・ 収税部、警察署、監獄署の処務細則
  - ・ 各課の事務章程
  - ・ 課係の新設、廃止
  - ・ 課係の分掌の増減・移動
  - ・ 文書取扱規程
  - ・ 部長課長等への委任事項
  - ・ 出先機関の処務細則
- 等

明治四年から二十二年までの史料は、平成六年当時に公文書課専門員だった高橋務氏により、当館内部の資料集として既にまとめられている。明治二十二年以降については、現在も「秋田県報」を中心に史料の収集が続けている。

今回は高橋氏の作成した資料集を元に、明治四年度から八年度ま

での分を、柴田知彰（公文書班専門員）と柴田美保（公文書班主事）とで、県庁の組織機構図も配して再構成した。

史料は年度ごとにまとめ、一点ごとに内容を示す表題を付けた。県処務細則の全面改正については、◎を表題に冠した。各史料の表題の次には、括弧書きで出典名と当館の資料番号を記した。

明治四年度（一八七二）

○明治四年十一月二日段階

（明治四、二十二年「秋田県沿革史稿」一一二〇三）

二日 秋田県ヲ置カル是ヨリ先キ府県官制ヲ定ム其要略庁中ノ事務ヲ租税庶務聴訟ノ三課ニ分チ典事以下ノ職員ヲシテ事務ヲ分担セシム蓋シ廢藩ニ際シ仮ニ定ムル所ナリ

○明治四年十一月二十七日段階

（明治四、二十二年「秋田県沿革史稿」一一二二〇三）

二十七日 府県官等并県治職制及事務章程ヲ定ム

（前略） 典事ハ庁務中庶務聴訟租税出納ノ四課ニ分チ各一課或ハ二課ヲ担当シ（以下略）

明治五年度（一八七二）

○明治五年六月二十七日段階

（明治四、二十二年「秋田県沿革史稿」一一二二〇三）

庶務課規則ヲ定ム其要旨左ノ如シ

本庁へ進達スル所ノ願伺届及公文等ハ簿冊ニ記載シ其時々点検スルモノトス県掌ヲ受付掛トシ日々進達スル書面ノ要旨ヲ摘録

シ各課ニ配付シ各課ノ属長之ヲ査収シ課僚ニ分賦ス僚属ハ之レガ処置ノ方案ヲ付シ決判ヲ了シ（大属ニ議シテ典事ニ謀ルアリ或ハ大属直ニ議シテ小属以下ニ取調ヲナサシムルモ妨ナシト雖モ大属ニ議セスシテ直チニ典事ニ議スルヲ許サス）属長ニ返付スルトキハ属長ハ前簿冊ニ照合シテ県掌ニ交付シ脱漏停滞ノ虞ナカラシム又聴訟課ニ移牒スヘキ訴訟ニ属スルモノハ其課属長検閲シ典事に稟シテ後県掌ヲシテ取扱ヲナサシムルハ前式ノ如シ主務省へ進達スヘキ取調ノ諸件ハ標目并ニ担当員氏名及月日ヲ記載シ置クベシ巡回ノ書類ハ当該吏一名之レヲ担当シ受付掛ノ手続ニ倣ヒ各課ニ分賦シ決判ヲ了スル後之ヲ送付スルモノトス他府県ノ往復書類ハ書記一名之ヲ負担シ番号ヲ付シテ紛雜ナキヲ要ス

○明治五年九月二十五日段階

（明治四、二十二年「秋田県沿革史稿」一一二二〇三）

庶務課規則ヲ改定ス其要旨左ノ如シ

管民ヨリ進達及交付スル諸公文ヲ審査シ遺漏停滞ナキヲ要ス県掌ハ受付ヲ掌リ件銘及月日氏名ヲ簿冊ニ記シ送文ヲ添付シ各課ニ分配ス典事之ヲ受ケ点検ノ上課中各掛ニ分配シ課僚ニ其書類ニ就キ当否ヲ審案シ典事ニ呈ス典事之ヲ令参事ニ具状シテ採決ヲ乞フベシ但聴訟課ニ於テハ典事文書ヲ受ケ課僚ニ分チ別ニ写ヲ以テ翌日之ヲ令参事ニ呈ス且ツ月末ニ至リ一ヶ月間ノ訴訟決未決ノ数ヲ点検シテ令参事ニ稟申スベシ令参事ノ裁決ヲ経タル事件ハ典事之ヲ大属ニ囑シテ施行セシム史生以下ハ総テ大小属ニ議スベシ但シ異論アルモノハ例外トス出張所ヨリ送達ノ文書ハ常務掛ノ等外吏一銘其収発ヲ担当シ簿冊ノ登録法等総テ県掌ノ式ニ同シ主務省進達府県往復文書ハ文書掛之ヲ担当シ令参事ノ閲覧ヲ経テ主管ノ課ニ分配シ其課ニ於テハ文案ヲ造リ文書掛之レヲ検閲シテ令参事ニ呈シ捺印ヲ受クベシ管内ノ告達ハ文書掛之ヲ担当ス但他課ノ起案ニ係ル事件ハ其課ニ於テ文案ヲ造リ文書掛之ヲ点検シ令参事ニ具状シ交付スルモノトス令参事ハ県治ノ大体ヲ総括シ典事ハ一課ヲ総理シ大属以下ハ課中ノ一部ヲ分掌ス一部整ハザレバ其責任主任ニ帰ス一課理マラサレバ其責典事ニ帰ス一県治ニサレハ其責令参事ニ帰スルモノトス

明治六年度（一八七三）

◎秋田県職務章程（明治六年八月、施行九月一日）  
 （明治七年「第一課諸務掛事務簿」官省府県往復 雑 一番

八二四七）

※参考 八月二十五日は県庁を南秋田郡下中城小学校（旧久保田城の旧藩庁）に設置した日なので制定をこの日のこととしている。

（明治四十二年「秋田県沿革史稿」一二二〇三）

今般正権典事被廢旁本県職務章程別冊之通假 相定本年九月一日ヨリ施行候条従来ノ諸規則各官奉職心得各課事務章程等之 矛盾牴触スル条件ハ廢止ト可被相心得候事

明治六年八月

秋田県権令 国司仙吉

秋田県権参事 加藤租一

秋田県七等出仕 嶋田泰夫

秋田県職務章程

第一章 各官責任ノ事ヲ載ス

第一条 普ク県内事務ニ注意シ若シ其事ノ挙ラサルアレハ長官專其

責ニ任ス次官之ニ亜ク

第二条 普ク一課内ノ事務ニ注意シ其事ノ挙ラサルアレハ調査掛其

責ニ任ス課中担当ノ官員之ニ亜ク

第三条 判任各課ノ官員各其主務ヲ分チ専ラ担任スル処アルヘシ

第四条 判任官其担任スル事ノ処分途ヲ立テ必ス其課ノ調査掛ニ

商リ検印ヲ得テ直ニ決ヲ奏任官ニ乞フヘシ

但調査掛ヨリ決ヲ奏任官ニ商ルモ亦時宜便利ニ任ス

第五条 課内主務担任ノ人撰ハ其調査掛コレニ与ルコト得ヘシ

第六条 主務一定猥リニ小権ヲ以テ大権ヲ犯シ己ノ務ヲ措テ人ノ務

ヲ問フコトヲ戒シム

第七条 分課職制予メ主務責任ノ部分ヲ立ルト雖トモ他ノ主務ニ関

係スルハ必ス其主任ト稟議シ（四課中詳ナリ）且臨機ノ事件其他主務官員

不参等ノ節ハ課中之ヲ代理シ其事務ヲシテ渋滞ナカラシムコトヲ

要ス

擬律掛

監視掛

雑務掛

第三章 四課官員分掌ノ事ヲ載ス

第十条 租税課中ノ区分ハ左ノ如クナルヘシ

但各掛筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ総括スヘシ

調査掛

常務掛

地券掛

雑税掛

生産掛

土木掛

第二章 四課中所務ノ区分ヲ載ス

第八条 庶務課中ノ区分左ノ如クナルヘシ

但各掛筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ総括スヘシ

調査掛

常務掛

戸籍掛

郵便掛

学務掛

奏任官附属書記

第九条 聴訟課中区分ハ左ノ如クナルヘシ

調査掛

聴訟掛

断獄掛

第十一条 出納課中区分左ノ如クナルヘシ

但各掛筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ総括スヘシ

調査掛

受拂掛

計算掛

公債掛

第三章 四課官員分掌ノ事ヲ載ス

第十二条 庶務課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛 正権区域ノ内一人之正権中域ヲ以代理シテ  
ム此時ニ懸テハ別ニ委任命ス内連向メ 課中ノ事務細大トナク都

テ其担任者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ每件決ヲ奏任官  
ニ乞イ迅速之ヲ施行シ且諸御布告ノ件々庁中回覧等本課關係ノ条  
件無洩謄写銘簿ニ記載シ置キ担任ノ者ヲ督促日限等遲滞ナカラシ  
ムルコトヲ掌ル

第二節 常務掛 正権區域ハ諸布達ノ件々一切之ヲ担任其旨趣ヲシテ普  
ク徹底セシムルコトヲ要トシ官省進達府県往復等ヲ淨書シ官員及  
ヒ四民願伺届等ヲ受付其主任アルハ之ヲ授与スル等其餘都テ臨時  
ノ雜務ヲ任シ兼テ小使以下進退等ノ事ヲ掌ル

第三節 戸籍掛 ハ戸口名籍ヲ詳ニシ貫屬社寺区長以下等ノ進退  
願伺届等ヲ処分シ兼テ徵兵ノ事務ヲ掌ル

第四節 駅通掛 ハ專ラ人民往來ノ事務ヲ任シ道路ノ通達水陸ノ  
運輸舟車ノ便及ヒ郵便等都テ其方法ヲ案シ広ク人民通信ノ便ヲ得  
セシムルコトヲ掌ル尤道路橋梁ノ修繕築造或ハ其交換等ニ至テハ  
必ス租稅課土木掛ニ協議シ分課ノ制限違乱ナキヲ要ス

第五節 学務掛 專ラ人民教育学校ノ事務ヲ任シ学区取締ヲ監督  
指揮シ以学事普及ヲ要トス兼テ県庁施行ノ諸件ヲ編輯スルヲ掌ル

第六節 書記 兼テハ奏任官ニ附屬シ辭令ヲ書記シ其餘未発ニ公議  
公令スヘカヲササルノ諸件ヲ書算スル事ヲ掌ル尤平素ハ常務掛ニ在  
テ雜務主任ノ事ヲ兼務スヘシ

第十三条 聴訟課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任ノ者ト商議シ

諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ迅速之ヲ施行  
シ訟獄稽滯冤枉ノ弊ナカラシムコトヲ要ス諸御布達本課關係ノ事  
件其本書一部ハ必ス編入セシメ庁中回覧ノ類無洩謄写セシムル等  
ノ事ヲ掌ル

第二節 聴訟掛 正権區域ハ專ラ人民ノ訴訟ヲ審聽シ理非ヲ判シ敏捷以  
テ稽滯ナカラシメン事ヲ要ス

第三節 断獄掛 ハ諸罪囚ヲ推問詢糺シ其情ヲ尽サシメ公明以テ  
冤枉ナカラシメンコトヲ要ス

第四節 擬律掛 ハ常ニ律例ヲ研究シ罪案ニ擬シ其正条ナキハ司  
法ノ伺案ヲ作り及ヒ訴訟法等ノ事ヲ掌ル

第五節 監視掛 ハ專ラ人民ノ權利ヲ保護スルノ責ヲ任ス平素管  
内ヲ監視シ火附盜賊人殺博徒ノ類ハ勿論乱妨ノ所業及ヒ詞訟等ノ  
事ヲ工ミ都テ良民ノ患害ヲ醸生シ愚民ヲ凌キ權利ヲ妨ケ又ハ扇動  
セシムル奸民ノ類常ニ搜索其事ノ大小緩急ニ応シ捕亡番人等ヲ指  
揮シ之ヲ捕縛シ諸官員ハ勿論正副区长戸長等ノ勤惰及ヒ捕亡番人  
神官教官等ニ至ルマテ其勉不勉正不正ヲ視察シ直言忌諱ヲ懼ラサ  
ルヘク忠孝節義寡孤独等ノ者アラハ其事実ヲ札明シ調査掛ヲ經  
テ奏任官ニ具狀シ尤事宜ニ依リ直ニ奏任官ニ具申スル事アルヘシ  
兼テ監獄ノ事務ヲ管治ス

第六節 雜務掛 ハ課中一切ノ文を淨書シ贖収金賍物ノ出納未決  
己決監ノ諸入費ヲ計算シ其餘一掛担任シ難キ諸件ヲ掌ル

第十四条 租稅課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ



第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任ノ者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ簿冊総計ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞一切租税ノ総額ヲ括リ貢租ノ收入遅緩ナカラシムルコトヲ任シ且諸御布達庁中回覽等一切ノ書類庶務ヨリ回覽セシムル件々本課關係ノ事件無洩謄写シ其可取調件々ハ銘簿ニ記載シ担任者ヲ督促シ日限等遅滞ナカラシムコトヲ掌ル

第二節 常務掛<sup>以種大官</sup>ハ管内分ツテ二区トス毎区担任ノ者ニテ定免切替新規定免地租年季切替取下場免直シ同年季荒地年季ノ類其餘一切ノ常務ヲ掌リ諸帳簿精整其区限りノ総計帳ヲ調理シ調査掛ノ検査ヲ請ケ区内ノ事務滞セサルヲ要ス

第三節 地券掛<sup>以種大官</sup>地券取調及ヒ土地売買ノ取扱貫屬屋敷地沽券ノ収税等ヲ担任シ其税法ニ至テハ常務掛ト協議シ聊カ分掌ノ制限違乱ナキヲ要ス

第四節 雑税掛<sup>以種大官</sup>ハ証券印紙三醸造船車絞油種紙生糸其餘一切ノ雑税<sup>以種大官</sup>ヲ收入シ県庁限ノ税法<sup>以種大官</sup>ヲ立テ兼テ官林等ノ事ヲ掌リ關係ノ諸帳簿ヲ調理シ調査掛ノ検査ヲ請ケ收入計算等遅滞ナカラシムル事ヲ要ス

第五節 生産掛<sup>以種大官</sup>草菜荒蕪ヲ開墾シ草木各品ノ種芸牧畜等ヲ勸メ工芸工場ヲ開興シ新發明ノ器械ヲ検査シ諸会社開市等發行ノ方法利害ヲ審ニシ都テ自今進歩ノ各業一切ノ事務ヲ担当ス最モ其築造等ニ関スル如キハ必ス土木掛ニ商議シ分課ノ制限違乱ナキヲ要ス

第六節 土木掛<sup>以種大官</sup>ハ堤防橋梁道路修繕シ用悪水路ヲ疎通シ治水一

切ノ事務ヲ任シ兼テ県庁及ヒ官舎其他官費ニ関スル社事等修補營繕ヲ掌ル

第十五条 出納課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク一切之ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ現実出納ヲ処分シ月々総計ヲ明ニシ出納表ヲ作り一日瞭然ナラシメ奏任官ニ達スヘシ且時々取調御布達ノ件々ハ銘簿ニ記載シ担当者ヲ督促シ日限等延滞ナカラシメントヲ要ス

第二節 受拂掛<sup>以種大官</sup>ハ専ラ米金ノ出納及ヒ用度ノ事ヲ分掌シ<sup>未金用へ</sup>聊違犯ナク正明之ヲ所分スルヲ要ス最其事ヲ行フニ当テハ必ス奏任官及ヒ其課調査掛ノ検印ヲ証スヘシ

第三節 計算掛<sup>以種大官</sup>細大ノ出納一切ノ諸經費都テ之ヲ御規則ニ照準正算等ヲ加ヘ其節御勘定仕上ノ都合殊更注意スヘシ

第四節 公債掛<sup>以種大官</sup>ノ職務ハ御布達ノ規程ニ瞭然タレハ此ニ明示セス

第四章 各課交渉取扱ノ順序大概ヲ揚ク

第十六条 東京其餘支庁ヨリノ來狀ハ奏任官目前ニ於テ受付主任開封ノ上銘書ニ照合シ支庁ヲ經スシテ郵送シ來ル公文ハ受付帳ニ記載シ一旦之ヲ奏任官ニ直達スヘシ

第十七条 御布達ノ書類ハ都テ奏任官ヨリ庁中回覽及ヒ士民布達各課担任等ノ証印ヲ捺シ庶務課調査掛ニ付与ス同課常務掛ニ於テ速ニ配達処分スルヲ要ス此際勉メテ滞滞スル事アルヘシ

第十八条 御布達ノ本紙一部限ノ分ハ聽訟課關係ノ事件ヲ除ノ外都

テ庶務課ニ於テ洩ナク編入スヘシ各課調査掛ニ於テハ豫テ簿冊ヲ仕立置キ其關係ノ事件ノミ無洩謄写編入セシムヘシ

但本紙數部アル者ハ其原書一部ヲ關係ノ課ニ付与スヘシ

第十九條 各課ニ於テ新タニ布告セントスル事件ハ担任官調査掛ト商議シ其全文ヲ作り必ス奏任官ノ許可檢印ヲ得テ庶務課ヘ付与スヘシ

但時宜奏任官許可ノ上其課ヨリ直ニ布告セシムアルモ亦便宜ニ任スル事アルヘシ若シ此例ニ依ルトキハ必ス布告全文ヲ以テ其事情ヲ庶務課ニ報告スヘシ

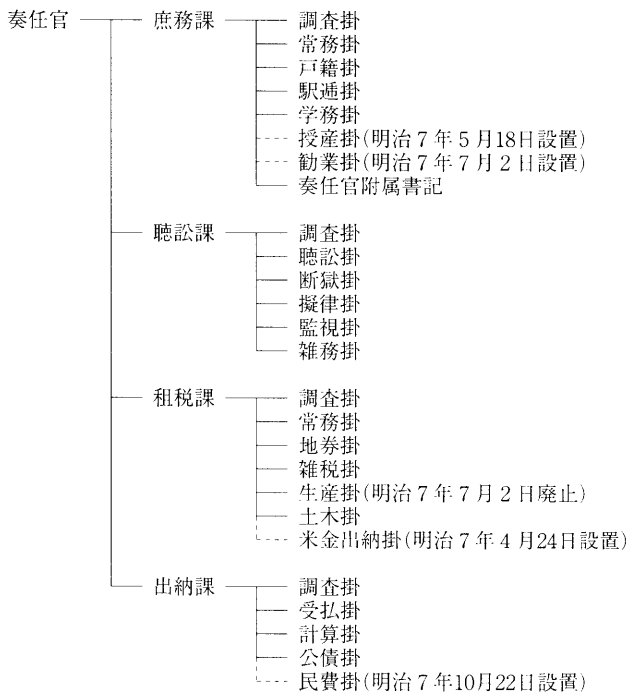
第二十條 士民一般ノ願伺届等当人持参并ニ封状其聽訟課關係ノ事件ヲ除クノ外都テ受付ヘ差出サシムヘシ最賁租取立地券授与等ハ勿論各課ニ於テ取調聞札等ノ為メ呼出シ応接スルノ事件ヨリ生スルノ書類ハ前文ノ例ニ非ラス

第二十一條 諸向ノ受付ハ午前十時トナシ之ヲ各課二分与スルハ午前十時ヲ限トス但此時限ハ隨時變換スル事有ヘシ

第二十二條 各課ニ於テ受付ヨリ受取ル士民願伺等ハ勿論諸向掛合ノ返報又ハ取調進達等ノ事件各其処分ノ見込ヲ書記シ士民願伺等ニハ尚指令案ヲ添ヘ其調査掛ニ商リ決ヲ奏任官ニ乞フヘシ  
但見込異同ニ拘ハラズ調査掛檢印ナキ者ハ奏任官之ヲ決スルコトヲ為サス

第二十三條 諸向返報又ハ進達ノ書類願伺届等総テ一決ノ上ハ奏任官之ヲ其調査掛ニ付与ス調査掛其決ノ異同ヲ一見シ担任ノ官吏ニ

図 1. 秋田県庁組織（明治 6 年 8 月 25 日～同 8 年 1 月 19 日）



付与ス担任官之ヲ受取り諸向ノ往答進達又ハ郵送ヲ以指令セシムル等ノ者ハ都テ庶務課常務掛受付ニ付托シ本人ハ直ニ指令スルハ各課ニ於テ之ヲ直達スヘシ最も直達セシ分ハ受付ヘ報告スヘシ  
但届書等ノ類異義ナキ者ハ見込書指令案等ヲ作ルニ及ハズ調査掛担任官ノ二檢印ノミニテ直ニ奏任官ニ進達スヘシ  
第二十四條 本人持参ノ書願伺等成規ニ悖ルカ或ハ重大ノ事件ハ格別其餘精々速ニ其決ヲ乞ヒ即日指令スルヲ平素ノ例トスヘシ

第二十五条 百艘ノ事件至急奏任官ノ決議ヲ欲スル者ハ赤紙ヲ貼シ  
差出スヘシ

同年同月同日租税課ノ所管トス

第二十六条 諸官員一己願伺届ハ其調査掛ノ検印ヲ得テ受付ヘ差出  
スヘシ

○明治七年一月十八日段階、聴訟課事務章程の増加  
（明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

第二十七条 東京支庁ヘノ官便ハ毎月六度ノ定日ヲ以郵送スルヲ平  
素ノ例トス最至急ノ事件ハ其時々通送スルヲ勿論ナルヘシ

聴訟課事務章程中第八十三条左ノ通増加相成候事  
捕亡費支払帳  
捕亡費一覽表

○明治七年一月十三日段階、能代船改所の廃止

（明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

能代取締所

捕亡費定額并別途金ヲ合併シ之レヲ十二分割其一分ヲ各月ノ定額  
トナシ支払明瞭ナルヲ要ス且各月季一覽表ヲ作り令參事ノ一覽ニ供  
ス可シ

明治七年一月十八日

今般能代船改所相廢シ候ニ付以來右事務其取締所ニテ取扱可申候事  
明治七年一月十三日

秋田県権令国司仙吉

○明治七年二月五日段階、聴訟課事務章程の増加

（明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

能代取締所

違式註違条例御施行ニ付テハ聴訟課事務章程中第百十三条江左ノ簿  
書増加相成候事

違式 違処刑済編冊

今般能代船改所相廢シ其取締所ニテ取扱候ニ付右事務佐藤老之助ヨ  
リ受取新出取扱混淆不致様可取計候事

監視掛ヨリ処刑済ノ上付ス所ノ始末書等ヲ編冊ス

明治七年一月十三日

明治七年二月五日

秋田県権令国司仙吉

（朱筆）

明治八年十一月三十日取締所ヲ廢シ船改所ヲ設ク

明治七年度（一八七四）

○明治七年四月二十四日段階、租税課出納掛の設置

（明治七年四月「秋田県庁日誌」一一一五二）

租税課

其課中更ニ米金出納掛相設事務取扱順序左ノ通り仮リニ相定候条本年五月一日ヨリ可施行事  
但當分常務掛ヨリ兼務可致事

○明治七年五月五日段階、庶務課事務章程の追加

（明治七年八月「庁中規則」一一一〇四）

庶務課

権令クニシ朱字

常務掛槽谷本字

明治七年五月五日

先般郵送諸願伺届等件数御治定ニ付テハ庶務課事務章程第四条へ別紙ノ通御増加相成可然哉相伺候

庁中回覧

庶務課事務章程第四条へ左ノ但書ヲ増加ス

但郵送スル諸願伺等指令書ハ日々午後第二時限り毎小区分取纏

メ其取扱処へ向ケ通送スヘシ本文ノ時限ハ送付ノ時限ニ依テ電換アルヘシ

○明治七年五月十八日段階、庶務課授産掛の設置

（明治七年八月「庁中規則」一一一〇四、明治七年五月「秋田県庁日誌」一一一五二）

庶務課

其課中へ當分授産掛ヲ置専ラ士族授産ノ事務取扱可申事  
但事務章程ハ追テ可相達候事

明治七年五月十八日

○明治七年七月二日段階、租税課生産掛を廃し、勸業掛設置

（明治七年七月「秋田県庁日誌」一一一五四、明治七年八月「庁中規則」一一一〇四）

庁中回覧

（深津）

租税課中生産掛ヲ廢シ更ニ勸業掛ヲ置職務章程第十四条第四節第五節別紙ノ通致改正候事

明治七年七月二日

第四節 雑税掛同シハ証券印紙三釀造舟車絞油其ノ余一切ノ雑税課税

並県庁限ノ賦金明報其全諸課業  
申當増税ノ類 収入等ノ事ヲ掌リ関係ノ諸帳簿ヲ調

理シ調査掛ノ検査ヲ請ケ収入計算等遲滞ナカラシム事ヲ要ス

第五節 勸業掛同前ニ蚕種生糸坑業其他樹芸牧畜并工芸工場等ノ事ヲ

勸督シ新旧器械ノ便否得失ヲ検査シ自今進歩ノ各業一切ノ事務并

官林等ノ事ヲ担任ス

○明治七年七月十三日段階、土崎、船川港船改所について

（明治七年七月「秋田県庁日誌」一一一五四、明治七年八月「庁中規則」一一一〇四）

庶務課  
租税課

土崎船川両港船改所ノ儀是迄租税課雜稅掛ノ分派ニ候処自今別ニ一部ノモノトシ支庁取締処ノ末ニ連テ其進退ニ至テハ庶務課ノ関事ト可相心ヘ此旨相達候事  
但戸賀外五港ハ追テ相達候迄是迄可相心得候事

土崎港

船川港

船改所

其改所従来租税課雜稅掛ノ分派ニ候処自今別ニ一部ノモノト相心得各課ヘ関涉ノ事務ハ其課工可協議ハ勿論ニ候ヘトモ其改所ノ進退ニ至テハ庶務課ニ可関事ト可相心得此旨相達候事

○明治七年七月二十日段階、庶務課事務章程の増加

（明治七年八月「庁中規則」一一一〇四）

庶務課事務章程中第廿五条<sup>五</sup> 左之通帳簿増加相成候事

十七 能代取締所往復留

二冊

十八 各港船改所往復留

一冊

明治七年七月二十日

○明治七年八月二十二日段階、土崎、船川港改所について

（明治七年七月「秋田県庁日誌」一一一五四）

土崎港  
船川港  
船改所

其改所従来租税課雜稅掛ノ分派ニ候処自今別ニ一部ノモノト相心得各課ヘ関涉ノ事務ハ其課工可協議ハ勿論ニ候ヘトモ其改所ノ進退ニ至テハ庶務課ニ可関事ト相達置候処其内難破船ハ聴訟課工協議可致此旨相達候事

○明治七年九月十二日段階、能代取締所への難破船取扱についての達

（明治七年八月「庁中規則」一一一〇四）

能代取締所

難破船取扱ノ義ニ付テハ従来租税課雜稅掛<sup>六</sup>協議致来候処右ハ今後聴訟課ヘ稟議ニ可及尤府県報告ノ廉ハ右文案トモ相添具申候儀ト可相心得此旨相達候事

但各課ニ関涉ノ事務ハ其課可協議ハ無論タルヘキ事

明治七年九月十二日

加藤秋田県参事

○明治七年十月十八日段階、租税課勸業掛の職務章程の改正

（明治七年八月「庁中規則」一一一〇四）

庁中回覧

職務章程中第十四条第五節左ノ通致改定候事

第五節 勸業掛~~蠶~~蚕種生糸坑業其他樹芸牧畜并工芸工場等ノ事

ヲ勸督シ及天造人造之各品其質分ヲ分析或ハ製造実験シ新旧

器械ノ便否得失ヲ検査シ自今進歩ノ各業一切ノ事務并官林等

ノ事ヲ担任ス

明治七年十月十八日

○明治七年十月二十二日段階、出納課民費掛の設置

(明治七年七月「秋田県庁日誌」一一一五七、明治七年明治八年

「庁中規則」一一一〇四)

○十月廿二日

○達書

出納課

其課中民費掛ヲ置職掌左ノ通候事

但事務章程ハ追テ可相達事

民費掛

属一員

管内一般并各大小区民費課出ノ金穀出納ヲ検査シ一切費用ノ歳計

并半歳計等ノ区分ヲ明ニシ明細簿冊ヲ調成シテ太政官へ上申シ及

管内へ触示等ノ取扱ヲ掌ル

庶務課

別紙ノ通出納課へ相達候付テハ右事務同課へ可引渡候事

但区内職員制限等ニ関スル分ハ其課ノ主務トシテ出納課合議ノ上

施行可致候事

○明治七年十二月四日段階、出納課出張所の廃止

(明治七年八年「庁中規則」一一一〇四)

別紙之通出納課江相達候条此旨為心得相達候事

明治七年十二月四日

秋田県権令国司仙吉代理

秋田県参事加藤租一(印)

出納課

其課出張所廃止候事

明治七年十二月四日

秋田県権令国司仙吉代理

秋田県参事加藤租一

○秋田県職務章程(明治八年一月十九日乙第八番)各区正副区戸長

(明治八年「本県達書留」一一〇四〇、明治七年八年「庁中規則」

一一一〇四)

乙第八番

各区

正副区戸長

本県職務章程別冊之通ニ候条為心得相達候事

明治八年一月十九日  
秋田県権令国司仙吉代理  
秋田県参事加藤租一

秋田県職務章程

第一章 各官責任ノ事ヲ載ス

第一条 普ク県内ノ事務ニ注意シ若シ其事ノ挙ラサルアレハ長官專ラ其責ニ任ス次官之ニ並ク

第二条 普ク一課内ノ事務ニ注意シ其事ノ挙ラサルアレハ調査掛其責ニ任ス課中担当ノ官員之ニ並ク

第三条 判任各課ノ官員各其主務ヲ分チ專ラ担任スル処アルヘシ第四条 判任官其担任スル事ノ所分目途ヲ立テ必ス其課ノ調査掛ニ商

リ検印ヲ得テ直ニ決ヲ奏任官ニ乞フヘシ  
但調査掛ヨリ決ヲ奏任官ニ商ルモ亦時宜便利ニ任ス

第五条 課内主務担任ノ人撰ハ其調査掛コレニ与ル事ヲ得ヘシ  
第六条 主務一定猥リニ小權ヲ以テ大權ヲ犯シ己ノ務ヲ措テ人ノ務

ヲ問フコトヲ戒シム  
第七条 分課職制予メ主務責任ノ部分ヲ立ルト雖トモ他ノ主務ニ関

係スルハ必ス其主任ト稟議シ（此條第十條及第十四條ニ準ジテ）且臨機ノ事件其他主務ノ官員不參等ノ節ハ課中之ヲ代理シ其事務ヲシテ渋滞ナカラシムコトヲ要

ス

第二章 四課中所務ノ区分ヲ載ス

第八条 庶務課中ノ区分左ノ如クナルヘシ

調査掛

庶務掛

戸籍掛

駅通掛

学務掛

勸業掛

内書記

但各掛筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ惣括ス租税出納兩課亦同シ

第九条 聴訟課中区分ハ左ノ如クナルヘシ

調査掛

聴訟掛

断獄掛

擬律掛

警察掛

雜務掛

第十条 租税課中ノ区分ハ左ノ如クナルヘシ

調査掛

地稅掛

雜稅掛

地理掛

地租改正掛

土木掛

出納掛

第十一條 出納課中区分左ノ如クナルヘシ

調査掛

正算掛

受拂掛

公債掛

用度掛

民費掛

第三章 四課官員分掌ノ事ヲ載ス

第十二條 庶務課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛 正權大區ノ内ニ一人之ニ任ス者次員トキハ正權中區ヲ以テ代理セシムル事アルヘシ此時二課ノ八別ニ調査ノ任ヲ命ズルハシ四課管同 ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ迅速之ヲ施行シ且諸御布告ノ件々庁中回覽等本課關係ノ条件無洩謄写銘簿ニ記載シ置キ担任ノ者ヲ督促日限等遲滞ナカラシムルコトヲ掌ル

第二節 庶務掛 正權大區以下並ニ各掛管同シ ハ諸布達ノ件々一切之ヲ担任其旨趣ヲシテ普ク徹底セシムルコトヲ要シ官省進達府県往復等ノ文書ヲ淨書シ官員及ヒ四民願伺届等ヲ受付其主任アルハ之ヲ授与スル等其餘都テ臨時ノ雜務ヲ任シ兼テ小使以下進退等ノ事ヲ掌ル

第三節 戸籍掛ハ戸口名籍ヲ詳ニシ貫属社寺区長以下等ノ進退願伺

届等及教法祭典等ノ事ヲ処分シ兼テ徴兵ノ事務ヲ掌ル

第四節 駅通掛ハ専ラ人民往来ノ事務ヲ任シ道路ノ通達水陸ノ運輸舟車ノ便及ヒ郵便等都テ其方法ヲ案シ広ク人民通信ノ便ヲ得セシムルコトヲ掌ル尤道路橋梁ノ修繕築造或ハ其変換等ニ至テハ必ス租稅課土木掛ニ協議シ分課ノ制限違乱ナキヲ要ス

第五節 学務掛 專ラ人民教育学校中小学校ノ事務及ヒ医務ヲ任ス学区取締並医事取締ヲ監督指揮シ以学事普及ヲ要シ兼テ編輯ノ事ヲ掌ル

第六節 勸業掛ハ天造人造ノ各品其質分ヲ分析或ハ製造実験シ新旧器械の便否ヲ検査シ樹芸牧畜坑業開墾並工芸工場等ノ事ヲ勸奨シ諸会社ノ利害得失ヲ監スル等総テ自今進歩ノ各業一切ノ事務ヲ担任ス

第七節 内書記ハ奏任官ニ附屬シ辭令ヲ書記シ其餘未發ニ公議公令スヘカラサルノ諸件ヲ書算スル事ヲ掌ル

第十三條 聽訟課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任ノ者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ迅速之ヲ施行シ訟獄稽滞冤枉ノ弊ナカラシムコトヲ要シ諸御布達本課關係ノ事件其本書一部ハ必ス編入セシメ庁中回覽ノ類無洩謄写セシムル等ノ事ヲ掌ル

第二節 聽訟掛ハ専ラ人民ノ訴訟ヲ審聽シ理非ヲ判シ敏捷以テ稽滞ナカラシメン事ヲ要ス

第三節 断獄掛ハ諸罪囚ヲ推問詢糾シ其情ヲ尽サシメ公明以テ冤枉



ナカラシメンコトヲ要ス

第四節 擬律掛ハ常ニ律例ヲ研究シ罪案ニ擬シ其正条ナキハ司法ノ  
伺案ヲ作り及ヒ訴訟法等ノ事ヲ掌ル

第五節 警察掛ハ司法行政ノ警察事務ヲ兼任ス司法警察ハ行政警察

ノ力及ハスシテ法律ヲ犯ス者ヲ探索シテ之レヲ逮捕シ行政警察ハ犯  
罪事端未タ発セサル者ヲ予防シテ之ヲ警戒ス故ニ両警察ノ職務ハ事

件相牽連スルヲ以一人ニシテ両箇ノ職務ヲ為スト雖モ其本務ニ至リ  
テハ判然区域アルヲ要ス兼テ監獄ノ事務ヲ事務ヲ管治ス

第六節 雑務掛ハ課中一切ノ文案ヲ浄書シ贖収金賍物ノ出納未決己  
決監ノ諸入費ヲ計算シ其餘一掛担任シ難キ諸件ヲ掌ル

第十四条 租税課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任ノ者ト商議シ諸  
掛ニテ調理ノ簿冊総計ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ一切租税ノ惣

額ヲ括リ貢租ノ收入遅緩ナカラシムルコトヲ任シ且諸御布達庁中回  
覧等一切ノ書類庶務ヨリ回覧セシムル件々本課関係ノ事件無洩謄写

シ其調理ノ諸件ハ銘簿ニ記載シ担任者ヲ督促シ日限等遅滞ナカラシ  
ム事ヲ掌ル

第二節 地稅掛ハ定免切替新規定地租年季切替取下場免直シ同年季  
荒地年季其餘破免檢見等<sup>破免檢見其餘派遺ノ節ハ本課中ノ職  
員ヲ以テ臨時處置シ其掛ヲ兼スベシ</sup>一切地稅收入ノ事ヲ掌リ

地租帳其餘関係ノ諸帳簿ヲ製シ調査掛ノ検査ヲ請ケ事務洪滞セサル  
ヲ要ス

第三節 雜稅掛ハ証券印紙三釀造舟車絞油蜜種紙生糸坑業其餘一切

ノ雜稅<sup>秋田米諸運上  
ノ加米之類</sup>ヲ并賦金<sup>秋田米諸運上  
ノ加米之類</sup>租稅<sup>秋田米諸運上  
ノ加米之類</sup>及及各船改所等ノ事ヲ掌リ雜稅帳  
其餘關係ノ諸帳簿ヲ調理シ調査掛ノ検査ヲ受ケ收入計算等遅滞ナカ  
ラシメ難破船檢視等ニ至テハ警察掛ヲ兼理スト雖モ必ス聽訟課調査  
課ノ検査ヲ受ケ分課ノ制限違乱ナキヲ要ス

第四節 地理掛ハ田畑屋敷山林原野池沼ノ分界其広狭变换等ヲ正シ  
官民有地社寺境内外ノ区分ヲ定メ存廢官林ノ取締并其代価ヲ検査シ  
土地売買ノ取扱及ヒ地券沽券ノ書替其收稅等總テ地形ニ関スル事務  
一切ヲ担任シ其土地变换稅額ノ増減ニ至テハ地稅掛ト協議シ聊カ分  
掌ノ制限違乱ナキヲ要ス

第五節 地租改正掛ハ田畑山林沽券地其餘一切土地收穫ノ実量ヲ檢  
シ地価ヲ正シ地券稅發行ノ事務ヲ掌ル尤土地ノ広狭落地隱田畑等ヲ  
發見匡正スルニ至リテハ地理掛ト協議シ公平至当ノ稅額ヲ調理スル  
ヲ要ス

第六節 土木掛ハ堤防橋梁道路修繕シ用悪水路ヲ疎通シ治水一切ノ  
事務ヲ任シ兼テ県庁及ヒ官舎其他官費ニ関スル社寺等修補營繕ヲ掌  
ル

第七節 出納掛ハ正租雜稅凡テ内務大藏兩省ハ上納スベキ諸稅米金  
ノ出納ヲ管掌シ各掛リヲ督促納期洪滞ナカラシメ各稅ノ種目ヲ区分  
シ取立高并内納上納臨時繰替等ノ有無ヲ鮮明記載シ一日瞭然タラシ  
メ尤上納并臨時繰替等調査掛ニ稟議シ奏任官ノ決ヲ受クルニアラサ  
レハ施行スルヲ許サス

第十五条 出納課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク一切之ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ現実ノ出納ヲ処分シ月々総計ヲ明ニシ出納表ヲ作り一目瞭然ナラシメ奏任官ニ達スヘシ且時々取調御布達ノ件々ハ銘簿ニ記載シ担当者ヲ督促シ日限等延滞ナカラシメン事ヲ要ス

第二節 正算掛ハ細大ノ出納一切ノ諸費都テ之ヲ御規則ニ照準当否ヲ検査スル事ヲ任シ及ヒ御勘定任上ノ都合殊更注意スヘシ

第三節 受拂掛ハ専ラ米金ノ出納ノ処分ヲ任シ其事ヲ行フニ当テハ必ス奏任官及ヒ其課調査掛ノ検印ヲ証スヘシ

第四節 公債掛ノ職務ハ御布達ノ規程ニ瞭然タレハ此ニ明示セス第五節 用度掛ハ庁中其一切ノ諸器物購求ノ事ヲ掌リ諸職工ヲ督促シ期限ヲ誤ラシメ諸般ノ冗費ヲ省減シ節儉ノ旨趣ヲ失ハサルヲ要ス

尤些々タル品物ヲ購求スルトモ必ス調査掛ニ商リテ奏任官ノ決ニ從フヘシ

第六節 民費掛ハ一切民費課出ノ当否ヲ検査シ其経費ノ出納ヲ明ニシ民費章程ニ準拠歳計簿ヲ製スル事ヲ掌ル

#### 第四章 各課交渉取扱ノ順序大概ヲ揚ク

第十六条 東京其餘支庁ヨリノ來狀ハ奏任官目前ニ於テ受付主任開封ノ上銘書ニ照合シ支庁ヲ経スシテ郵送シ來ル公文ハ受付帳ニ記載シ一旦之ヲ奏任官ニ直達スヘシ

第十七条 御布達ノ書類ハ都テ奏任官ヨリ庁中回覽及ヒ士民布達各課担任等ノ証印ヲ捺シ庶務課調査掛ニ付与ス同課庶務掛ニ於テ速ニ

配達処分スルヲ要ス此際勉メテ洪滞スル事アルヘカラス

第十八条 御布達ノ本紙一部限ノ分ハ聽訟課關係ノ事件ヲ除ノ外都テ庶務課ニ於テ洩ナク編入スヘシ各課調査掛ニ於テハ豫テ簿冊ヲ仕立置キ其關係ノ事件ノミ無洩謄写編入セシムヘシ

但本紙数部アル者ハ其原書一部ヲ關係ノ課ニ付与ス該課ニ於テハ主務ノ各掛ニテ編入スヘシ

第十九条 各課ニ於テ新タニ布告セントスルカ或ハ区戸長達等ノ類ハ担任官調査掛ト商議シ其全文ヲ作り必ス奏任官ノ許可検印ヲ得テ庶務課ヘ付与スヘシ

但区戸長達ノ類ハ時宜奏任官許可ノ上其課ヨリ直ニ達スルモ亦便宜ニ任スル事アルヘシ若シ此例ニ依ルトキハ必ス其達書ノ全文ヲ以テ其事情ヲ庶務課ニ報告スヘシ

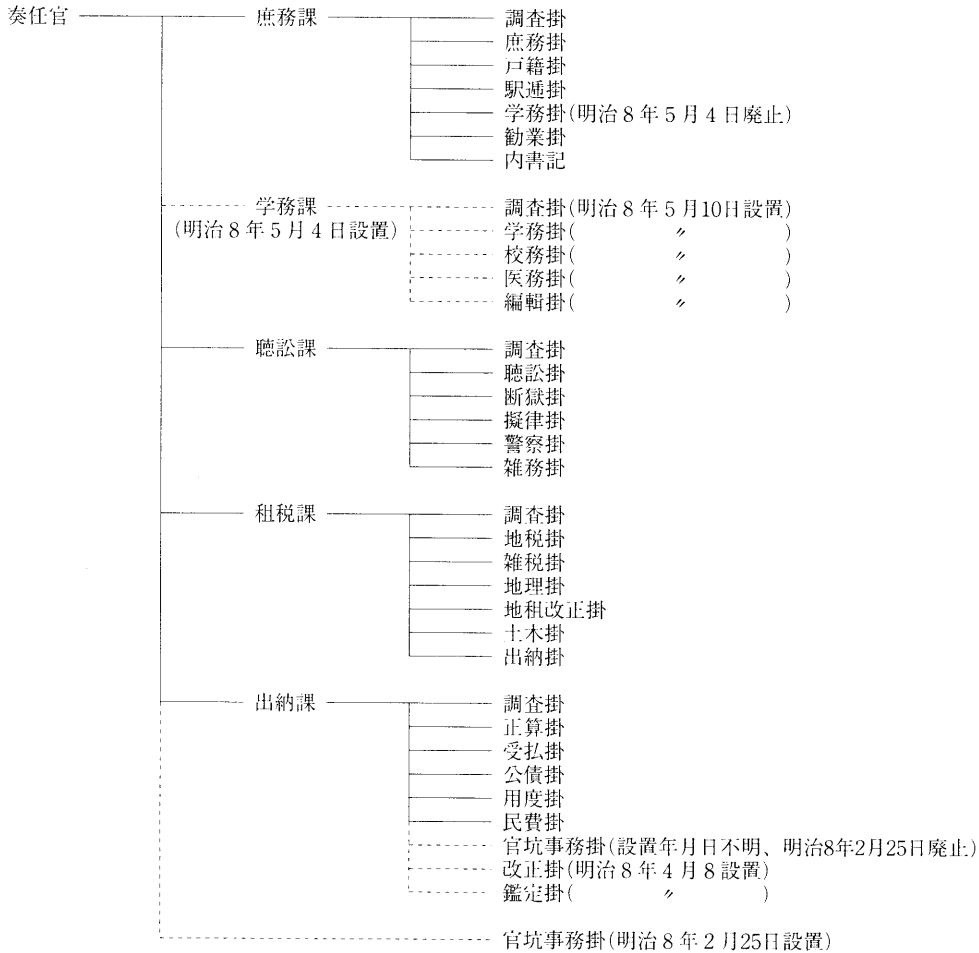
第二十条 士民一般ノ願伺届等当人持參并ニ封狀其都テ受付ヘ差出サシムヘシ最貢租取立地券授与等ハ勿論各課ニ於テ取調聞糾等ノタメ呼出シ応接スル事件ヨリ生スル書類ハ前文ノ例ニ非ス

第二十一条 諸向ノ受付ハ正午十二時ヲ限リトナシ之ヲ各課ニ分与スルハ午後一時ヲ限トス

但此時限ハ出庁退庁ノ時限ニ隨フモノナレハ隨時交換スルコトアルベシ

第二十二条 各課ニ於テ受付ヨリ受取ル士民願伺等ハ勿論諸向掛合ノ返報又ハ取調進達等ノ事件各其処分ノ見込ヲ附ケ士民願伺等ニハ尚指令案ヲ副ヘ其調査掛ニ商リ決ヲ奏任官ニ乞フベシ

図2. 秋田県庁組織 (明治8年1月19日～6月22日)



秋田県の職務規程 (明治四、八年度)

但見込ノ異同ニ拘ハラズ調査掛検印ナキ者ハ奏任官之ヲ決スルコトヲ為サス

第二十三条 諸向返報又ハ進達ノ書類願届等都テ一決ノ上ハ奏任官之ヲ其調査掛ニ付与ス調査掛其決ノ異同ヲ一見シ担任ノ官吏ニ附与ス担任官之ヲ受取り諸向ノ応答進達又ハ郵送ヲ以指令セシムル等ノ者ハ都テ庶務課受付ニ付托シ本人へ直ニ指令スルハ各課ニ於テ之ヲ直達スヘシ尤直達セシ分ハ受付へ報告スヘシ

但届書等ノ類異義ナキ者ハ見込書指令案等ヲ作ルニ及ハス調査掛担任官ノ二検印ノミニテ直ニ奏任官ニ進達スヘシ

第二十四条 本人持参ノ諸願伺等成規ニ悖ルカ或ハ重大ノ事件ハ格別其余精々速ニ其決ヲ乞ヒ即日指令スルヲ平素ノ例トスヘシ

第二十五条 百艘ノ事件至急奏任官ノ決議ヲ欲スル者ハ赤紙ヲ貼シ差出スベシ

第二十六条 諸官員一已願届届ハ其調査掛ノ検印ヲ得テ受付へ差出スヘシ

第二十七条 東京支庁へノ官便ハ毎月六度ノ定日ヲ以郵送スルヲ平素ノ例トス最至急ノ事件ハ其時々通送スル勿論タルヘシ

右之通相定候事

明治八年一月十九日

秋田県

○明治八年一月十九日段階、監視掛附屬を警察掛附屬と改称

(明治七年八年「庁中規則」一一一〇四)

第三十四番

今般監視掛附屬ヲ警察掛附屬ト改称候条此旨触示候事

明治八年一月十九日

国司権令代理

加藤参事

○明治八年二月二十日段階、第四章十六条、第二十七条削除

(明治七年八年「庁中規則」一一一〇四)

○明治八年二月二十四日段階、第四章十六条、第二十七条削除

(明治八年「本県達書留」一一〇四〇、明治八年三月「秋田県庁  
日誌」一一一六二)

乙第二十一番

各区

正副区戸長

本年乙第八番ヲ以相達候本県職務章程中左之通改正删除致候

第四章中

第十六条 諸院省使ヨリノ布達庁府県ヨリ之懸合書其餘公文書并支

庁内務省詰等ヨリ之来状者奏任官之目前ニ於テ受付主任開封銘簿ニ  
照合シ銘書ナキハ受付帳ニ記載シ之ヲ奏任官ニ直達スヘシ

但親展等之文字有之封書ハ其俟奏任官工差出ス勿論ナルヘシ

第二十七条

删除

右之通二候条此旨相達候事

明治八年二月廿四日

秋田県権令国司仙吉

○明治八年二月二十五日段階、官坑事務掛の別局化

(明治七年八年「庁中例規」一一一〇四)

四課

両支庁

官坑事務掛之儀出納課中ニ設置候処詮議之次第有之出納課所管ヲ廢  
止自今別局ト相定候条此旨相達候事

明治八年二月廿五日

国司秋田県権令(印)

明治八年度(一八七五)

○明治八年四月八日段階、出納課に改正掛・鑑定掛設置

(明治七年八年「庁中規則」一一一〇四、明治八年四月「県庁日  
誌」一一一六三)

出納課

其課中改正鑑定ノ両掛ヲ置キ職掌左ノ通候事

改正掛

歳入歳出ヲ予算シ会計一切ノ新規則ニ照会シ其当否ヲ検査調成

スルヲ掌ル

鑑定掛

一切金銀ヲ鑑定出納シ兼テ金庫監守スルヲ掌ル

明治八年四月八日

秋田県権令国司仙吉

（以下一一一六三）

庶務課

聴訟課

租税課

官坑事務掛

別紙之通出納課へ相達候条為心得此旨相達候事

国司秋田県権令

別紙在前

○明治八年五月四日段階、学務課に太平洋学校等の総括

（明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

学務課

太平洋学校医学校并附属医院総括申付候事

明治八年五月四日

秋田県権令国司仙吉

○明治八年五月十日段階、学務課の区分と分掌

（明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

学務課

其課区分并分掌等別紙之通相定候条此旨相達候事

同年同日（明治八年五月十日）

同（国司秋田県権令）

学務課内ノ区分左ノ如クナルヘシ

調査掛

学務掛

校務掛

医務掛

編輯掛

学務課ノ分掌左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク一切之ヲ検査シ每件決ヲ奏

任官ニ乞ヒ速ニ之ヲ施行シ且ツ諸布達庁中回覧等一切ノ書類本課関

係之件無洩謄写シ担当者ヲ督責シ遅緩ナカラシム事ヲ掌ル

第二節 学務掛ハ中小学校ノ興廢ヲ定メ其教則校則ヲ調成シ教員ヲ

陶冶シ并生徒進歩ノ景況ヲ察シ便宜之ヲ処置シ学区取締教員ヲ監督

指揮シ且学区取締教員生徒ノ進退ヲ処分シ以テ学事ノ普及人民ノ教

育ヲ掌ル

第三節 校務掛ハ中小学区ノ分割ヲ定メ学校ノ土地家屋ヲ調ヘ文部省御委託金ノ仕払方法ヲ立テ献金寄付金ヲ扱ヒ生徒受業料并諸経費ノ事ヲ計リ且諸学校雜務掛ノ進退ヲ処置シ兼テ書籍器械ヲ調理シ其他課内一般ノ雜務ヲ掌ル

第四節 医務掛ハ専ラ医事ノ興張ヲ旨トシ医学校病院ヲ総理シ医事取締種痘掛ノヲ督責シ且医学校教員医員并医事取締種痘掛ノ進退ヲ処分シ医生鍼術灸點產婆藥舖等ノ勤惰ヲ監察シ便宜之ヲ処シ以テ人民衛生ノ法ヲ立ツルヲ掌ル

第五節 編輯掛ハ国史地誌ヲ編輯シ庁中日々ノ事件無洩記録シ且ツ臨時編書ノ業雜報刊行并ニ諸出版類ノ事ヲ掌ル

◎秋田県職務章程（明治八年六月二十二日乙第六七番）各区正副区

戸長宛

（明治八年「本県達書留」一一〇四〇、明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

乙第六拾七番

各区

正副区戸長

本県職務章程別冊之通改定候ニ付為心得相違候事

明治八年六月廿二日 秋田県令石田 英吉

秋田県職務章程

第一章 各官責任ノ事ヲ載ス

第一条 普ク県内ノ事務ニ注意シ若シ其事ノ挙ラサルアレハ長官專ラ其責ニ任ス次官之ニ亜ク

第二条 普ク一課内ノ事務ニ注意シ其事ノ挙ラサルアレハ調査掛其責ニ任ス課中担当ノ官員之ニ亜ク

第三条 判任各課ノ官員各其主務ヲ分チ専ラ担任スル処アルヘシ

第四条 判任官其担任スル事ノ所分目途ヲ立テ必ス其課ノ調査掛ニ商リ檢印ヲ得テ直ニ決ヲ奏任官ニ乞フヘシ

但調査掛ヨリ決ヲ奏任官ニ商ルモ亦時宜便利ニ任ス

第五条 課内主務担任ノ人撰ハ其調査掛コレニ与ル事ヲ得ヘシ

第六条 主務一定猥リニ小権ヲ以テ大権ヲ犯シ己ノ務ヲ措テ人ノ務ヲ問フコトヲ戒シム

第七条 分課職制予メ主務責任ノ部分ヲ立ルト雖トモ他ノ主務ニ関係スルハ必ス其主任ト稟議シ四節ニ詳ナリ 且臨機ノ事件其他主務ノ官員不參等ノ節ハ課中之ヲ代理シ其事務ヲシテ渋滞ナカラスムコトヲ要ス

第二章 五課中所務ノ区分ヲ載ス

第八条 庶務課中ノ区分左ノ如クナルヘシ

調査掛

庶務掛

戸籍掛

駅通掛

勸業掛

内書記

但各課筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ惣括ス租税出納兩課  
亦同シ

第九条

学務課中区分ハ左ノ如クナルヘシ

調査掛

学務掛

校務掛

医務掛

編輯掛

第十条

聴訟課中区分ハ左ノ如クナルヘシ

調査掛

聴訟掛

断獄掛

擬律掛

警察掛

雑務掛

第十一条

租税課中ノ区分ハ左ノ如クナルヘシ

調査掛

地稅掛

雜稅掛

地理掛

地租改正掛

土木掛

出納掛

第十二条 出納課中区分左ノ如クナルヘシ

調査掛

正算掛

受拂掛

公債掛

民費掛

改正掛

鑑定掛

用度掛

第三章 五課官員分掌ノ事ヲ載ス

第十三条 庶務課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛 正種ノ内ニ任ス若次員トキハ正種中屬ヲ以テ代理セシムル事アルヘシ此等ノ別ニ調査ノ任ヲ命ズヘシ五課皆同ハ課中ノ事務細大

トナク都テ其担任者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ每件決

ヲ奏任官ニ乞ヒ迅速之ヲ施行シ且諸御布告ノ件々庁中回覽等本課

關係ノ条件無洩謄写銘簿ニ記載シ置キ担任ノ者ヲ督促日限等遲滯

ナカラシムルコトヲ掌ル

第二節 庶務掛官様大官以上ハ諸布達ノ件々一切之ヲ担任其旨趣ヲシテ普ク徹底セシムルコトヲ要シ官省進達府県往復等ノ文書ヲ淨書シ官員及ヒ四民願伺届等ヲ受付其主任アルハ之ヲ授与スル等其餘都テ臨時ノ雜務ヲ任シ兼テ小使以下進退等ノ事ヲ掌ル

第三節 戸籍掛ハ戸口名籍ヲ詳ニシ貫属社寺区长以下等ノ進退願伺届等及教法祭典等ノ事ヲ処分シ兼テ徴兵ノ事務ヲ掌ル

第四節 駅通掛ハ専ラ人民往来ノ事務ヲ任シ道路ノ通達水陸ノ運輸舟車ノ便及ヒ郵便等都テ其方法ヲ案シ広ク人民通信ノ便ヲ得セシムルコトヲ掌ル尤道路橋梁ノ修繕築造或ハ其交換等ニ至テハ必ス租稅課土木掛ニ協議シ分課ノ制限違乱ナキヲ要ス

第五節 勸業掛ハ天造人造ノ各品其質分ヲ分析或ハ製造実験シ新旧器械ノ便否ヲ検査シ樹芸牧畜坑業開墾並工芸工場等ノ事ヲ勸奨シ諸会社ノ利害得失ヲ監スル等総テ自今進歩ノ各業一切ノ事務ヲ担任ス

第六節 内書記ハ奏任官ニ附属シ辞令ヲ書記シ其余未發ニ公議公令スヘカラサルノ諸件ヲ書算スル事ヲ掌ル

#### 第十四条 学務課ノ分掌ハ左之如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク一切之ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ速ニ之ヲ施行シ且ツ諸布達序中回覽等一切ノ書類本課關係之件無洩謄写シ担当者ヲ督責シ遲緩ナカラシム事ヲ掌ル

第二節 学務掛ハ中小学校ノ興廢ヲ定メ其教則校則を調成シ教員

ヲ陶造シ並ニ生徒進歩ノ景況ヲ察シ便宜之ヲ処置シ学区取締教員を監督指揮シ且学区取締教員生徒ノ進退ヲ処分シ以テ学事ノ普及人民ノ教育ヲ掌ル

第三節 校務掛ハ中小学区ノ分割ヲ定メ学校ノ土地家屋ヲ調ヘ文部省御委託金ノ仕払方法ヲ立テ献金寄付金ヲ扱ヒ生徒受業料并諸經費ノ事ヲ計リ且諸学校雜務掛ノ進退ヲ処置シ兼テ書籍器械ヲ調理シ其他課内一般ノ雜務ヲ掌ル

第四節 医務掛ハ専ラ医事ノ興張ヲ旨トシ医学校病院ヲ總理シ医事取締種痘掛ノ進退ヲ処分シ医生鍼術灸點產婆藥舖等ノ勤惰ヲ監察シ便宜之ヲ処シ以テ人民衛生ノ法ヲ立ツルヲ掌ル

第五節 編輯掛ハ国史地誌ヲ編輯シ序中日々ノ事件無洩記録シ且臨時編書ノ業雜報刊行並ニ諸出版類ノ事ヲ掌ル

#### 第十五条 聴訟課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任ノ者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ迅速之ヲ施行シ訟獄稽滯冤枉ノ弊ナカラシムコトヲ要シ諸御布達本課關係ノ事件其本書一部ハ必ス編入セシメ序中回覽ノ類無洩謄写セシムル等ノ事ヲ掌ル

第二節 聴訟掛ハ専ラ人民ノ訴訟ヲ審聽シ理非ヲ判シ敏捷以テ稽滯ナカラシメン事ヲ要ス

第三節 断獄掛ハ諸罪因ヲ推問詢糾シ其情ヲ尽サシメ公明以テ冤枉ナカラシメンコトヲ要ス



第四節 擬律掛ハ常ニ律例ヲ研究シ罪案ニ擬シ其正条ナキハ司法ノ伺案ヲ作り及ヒ訴訟法等ノ事ヲ掌ル

第五節 警察掛ハ司法行政ノ警察事務ヲ兼任ス司法警察ハ行政警察ノ力及ハスシテ法律ヲ犯ス者ヲ探索シテ之レヲ逮捕シ行政警察ハ犯罪事端未タ発セサル者ヲ予防シテ之ヲ戒成ス故ニ両警察ノ職務ハ事件相牽連スルヲ以一人ニシテ両箇ノ職務ヲ為スト雖モ其本務ニ至リテハ判然区域アルヲ要ス兼テ監獄ノ事務ヲ事務ヲ管治ス第六節 雑務掛ハ課中一切ノ文案ヲ淨書シ贖収金賍物ノ出納未決己決監ノ諸入費ヲ計算シ其餘一掛担任シ難キ諸件ヲ掌ル

第十六条 租税課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク都テ其担任ノ者ト商議シ諸掛ニテ調理ノ簿冊総計ヲ検査シ每件決ヲ奏任官ニ乞ヒ一切租税ノ物額ヲ括リ貢租ノ収入遅緩ナカラシムルコトヲ任シ且諸御布達庁中回覧等一切ノ書類庶務ヨリ回達セシムル件々本課関係ノ事件無洩謄写シ其調理ノ諸件ハ銘簿ニ記載シ担任者ヲ督促シ日限等遲滞ナカラシム事ヲ掌ル

第二節 地稅掛ハ定免切替新規定免地租年季切替取下场免直シ同年季荒地年季其餘破免檢見等<sup>破免檢見其餘派出ノ節ハ本課中ノ職員ヲ以テ臨時差遣ニ其掛ヲ命ズベシ</sup>一切地稅收入ノ事ヲ掌リ地租帳上計帳其餘関係ノ諸帳簿ヲ製シ調査掛ノ検査ヲ請ケ事務洪滞セサルヲ要ス

第三節 雜稅掛ハ証券印紙三釀造舟車絞油蚕種紙生糸坑業其餘一切ノ雜稅<sup>田米諸課上ノ如キ本之類</sup>并賦金<sup>朝政公債其ノ餘諸課上ノ如キ本之類</sup>收入及各船改所等ノ事ヲ掌リ雜稅

帳其餘関係ノ諸帳簿ヲ調理シ調査掛ノ検査ヲ受ケ收入計算等遲滞ナカラシメ難破船檢視等ニ至テハ警察掛ヲ兼理スト雖モ必ス聴訟課調査掛ノ検査ヲ受ケ分課ノ制限違乱ナキヲ要ス

第四節 地理掛ハ田畑屋敷山林原野池沼ノ分界其広狭変換等ヲ正シ官民有地社寺境内外ノ区分ヲ定メ存廢官林ノ取締并其代価ヲ検査シ土地売買ノ取扱及ヒ地券沽券ノ書替其収稅等總テ地形ニ関スル事務一切ヲ担任シ其土地變換稅額ノ増減ニ至テハ地稅掛ト協議シ聊カ分掌ノ制限違乱ナキヲ要ス

第五節 地租改正掛ハ田畑山林沽券地其餘一切土地收穫ノ実量ヲ檢シ地価ヲ正シ地券稅發行ノ事務ヲ掌ル尤土地ノ広狭落地隱田畑等ヲ發見匡正スルニ至リテハ地理掛ト協議シ公平至当ノ稅額ヲ調理スルヲ要ス

第六節 土木掛ハ堤防橋梁道路修繕シ用悪水路ヲ疎通シ治水一切ノ事務ヲ任シ兼テ県庁及ヒ官舎其他官費ニ関スル社寺等修補營繕等ノ事ヲ掌ル

第七節 出納掛ハ正租雜稅凡テ内務大藏兩省ハ上納スベキ諸稅米金ノ出納ヲ管掌シ各掛リヲ督促納期洪滞ナカラシメ各稅ノ種目ヲ区分シ取立高并内納上納臨時繰替等ノ有無ヲ鮮明記載シ一目瞭然タラシメ尤上納并臨時繰替等調査掛ニ稟議シ奏任官ノ決ヲ受クルニアラサレハ施行スルヲ許サス

第十七条 出納課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節 調査掛ハ課中ノ事務細大トナク一切之ヲ検査シ每件決ヲ

奏任官ニ乞ヒ現実ノ出納ヲ処分シ月々総計ヲ明ニシ出納表ヲ作り

一日瞭然ナラシメ奏任官ニ達スヘシ且時々取調御布達ノ件々ハ銘簿ニ記載シ担当者ヲ督促シ日限等延滞ナカラシメン事ヲ要ス

第二節 正算掛ハ細大ノ出納一切ノ諸費都テ之ヲ御規則ニ照準当否ヲ検査スル事ヲ任シ及ヒ御勘定仕上ノ都合殊更注意スヘシ

第三節 受拂掛ハ専ラ米金ノ出納ノ処分ヲ任シ其事ヲ行フニ当テハ必ス奏任官及ヒ其課調査掛ノ検印ヲ証スヘシ

第四節 公債掛ノ職務ハ御布達ノ規程ニ瞭然タレハ此ニ明示セス

第五節 民費掛ハ一切民費課出ノ当否ヲ検査シ其経費ノ出納ヲ明ニシ民費章程ニ準拠歳計簿ヲ製スル事ヲ掌ル

第六節 改正掛ハ歳入歳出ヲ予算シ会計一切ノ新規則ニ照会シ其当否ヲ検査調成スルヲ掌ル

第七節 鑑定掛ハ一切金銀ヲ鑑定出納シ兼テ金庫ヲ監守スルヲ掌ル

第八節 用度掛ハ庁中其余一切ノ諸器物購求ノ事ヲ掌リ諸職工ヲ督促シ期限ヲ誤ラシメ諸般ノ冗費ヲ省減シ節儉ノ旨趣ヲ失ハサルヲ要ス尤些々タル品物ヲ購求スルトモ必ス調査掛ニ商リテ奏任官ノ決ニ従フヘシ

#### 第四章 各課交渉取扱ノ順序大概ヲ揚ク

第十八条 支庁ヨリノ来状ハ奏任官目前ニ於テ受付主任開封ノ上銘書ニ照会シ支庁ヲ経スシテ郵送シ来ル公文ハ受付帳ニ記載シ一旦

之ヲ奏任官ニ直達スヘシ

第十九条 御布達ノ書類ハ都テ奏任官ヨリ庁中回覽及ヒ士民布達各課担任等ノ証印ヲ捺シ庶務課調査掛ニ付与ス同課庶務掛ニ於テ速ニ配達処分スルヲ要ス此際勉メテ渋滞スル事アルヘカラス

第二十条 御布達ノ本紙一部限ノ分ハ聴訟課関係ノ事件ヲ除ノ外都テ庶務課ニ於テ洩ナク編入スヘシ各課調査掛ニ於テハ豫テ簿冊ヲ

仕立置キ其関係ノ事件ノミ無洩謄写編入セシムヘシ

但本紙数部アル者ハ其原書一部ヲ関係ノ課ニ付与ス該課ニ於テハ主務ノ各掛ニテ編入スヘシ

第二十一条 各課ニ於テ新タニ布告セントスルカ或ハ区戸長達等ノ類ハ担任官調査掛ト商議シ其全文ヲ作り必ス奏任官ノ許可検印ヲ

得テ庶務課ヘ付与スヘシ

但区戸長達ノ類ハ時宜奏任官許可ノ上其課ヨリ直ニ達スルモ亦便宜ニ任スル事アルヘシ若シ此例ニ依ルトキハ必ス其達書ノ全文ヲ以テ其事情ヲ庶務課ニ報告スベシ

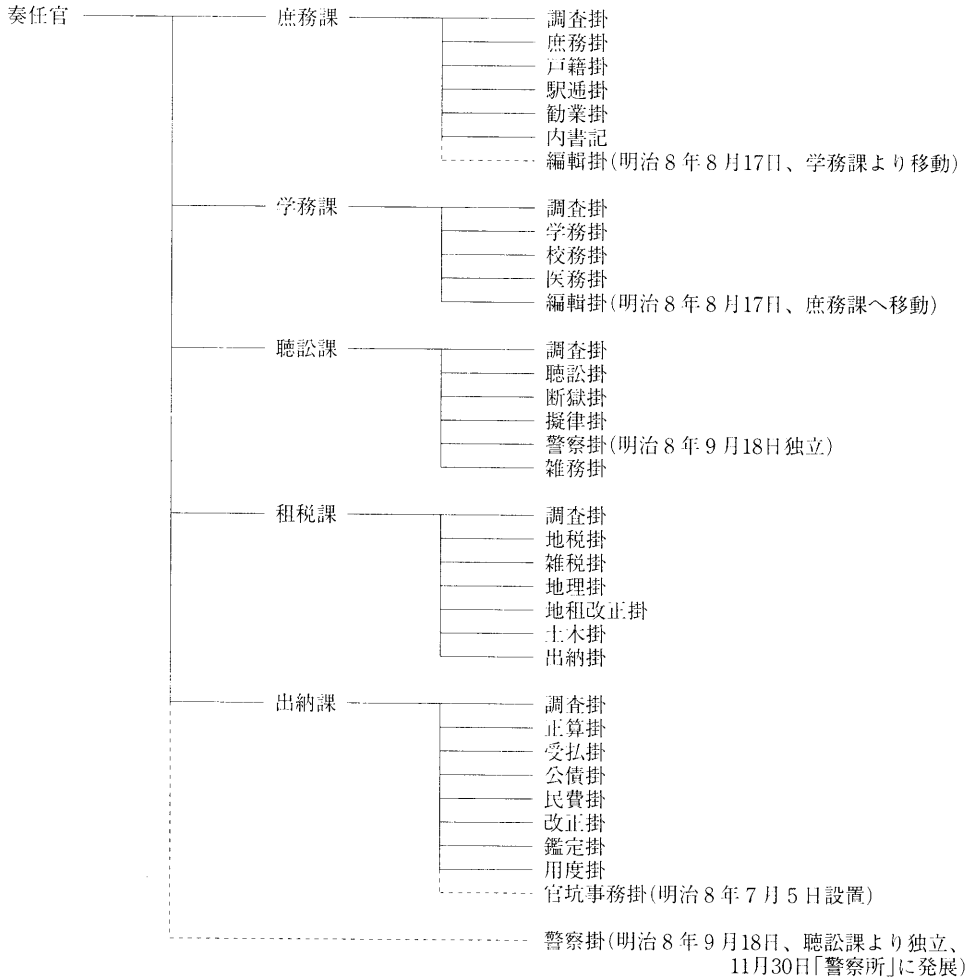
第二十二条 士民一般ノ願伺届等当人持参并封状其都テ受付ヘ差出サシムヘシ最貢租取立地券授与等ハ勿論各課ニ於テ取調聞糾等ノ

タメ呼出シ応接スル事件ヨリ生スル書類ハ前文ノ例ニ非ス

第二十三条 諸向ノ受付ハ正午十二時ヲ限リトナシ之ヲ各課二分与スルハ午後一時ヲ限トス

但此時限ハ出庁退庁ノ時限ニ随フモノナレハ隨時変換スルコトアルベシ

図3. 秋田県庁組織 (明治8年6月22日~12月27日)



秋田県の職務規程 (明治四、八年度)

- 第二十四条 各課ニ於テ受付ヨリ受取ル士民願伺等ハ勿論諸向掛合ノ返報又ハ取調進達等ノ事件各其処分ノ見込ヲ附ケ士民願伺等ニハ尚指令案ヲ副ヘ其調査掛ニ商リ決ヲ奏任官ニ乞ベシ
- 但見込ノ異同ニ拘ハラズ調査掛檢印ナキ者ハ奏任官之ヲ決スルコトヲ為サス
- 第二十五条 諸向返報又ハ進達ノ書類願伺届等都テ一決ノ上ハ奏任官之ヲ其調査掛ニ付与ス調査掛其決ノ異同ヲ一見シ担任ノ官吏ニ附与ス担任官之ヲ受取り諸向ノ応答進達又ハ郵送ヲ以指令セシムル等ノ者ハ都テ庶務課受付ニ付托シ本人ヘ直ニ指令スルハ各課ニ於テ之ヲ直達スヘシ尤直達セシ分ハ受付ヘ報告スヘシ
- 但届書等ノ類異義ナキ者ハ見込書指令案等ヲ作ルニ及ハズ調査掛担任官ノ二檢印ノミニテ直ニ奏任官ニ進達スヘシ
- 第二十六条 本人持參ノ諸願伺等成規ニ悖ルカ或ハ重大ノ事件ハ格別其精々速ニ其決ヲ乞ヒ即日指令スルヲ平素ノ例トスヘシ
- 第二十七条 百艘ノ事件至急奏任官ノ決議ヲ

欲スル者ハ赤紙ヲ貼シ差出スベシ

学務課

第二十八条 諸官員一己ノ願伺届ハ其調査掛ノ検印ヲ得テ受付ヘ差出スヘシ

右之通相定候事

明治八年六月廿二日

秋田県権令石田英吉(印)

其課中編輯掛之儀自今庶務課中江編入候事  
明治八年八月十七日

○明治八年七月五日段階、官坑事務掛、出納課へ

(明治七年八年「序中規則」一一一〇四)

序中同覽

官坑事務掛之儀是分五課外別局ニ候所自今出納課ニ組入候条此旨為相心得相達候事

明治八年七月五日

其課中警察掛ヲ除キ自今別ニ一掛ヲ置候事

明治八年九月十八日

秋田県権令石田英吉代理

秋田県七等出仕白根專一

聴訟課

○明治八年九月十八日段階、聴訟課から警察掛を独立させる

(明治七年八年「序中規則」一一一〇四)

○明治八年八月十七日段階、編輯掛、学務課から庶務課へ

(明治七年八年「序中規則」一一一〇四、明治六、八年「第一課

記録掛事務簿」記録之部 八二四四)

編輯掛之儀是迄学務課中ニ候処自今其課中ニ編入致シ事務取扱ノ順序ハ是迄之通可相心得此旨相達候事

但順序之儀ハ勸業掛ノ次ト可相心得候事

明治八年八月十七日

秋田県権令石田英吉(印)

(八二四四)

○明治八年十一月三十日段階、警察掛を廃し、警察所設置

(明治七年八年「序中規則」一一一〇四)

警察掛

其掛相廢更々警察所相設候条此旨相達候事  
明治八年十一月三十日

秋田県権令石田英吉

○明治八年十一月三十日段階、能代港船役所を廃止し、租税課が管轄

(明治七年八年「序中規則」一一一〇四)

租税課

能代港船役所自今其課ニオイテ所管可致此旨相達候事

明治八年十一月三十日

秋田県権令石田英吉

○明治八年十二月十日段階、租税課地理掛と地租改正掛の分掌変更

（明治七年八年「序中規則」一一一〇四）

本課中地券沽券収税并券帳授与之事務自今地租改正掛ニ於テ可取扱  
旨去月廿八日御達相成候。付地理係地租改正掛事務之区分別紙之通  
相伺候処本日御決議相成候条此段御通達候也

租税課

八年十二月十日

調査掛（印）

庶務課

御中

地理掛

一官有地与確立セシ地ヲ務代価下渡及士族拝借地旧神官僧侶自宅地  
所ヲ低価或者相当価又者一般之入札ヲ以林下且官有地ニ罹ル論地ヲ  
処分スル事

但官民有未定且両種ニ罹ル論地者相互ニ稟議可致者勿論ニ候  
得共其取扱者原告人地種 依テ処分ヲ分ツ

地租改正掛

一郡村之経界ヲ更正シ官民有地ヲ區別シ其名称ヲ定メ且官民未定地  
所有ヲ判定タルノ際全ク官地ニ属スヘキモノト雖モ從來之儀故ヲ  
酌量シ互ニ民地ト定ムル等ノ処分ヲナシ及ヒ民有地ニ罹ル論地所分  
スル事

但書同断

○明治八年十二月二十日段階（公表は明治八年十二月二十二日第  
六五六番）

（明治七年八年「序中規則」一一一〇四）

第六百五十六番

本序各課之名称左之通相改候条為心得此旨触示候事

- 第一課 庶務
- 第二課 勸業
- 第三課 租税
- 第四課 警保
- 第五課 学務
- 第六課 出納

但聴訟課ノ儀者右六課外当分従前之通

明治八年

十二月廿二日

秋田県権令石田英吉

◎秋田県職務章程（明治八年十二月二十七日、太政官達第五〇三号による、明治九年一月より施行）

（明治七年八年「庁中規則」一一一〇四）

第六課

聴訟課

本年太政官第五百三号御達之趣モ有之本県職務章程別冊之通改定候条此旨相達候事

但来九年一月ヨリ施行候義ト可相心得事

明治八年十二月廿七日

秋田県権令石田英吉

秋田県職務章程

第一章 各官責任ノ事ヲ載ス

第一条 本県内ノ事務ヲ判理シ若シ其事ノ挙ラサルハ長官専ラ其責ニ任ス次官之ニ亜ク

第二条 一課内ノ事務ヲ調査シ若シ其事ノ挙ラサルアレハ課長其責ニ任ス担任ノ官員之ニ亜ク

第三条 各課ノ官員各其主務ヲ分チ専ラ担任スル所アルヘシ

第四条 判任官其担任スル事ノ細大ヲ問ハス必ス其課長ニ商リ直ニ決ヲ令參事ニ乞フヘシ

但課長ヨリ起案スルモノハ担任官ニ商リ決ヲ令參事ニ取ルヘシ

第五条 課内主務担任ノ人撰ハ其課長コレニ与ル事ヲ得ヘシ

第六条 分課職制予メ主務責任ノ部分ヲ立ルト雖モ他ノ主務ニ關係スルモノハ必ス其主任ト商議シ且臨時ノ事件其他主務ノ官員不參

等ノ節ハ課中之ヲ代理シ其事務ヲシテ渋滞ナカラシムルコトヲ要ス

ス

第二章 六課中所務ノ区分ヲ載ス

第七條 第一課

戸籍掛

駅通掛

土木掛

記録掛

受付掛

諸務掛

但各掛筆頭ノ官員ハ其掛内ノ事務ヲ物括ス以下五課皆同シ

第八條 第二課

勸農掛

勸工掛

勸商掛

諸務掛

第九條 第三課

国税掛

県税掛

地租改正掛

税則掛

地理掛

第十條

第四課

安寧掛

糾弾掛

囚獄掛

諸務掛

第十一條 第五課

学務掛

衛生掛

諸務掛

第十二條 第六課

統計掛

公債掛

受払掛

民費掛

用度掛

第十三條

第三章 六課官員分掌ノ事ヲ載ス

課長

正權大員ノ内之ニ充ツルハシテ此時ニ職ヲ六課ニ代理ノ旨ヲ命ヘシ

課中ノ事務一切之

ヲ検査シ諸官省ノ布告達ノ件々時機アルモノ等担任者ヲシテ其期ヲ誤ラサラム

第十四條 第一課

第一節 戸籍掛正權大員ノ内ニ充ツルハシテ此時ニ職ヲ六課ニ代理ノ旨ヲ命ヘシ 八戸口名籍ヲ詳ニシ及教法祭典等ノ事

ヲ所分シ兼テ徴兵事務ヲ掌ル

第二節 駅通掛ハ道路ノ通達水陸ノ運輸舟車ノ便及ヒ郵便等都テ

其方法ヲ案シ広ク人民通信ノ便ヲ得セシムルコトヲ掌ル

第三節 土木掛ハ堤防橋梁道路ヲ修繕シ用悪水路ヲ疎通シ治水一

切ノ事務ヲ任シ兼テ県庁及ヒ官舎其他官費ニ関スル社寺等修繕營繕等ノ事ヲ掌ル

第四節 記録掛ハ庁中一般ノ記録文書ヲ編輯貯蔵シ併セテ国史地誌編纂ノ事ヲ掌ル

第五節 受付掛ハ官省使庁府県其他一切ノ布告來翰四民願届書

等ヲ受付シ且官省進達府県往復等ノ文書及管内布達ノ事ヲ掌ル

第六節 諸務掛ハ職務ニ関スル一切ノ諸件及未発ノ事件ヲ書算シ

其余都テ臨時ノ雜務ヲ任シ兼テ使部以下ノ進退庁中取締ノ事ヲ掌ル

第十五條 第二課

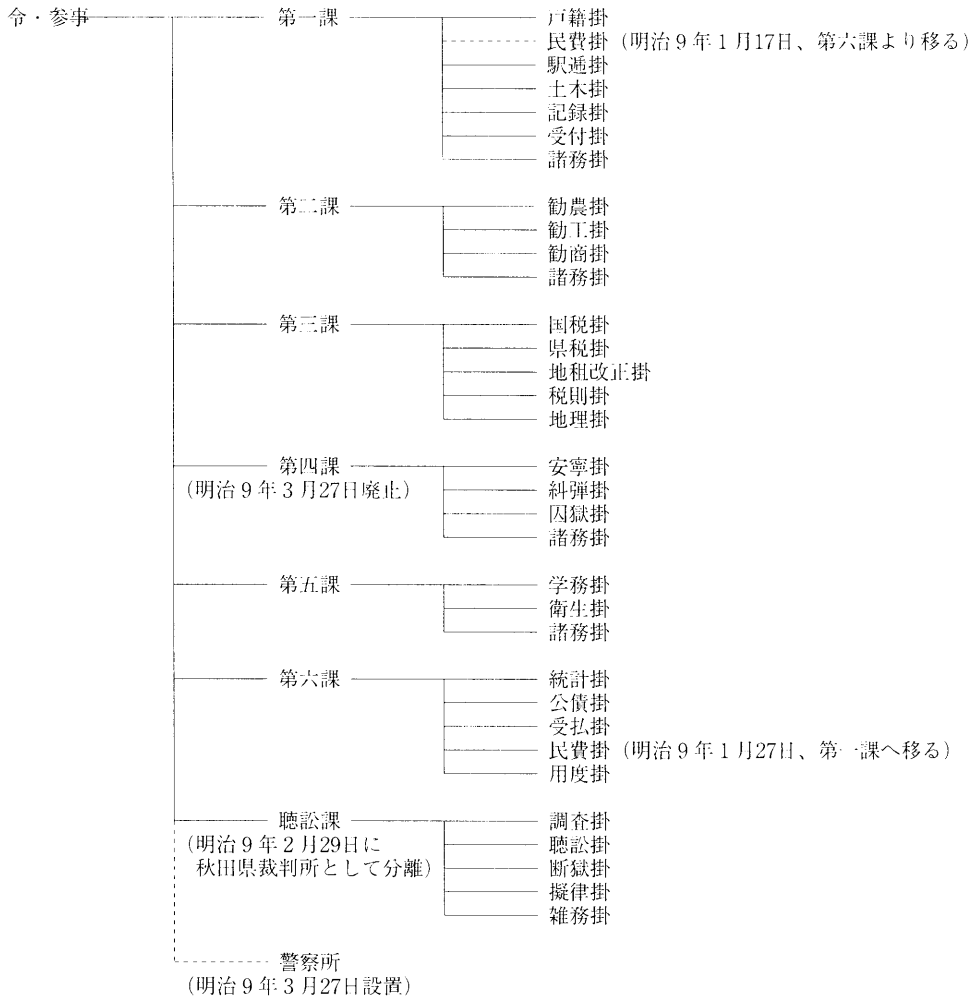
第一節 勸農掛ハ穀物培養ノ利害農具ノ得失ヲ検査シ及ヒ開墾牧

畜樹芸ノ業ヲ勸奨スルヲ掌ル

第二節 勸工掛ハ諸工業ヲ勸奨シ器械ノ便否ヲ検査シ天造人造ノ

物品ヲ増殖シ総テ一般ノ公益ヲ興事ヲ掌ル

図4. 秋田県庁組織 (明治8年12月27日～9年6月1日)



第十六条 第三課

第三節 勸商掛ハ米穀等ノ相場及輸出入ヲ検査シ陸海運送ノ利ヲ計リ有無相通シテ一般ノ便利ヲ得セシメン事ヲ掌ル

第四節 諸務掛ハ三業掛外ノ事務及ヒ其余ノ雑務ヲ任シ兼テ諸費ノ會計ヲ掌ル

第一節 国税掛ハ地租改正禄税ヲ始メ蚕種印紙牛馬売買船車酒類地券証印証券印紙同界紙生糸繭印紙真綿印紙烟草印紙銃獵等都テ大蔵省ヘ納入スヘキ諸税ノ徴収ヲ掌ル

第二節 県税掛ハ漁業羅駒諸興行芸娼妓貸坐敷其余諸商沽等一切ノ税学本県限リ収入スヘキ諸税ノ徴収ヲ掌ル

第三節 地租改正掛ハ田畑山林沽券地其餘一切土地收穫ノ実量ヲ檢シ地価ヲ正シ地券税發行ノ事務ヲ掌リ尤土地ノ広狭落地隱田畑等ヲ発見匡正シ後來公平至当ノ税額ヲ調理シ地租改正総代人ノ勤惰ヲ鑑ミ其進退ヲ掌ル

第四節 税則掛ハ専ラ県税ノ当否ヲ査シ地租ノ外新夕ニ賦税スル処ノ事務ヲ任シ



諸興行稼業等ノ興廢願及其税則ヲ調整シ併セテ諸収税ニ用ユル相場立等ノ事ヲ掌ル

第五節 地理掛ハ田畑屋敷山林原野池沼ノ分界其広狭変換等ヲ正シ官民有地社寺境内外ノ区分ヲ定メ存廢官林ノ取締并其代価ヲ検査スルヲ掌ル

第十七条 第四課

第一節 安寧掛ハ罪犯事端未タ發覺セサル以前ニ子防シテ之ヲ警戒説諭シ都テ人民保護ヲ旨トシ罪科禍災ニ陥ラサシムル事ヲ掌ル

第二節 糾弾掛ハ安寧掛ノ力及ハスシテ法律ニ背クモノヲ探索逮捕シテ之ヲ求刑スル事ヲ掌ル

第三節 囚獄掛ハ未既決両監ノ囚徒ヲ所遇シ徵役方法懲罰ヲ処分スル等ノ事ヲ掌ル

第四節 諸務掛ハ警察囚獄両費金會計及ヒ臨時ノ雜務書記等ノ事ヲ掌ル

第十八条 第五課

第一節 学務掛ハ中小学校教員ヲ監督シ并ニ生徒ノ進歩ヲ察シ且学区取締教員生徒ノ進退ヲ処分シ以テ学事ノ普及スルヲ掌ル

第二節 衛生掛ハ人民衛生ノ事務ヲ任シ病院ヲ總理医員医事取締種痘掛ヲ監督シ其進退処分スル事ヲ掌ル

第三節 諸務掛ハ中小学区ノ分割ヲ定メ学校病院ノ土地家屋ヲ調査ヘ文部省委托金ノ支払方法ヲ立テ献金寄付金及ヒ生徒受業料并諸經費ノ事ヲ計リ且諸学校病院雜務掛ノ進退ヲ処分シ兼テ書籍器械

ヲ調理シ其課内一般ノ雜務ヲ掌ル

第十九条 第六課

第一節 統計掛ハ歳入歳出ヲ統計シ其収支ノ当否ヲ検査シ及ヒ金穀出納ニ関スル文書ヲ編輯シテ其計表ヲ調成スルヲ掌ル

第二節 公債掛ハ各種公債証書ヲ出納シ一切貸付金穀ヲ検査収支シ并家祿賞典祿ヲ調成スルヲ掌ル

第三節 受拂掛ハ金穀ヲ出納シ金庫ヲ開鎖スルヲ掌ル

第四節 民費掛ハ一切民費課出ノ当否ヲ検査シ之ヲ徵收スルヲ掌ル

第五節 用度掛ハ庁中其余一切ノ諸物品ヲ購求スルヲ掌ル

第四章 各課交渉取扱ノ順序大概ヲ掲ク

第二十条 御布告及ヒ一般公文ハ都テ令參事ヨリ庁中回覽及ヒ士民布達各課担任等ノ証印ヲ捺シ第一課受付掛ニ附ス同掛ニ於テ速ニ配達処分スルヲ要ス

第二十一条 御布達ノ本紙一部限ノ分ハ都テ第一課記録掛ニ於テ洩ナク編入スヘシ

但本紙数部アルモノハ其原書一部ヲ關係ノ課又ハ各課ニ付ス

第二十二条 各課ニ於テ新タニ布告セントスルカ或ハ区戸長達等ノ類ハ担任官課長ト商議シ其全文ヲ作り必ス令參事ノ検印ヲ得テ第一課ヘ附スヘシ

第二十三条 士民一般ノ願伺届等当人持參并封状トモ都テ受付掛ヘ

差出サシムヘシト雖トモ貢租取立地券授与等ハ勿論各課ニ於テ取  
調聞料等ノタメ呼出シ応接スル事件ヨリ生スル書類ハ前文ノ例ニ  
非ス

第二十四条 諸向ノ受付ハ正午十二時ヲ限リトナシ之ヲ各課二分与  
スルハ午後一時ヲ限リトス

但此時限ハ出庁退庁ノ時限ニ随フモノナレハ隨時変換スルコト  
アルベシ

第二十五条 各課ニ於テ受付ヨリ受取ル士民願伺等ハ勿論諸向掛合  
ノ返報又ハ取調進達等ノ事件各其所分ノ見込ヲ付ケ士民願伺等ニ  
ハ尚指令案ヲ副ヘ其課長ニ商リ決ヲ令參事ニ乞フヘシ

第二十六条 諸向返報又ハ進達ノ書類願伺届等都テ一決ノ上ハ令參  
事之ヲ其課長ニ付ス課長其決ノ異同ヲ一見シ担任ノ官吏ニ附与ス  
担任官之ヲ受取り諸向ノ応答進達等ハ直ニ該課ニ於テ浄書シ郵送  
ヲ以指令セシムル等ノ者ハ渾テ第一課受付掛ニ付托シ本人ハ直ニ  
指令スルハ各課ニ於テ之ヲ直達スルモ妨ナシ尤直達セシ分ハ受付  
掛ヘ報告スヘシ

但届書等ノ類異義ナキ者ハ課長担任官ニ檢印ノミニテ令參事ニ  
進達スヘシ

第二十七条 本人持參ノ諸願伺等成規ニ悖ルカ或ハ重大ノ事件ノ外  
ハ速ニ其決ヲ乞ヒ即日指令スルヲ平素ノ例トスヘシ

第二十八条 百艘ノ事件至急令參事ノ決議ヲ欲スル者ハ赤紙ヲ貼シ  
差出スベシ

第二十九条 諸官員一己ノ願伺届ハ其課長ノ檢印ヲ得テ受付ヘ差出  
スヘシ  
右之通相定候事

明治八年十二月

○明治九年一月十七日段階、民費掛、第六課から第一課へ

(明治九年十年「庁中規則」一一一〇五)

各課

聴訟課

別紙之通第一第六課<sup>1)</sup> 相達候条為心得此旨相達候事

明治九年一月十七日

石田秋田県権令(印)

第一課

第六課民費掛之儀自今其課<sup>2)</sup> 編入候条此旨相達候事

但席順之儀者戸籍掛ノ次タルヘキ事

明治九年一月十七日

秋田県権令石田英吉(印)

○明治九年一月段階、金銭出納について

(明治九年十年「庁中規則」一一一〇五)

第一課

第二課

明治九年二月廿八日

第四課

秋田県権令石田英吉代理

聴訟課

秋田県七等出仕白根専一

其課ニ於て是迄取扱來候金錢出納之儀内々別紙之通相定候条本年一

月以後ニ係る金銀之収支兼仕上決算書及び証書決議書等悉皆第六課

へ引渡方取斗此旨相達候事

○明治九年二月二十九日段階、聴訟課を秋田県裁判所と改称

（明治九年「本県布達留」一一〇二二）

但明治八年十二月以前之出納ハ従前之通り其課ニテ可相纏事

第八十二番

明治九年一月日

長官

当県聴訟課ヲ自今秋田県裁判所ト名称候条為心得此旨触示候事

○明治九年二月二十八日段階、秋田県裁判所の各課掛

（明治九年「第一課事務掛事務簿」官員関係之部式番 八二五二）

秋田県裁判所

明治九年二月廿九日

秋田県権令石田英吉

○明治九年三月二十七日段階、第四課の廃止

其裁判所中左ノ二課一掛ヲ置候条此旨相達候事

（明治九年「第一課事務掛事務簿」官員関係之部式番 八二五二）

民事課

第四課ヲ廢シ更ニ本庁ト警察所ヲ置是迄第四課ニ於テ取扱候事務都

刑事課

テ警察所ニ於テ取扱候事

諸務掛

明治九年三月廿七日

明治九年二月廿八日

秋田県権令石田英吉（印）

秋田県権令石田英吉代理

秋田県七等出仕白根専一

聴訟課

自今其課ヲ秋田県裁判所ト名称候条此旨相達候事

# 行政資料所在調査の理念と経緯

高橋 健 治

はじめに

- 一 行政資料所在調査の理念
- 二 行政資料所在調査の経緯
- 三 行政資料所在調査の方法
- 四 現在までの調査概要について
- 五 行政資料所在調査の今後について  
おわりに

はじめに

当館では平成十一年度より「行政資料所在調査（以下、所在調査）」として、知事部局所管の地方機関を始め、その他の県施設に収蔵されている公文書や行政刊行物を調査している。当館の任務は歴史資料を保存し閲覧に供することであり、そのための調査研究は非常に重要な業務の一つである。

平成十年度まで、当館での所在調査は古文書課のみで行っていた。

た。しかし古文書課が業務対象としている文書は明治四年の廃藩置県までのものであり、そのため、明治以降の近現代資料の調査、アプローチが弱かった。また、当館には県庁文書のすべてが移管されているわけではなく、後述のように県機関にて保管されている文書もあり、それらの文書の情報を把握する必要もあつた。そのため、平成十一年度より所在調査を行い、平成十四年度までの四年間で七施設を調査した。

今回の報告はこの四年間の調査報告をまとめたものである。

## 一 行政資料所在調査の理念

所在調査の理念は次の三点に集約されている。

- ① 現行文書管理規程上で当館への引継ぎが義務づけられていない知事部局以外の課所の文書保管状況の調査。
- ② 地方機関で、専門性ゆえに過去の試験研究記録等を現場保存している試験場等の資料保管状況の調査。

③ 当館開館以前に本庁記録書庫から散逸した公文書および行政刊行物の発見。

以上の理念に則って調査を行っている。

#### 理念①について

現在、当館での引継ぎは「秋田県行政文書管理規程」第四十七条によって規定されており、その中で文書につき次のように定めている。

#### 第二条 (一)

文書 知事の事務部局（以下「知事部局」という。）の所掌する事務に関するすべての書類をいう。

そのため、現在では知事部局のみ引継ぎが義務づけられている。しかし、「公文書館法」において公文書は次のように定められている。

#### (定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用を除く）をいう。

さらに公文書館法解釈要旨の中で次のように書かれている。

第二条 (定義) 「公文書」とは、公務員がその職務を遂行する過

程で作成する記録を、「その他の記録」とは、公文書以外のすべての記録をいい、また、これらすべての記録の媒体については、文書、地図、図面類、フィルム（スライド、映画、写真、マイクロ等）音声記録、磁気テープ、レーザーディスク等そのいかんを問わないものである。したがって、「その他の記録」には、古書、古文書その他私文書も含まれることになる。

また、「秋田県資料管理要綱」では、受入対象とする資料については次のようになっている。

第二条 公文書館において受入れの対象とする資料の内容・性質

上の区分は、次のとおりとする。

#### (1) 公文書

ア 秋田県行政文書管理規程第47条第1項の規定に基づき引継ぎを受けた簿冊

イ 議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会又は公営企業管理者から引継ぎを受けた簿冊

ウ ア及びイに掲げるものの代替物として引継ぎを受けた複製物。

このように当館の引継ぎにおいては現在知事部局のみ義務づけられているというだけであって、その他の議会や教育庁などからの引継ぎについては準備を進めていかななくてはならない。そのためにそれらの課所における資料の保存状況、保有量の概数、管理体制などを把握する必要がある。実際、当館では平成十五年度より教育庁からの引継ぎが予定されており、今年度はそのための調査も行った。

### 理念②について

県の地方機関には多くの資料を保存している事務所等もあり、それらは遡ると明治期に創設されたものもある。そのため明治期からの試験報告書、刊行物、当時国や他県から送付された研究報告書、試験・研究のために購入した参考図書など様々な文献資料を保存している場合もある。これらの資料はその課所の業務の専門性ゆえ、参考資料として現地保存されている。そのため、当館で引継ぎ保存する代わりに保有数量と主要文書内容の概略把握するための調査を行い、課所の要望に応じて保存方法の指導普及を行っている。

### 理念③について

当館では、平成五年度の閉館時に本庁記録書庫から約一万三千点の戦前県庁文書を引き継いだ。しかし、それらの他にも散逸した県庁文書があると予想されたり、また行政刊行物の場合欠号分も存在する。所在調査を行う過程で、そういう欠本分に相当する資料や、当館に所蔵されている資料の後継誌が見つかる場合もある。

実際、計量検定所では戦前の「通牒」が当館欠本分も含めて見つ

かった。また、農業試験場では当館所蔵の「秋田県勸業月報」の後継誌にあたる「秋田県勸業報文」が発見された。

そのような資料から、必要に応じて課所の了解を得てマイクロ撮影を行っている。

## 二 行政資料所在調査の経緯

当館では「行政資料所在調査」を実施する一年前の平成十年度に次頁の様式でアンケート調査を実施し、幾つかの地方機関の所蔵状況を調査した。

その結果を集計したものが表1である。

この結果を見ると多いところでは一万点を越える大量の資料を保存していることが分かる。また、詳しいアンケート結果ではそれらの中には明治時代の貴重な文書も含まれている場合もあることが分かった。

平成十三年度まではこのアンケート結果を踏まえて、「収蔵資料の多い課所」、「明治時代などの古い資料を保管している場所」を目安に調査対象機関を決定してきた。また、調査に関しても、「知事部局内の試験場等の調査」、「本庁記録書庫から散逸した公文書及び行政刊行物の発見」という理念②、③に基づいたものであった。平成十四年度より「知事部局外の課所の調査」という理念①に基づいた調査が行われ、教育庁文書引継の準備として、教育庁調査を行った。

## 《行政資料の収蔵・保存状況についてのアンケート》

機関名 ( )

担当者 ( )

- 1 行政資料の収蔵冊数と主な行政資料の書名及びその冊数についてお答えください。  
(正確に分からない場合は概数で結構です。主なものは資料的価値の高いもの、年代の古いものをあげてください。書ききれない場合は別紙にお書きください)
- ・全体の収蔵冊数 ( ) 冊
- そのうち 主なもの
- |            |       |    |   |
|------------|-------|----|---|
| ・戦前のもの     | ( ) 冊 | 書名 | 冊 |
| ・昭和20年代のもの | ( ) 冊 | 書名 | 冊 |
| ・昭和30年代のもの | ( ) 冊 | 書名 | 冊 |
| ・昭和40年代のもの | ( ) 冊 | 書名 | 冊 |
- 2 行政資料の保管場所についてお答えください。
- ・場所はどこのようなところですか。 ( )
- ・空調設備はありますか。 (あり なし)
- 3 行政資料の目録の整備状況についてお答えください。
- ・目録はありますか。 (あり なし)
- ・目録の一般入手はできますか。 (可 不可)
- ・目録以外の検索方法はありますか。 (あり なし)
- 4 行政資料の一般利用の状況についてお答えください。
- ・一般利用者の閲覧はできますか。 (可 不可)
- ・一般利用者への貸し出しはしていますか。 (いる いない)
- ・一般利用者の電子コピーはできますか。 (可 不可)
- ・一般利用者からの問い合わせは可能ですか。 (可 不可)
- 5 行政資料の当館への貸し出し(マイクロ撮影等のため)についてお答えください。
- ・当館への貸し出しは可能ですか。 (可 不可)
- ・当館でのマイクロ撮影は可能ですか。 (可 不可)
- ・当館での複製本による一般利用は可能ですか。 (可 不可)
- 6 行政資料の廃棄についてお答えください。
- ・廃棄は定期的に行っていますか。 (はい いいえ)
- ・廃棄の際の判断基準は何ですか。例：古いもの、複数部あるもの ( )
- ・廃棄する場合に当館に移管することは可能ですか。 (可 不可)

表1 アンケート結果

機 関 名	収蔵冊数	調査実施年度
果樹試験場	16,000	H12年度
農業試験場	11,500	H11、12年度
畜産試験場	7,000	H13年度
林業技術センター	7,000	H14年度
病虫害防除所	3,200	未調査
水産振興センター	3,000	H13年度
衛生科学研究所	1,000	未調査
総合教育センター	427	H14年度
工業技術センター	182	未調査
計量検定所	163	H13年度
児童会館	100	未調査
県議会事務局	400	未調査

現在、所在調査の行われた課所の所在地については図1の通りである。

### 三 所在調査の方法

1 現在、所在調査を行うにあたって以下の項目を調査している。  
資料の保存状況

調査対象の資料は紙で出来ている以上、その保存環境から受ける影響は決して少なくない。窓から差し込む日光による紫外線は物質劣化を促進し、退色によって文字が消えてしまう場合もあり、また

梅雨時から夏にかけてはカビ、虫などが発生したり、冬場は結露によって文書が劣化する恐れもある。そのような環境に文書がさらされていまいかチェックしている。他には、実際の資料の保存の仕方でもチェックし、無理に書棚に詰めていたり、上に物を乗せるなどして資料にダメージが及ぶような保管をしていないか調べている。

#### 2 資料の整理状況

まず保存書庫の見取り図を作成する。次に配架された資料や箱詰めされているものの中身を確認し、書棚や箱を写真撮影する。

#### 3 資料の保存量、実際の内容。

実際の資料を見る前に、どのような資料が保存されているかを調べる。ほとんどの施設では「その課所で作成された文書」「他県、国から送付された資料」、「業務を遂行する上で参考のために購入した図書」の三種類に分類される。その後、実際数量、資料の表題を記録し、代表的なものを写真に撮る。

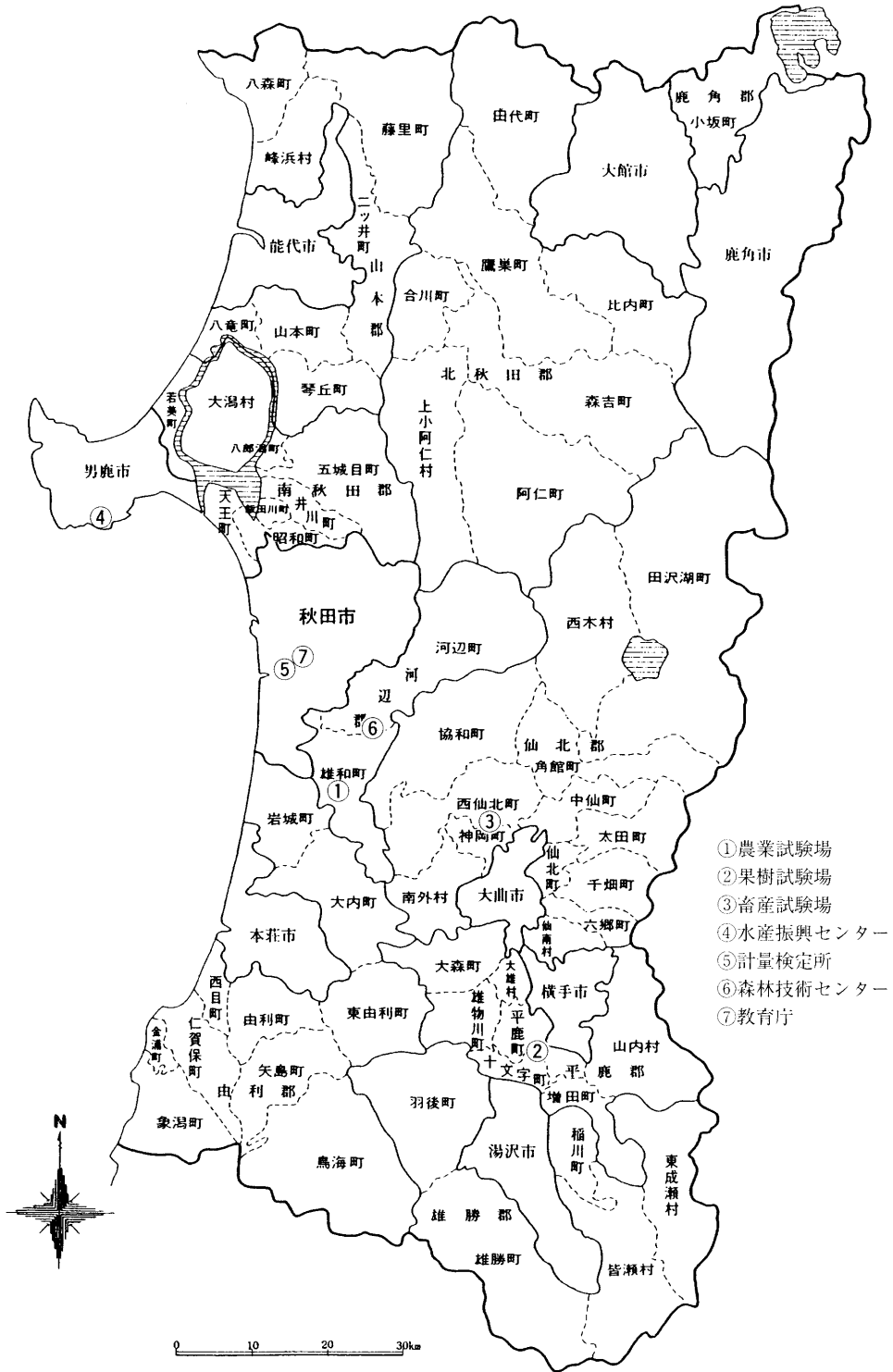
#### 4 マイクロ収集すべき資料の確認

マイクロ収集に関しては以下の条件に当てはまるものを収集している。

- ・ 県庁文書群の散逸分
  - ・ 当館所蔵の行政刊行物の欠号分
  - ・ 当館所蔵の行政刊行物の前身または後継誌
  - ・ 当館に所蔵されていない資料で県政の基幹が分かる行政刊行物
- これらに当てはまる資料をマイクロ撮影し、当館で保存する。そ



図1 調査課所の所在地



して、マイクロフィルムから複製本を作成し、一般利用者に供している。

#### 四 現在までの調査概要について

現在まで実施された調査報告を所在調査の行われた順に述べる。なお、今回紹介した資料の中には原課所において、必ずしも一般閲覧に供していないものもあることをご了承頂きたい。

#### 農業試験場

秋田県農業試験場は、本県農業技術の拠点として、明治二十四年（一八九一年）秋田市上中城町に「農事試験場」という名称で創設された。その後、明治二十九年に河辺郡牛島町（現秋田市）、大正四年に南秋田郡寺内村（現秋田市）に移転した。しかし、秋田市の膨張によって、市街地が試験場に迫ってきたことを受けて、大正十三年に南秋田郡旭川村泉（現秋田市）に移転した。泉試験地は土壌、灌漑水、耕地整理など試験地としての条件はよく、当時全国的に卓越した試験場であった。泉試験地は昭和三十八年まで続き、その後は秋田市仁井田、平成十二年に雄和町に移転し現在に至っている。

#### 収蔵資料の概要

農業試験場の作成した試験成績書である「農事試験成績、業務功

程」、刊行物である「勸業報文」「秋田県農会報」などが保管されていた。

他には、平成十二年に閉鎖された大館試験地で保存されていた刊行物が移管され、これらは平成十二年度の調査において調べることが出来た。戦前の物も含まれており、昭和八年に刊行された「動物及植物」などが保存されていた。また、大館試験地で行われた試験成績書などもあった。

国や他府県からのものとしては戦前の他府県の農業試験場や国の農政機関などの刊行物があった。また、当時の植民地などの農業試験場の年次報告書である「台湾総督府農事試験事業設計書」、「樺太農事試験事業設計書」、「南洋庁産業試験報告」、「威鏡南道種苗場報告」などが保管されていた。

#### 代表的な収蔵資料

「秋田県勸業報文」（写真1）

当館に所蔵してある「秋田県勸業月報」から発展的に繋がるものであり、明治二十八年から刊行された。農林水産業のほかに県内各産業の記事を収録している。一号（明治二十四年二月）から五七号（明治三十一年十月）までほぼ揃っている。

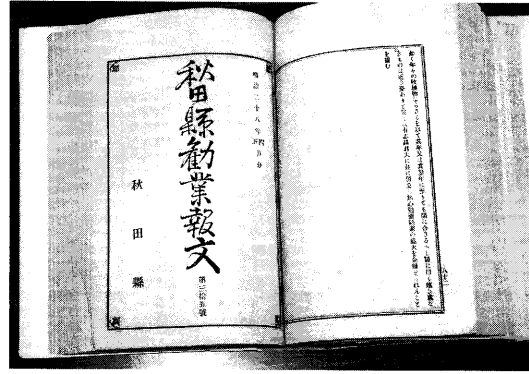


写真1 秋田県勸業報文

### 果樹試験場

果樹試験場は元々は前述の農事試験場の果樹部門となっていたが、農事試験場が創設される以前の明治九年に南秋田郡八橋村（現秋田市）に植物試験場が設置されており、そこから農事試験場の果樹部門として編入された。その後、大正四年に南秋田郡川尻町（現秋田市）に川尻果樹園が設置され、大正十二年に農事試験場が移転する際、果樹部門は八橋に残し、翌十三年に八橋果樹試験地となった。川尻果樹園は昭和四年、八橋果樹試験地は昭和三十二年に廃止され、「秋田県果樹試験場」として新たに設置、本場を平鹿郡醍醐村

に、分場を鹿角郡花輪町に設置し、試験場としてだけでなく果樹農家の子弟養成も行った。翌三十三年には南秋田郡天王町に天王分場を設置、なし、ぶどうに関する試験を行った。五十三年に花輪分場は鹿角分場と改称し、鹿角分場は五十五年に移転改築をし、五十七年に本場を全面改築し現在に至っている。

#### 収蔵資料の概要

大正初年から昭和二十年代までの公文書、これは果樹試験場が農事試験場果樹部門であった時代の簿冊であった。次に戦前・戦後の秋田県農業試験場の報告書があり、後述の通り古いものは大正十三年のものがあつた。

他には戦前、戦後の国や他府県の農業試験場の試験報告書があり、農林省農業改良局研究部、岡山、愛媛、福井、広島などの他、当時の植民地であつた台湾総督府殖産局のものもあつた。

#### 代表的な収蔵資料

「試験成績、業務功程」（写真2）

前述の農業試験場でも保存されてあつたもので大正十三年から昭和三年まで保存されている。ほかには昭和二十六年から果樹試験場が独立する三十二年までの「試験成績書」も保存されていた。

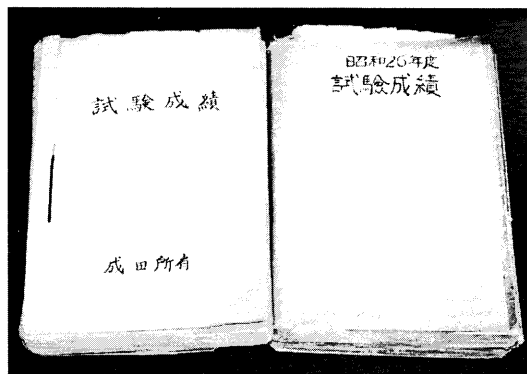


写真2 試験成績

### 畜産試験場

畜産試験場は大正九年に河辺郡川添村に「秋田県種畜場」として創設された。もともと、種牡馬、耕馬、種牡牛などを扱っていたが、昭和四年の経済大恐慌、翌五年の農村の大恐慌が起こり、国の有畜農業奨励規則の公布により、昭和七年に綿羊、鶏、兎も扱うことになり、名実ともに総合種畜場となった。また、同年北秋田郡大館町に「秋田県種鶏場」を創設した。その後昭和二十四年に現在の神岡町神宮寺にあった農林省秋田県種畜牧場が廃止されると、同施設を移譲してもらいそこに県種畜場、種鶏場を移転した。その後三十五

年に「秋田県畜産試験場」と改称し現在に至っている。

### 収蔵資料の概要

国、各都道府県の事業年報や試験成績報告書があり、その大半が昭和六十年代以降のものであった。書籍類には獣医学書籍、繁殖関係書籍、畜産関係雑誌などがあった。

他に種畜場時代に購入したと思われる古い文献などがあり、古いものでは明治三〇年代までさかのぼる貴重な資料である。河辺郡にあった県種畜場時代のもの、農林省種畜牧場から引き継いだものが混ざっているものと思われる。内容は、家畜関係の医学書、畜産学、法規、馬事調査報告書、馬政史、血統登録書など広範囲にまたがっている。また、馬関係の図書には耕馬だけでなく軍馬、競馬に関する図書も保存されている。

### 代表的な収蔵資料

前述の種畜場時代の文献であるが、以下のものがあった。

- 「家畜外科各論」、「畜産学講義（写真3）」、「馬政局会計例規」、
- 「外地及満州国馬事調査書」、「馬匹血統登録書」、「全国種馬名簿」、
- 「畜産関係法規」

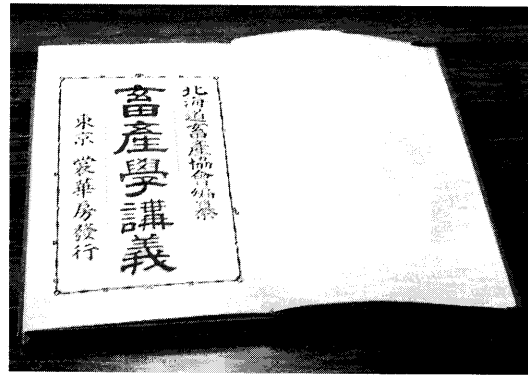


写真3 畜産学講義

### 水産振興センター

明治三十三年に南秋田郡土崎港町に「水産試験場」として設立した。同町内に二度ほど移転し、昭和二十五年に男鹿市船川港の国立水産試験場秋田分場の庁舎を得て移転した。しかし、昭和二十五年、二十七年の事業報告書の緒言によると、昭和二〇年八月の土崎空襲の際、試験場は大きな被害に遭い当時の試験調査資料のほとんどを失ってしまった。その後昭和六十年に現在の船川港台島に「秋田水産試験場」「秋田県栽培漁業センター」、「秋田県沿岸漁民研修所」を統合して「水産振興センター」を設置した。

### 収蔵資料の概要

水産振興センター作成の資料としては、水産試験場時代からの事業報告書があり、これは明治三十七年から昭和五十二年までいくらかの欠本分はあるもののほとんど揃っていた。この報告書が唯一の戦前からの資料であった。他には戦後の調査研究ファイル、開発調査事業報告書、行政関係書籍、同センターの公文書が保管されていた。

センター以外の資料は漁業関係の書籍、各都道府県の水産試験場の報告書、水産庁の報告書、水産学会、大学、民間研究団体の研究集録などがあった。

### 代表的な収蔵資料

#### 「事業報告書」(写真4)

前述の通り、水産試験場は空襲に遭い多くの資料が焼失したため、この報告書が数少ない戦前資料の一つである。内容は漁撈試験(網の開発、漁法の開発)・製造試験(薫製、缶詰など)、養殖試験などに大別される。近年はこれに海洋調査も加わっている。

これらの報告書の中で特筆すべきなのは明治、大正期の酸性化する前の田沢湖で行われた国鱒の人工孵化の記録である。現在の田沢湖は昭和十五年に玉川の強酸性水を導入したためにすべての魚類が死滅してしまっている。また現在、国鱒そのものも絶滅しているこ

とからも大変貴重な資料であると言えよう。

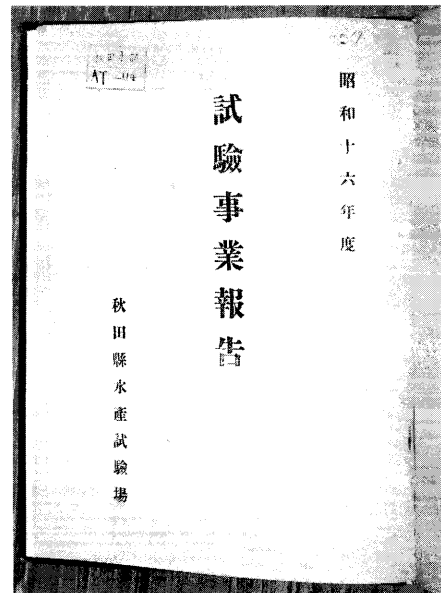


写真4 戦前の事業報告書

#### 計量検定所

明治二十五年に「秋田県常置度量衡検定所」として設置された。昭和三十四年の新庁舎建設の際に現在の議会棟の隣に移転し、平成二年に現在の秋田市川尻に移転した。

#### 収蔵資料の概要

書庫内には通常の公文書また行政刊行物、官報が保管されていた。公文書の中には後述のように明治期のものまであった。他には計量技術に関する参考図書や計量関係技術雑誌の合本、また、昭和九年から四十一年までの計量関係の新聞記事、写真がアルバムに綴

じられていた。

公文書の中には「通牒」という中央政府からの通達指令を綴じたものであり、これが明治二十五年から昭和十七年にかけて保存されている。明治二十五年は秋田県告示第一四七号により「秋田県常置検定所」が設置された年であり、検定所設立時からの通牒が保存されていることになる。通牒には度量衡に関する通達が綴じられており、業務上かなり重要な書類だったと思われる。表紙に「非常持出」と書かれていることからそれが伺える。その後昭和二十七年にメートル法が施行されると、それら尺貫法時代の簿冊は必要なくなった。現在は展示ホールにて保存されている。(写真5)この展示ホールでは解説パネルによって度量衡の歴史が説明されているほか、昔使われていた度量衡器なども展示されている。

また、前述のメートル法以降に関する公文書も残されていた。メートル法では実施の期限を一般取引については三十三年末、土地建物については四十一年末と定めていた。そのため昭和三十三年前後のメートル法移行に関する簿冊が多く保存されている。具体的なものとして以下のものがあつた。

「メートル法本省通達綴」、「メートル法実行期成委員会関係綴」、「メートル法実施の立入検査状況について」、「計量器目盛抹消実施関係綴」

これらの簿冊により、秋田県内でのようにメートル法移行がなされたかを知ることができる。



写真5 展示ホールに展示されている通牒

### 森林技術センター

現在の森林技術センターは昭和五十二年に「林業試験場」、「林業研修所」、「林業育種場」を統合し、「林業センター」として設置された。その後、バイオテクノロジーによる研究を進めるために、平成二年に現在地に「林業技術センター」が発足し、平成十二年に「森林技術センター」と改称されたものである。

林業試験場に関しては、昭和三十三年に北秋田郡釈迦内村（現大館市釈迦内）に木材の高度利用を目的として「秋田県木材工業指導所」として設置され、昭和二十七年に「秋田県林業試験場」と改称、

材木育種の試験も行うようになった。そして、昭和四十年に「林業研修所」を併設した。

一方林業育種場は昭和三十六年河辺郡雄和町に本格的な育種研究を目的として「秋田県林業事務所豊島林木育種事業駐在所」として発足、三十九年に「秋田県林木育種場」となった。

### 収蔵資料の概要

森林技術センターの資料としては大正期からの公文書、統合前の「林業試験場」、「林業研修所」、「材木育種場」で作成された事業年報、研究報告書などが保存されていた。

他には国立、各都道府県林業試験場の研究報告や、大学の研究報告、農林水産省・林野庁からの行政刊行物、個人からの寄贈図書である「豊田文庫」「寺崎文庫」などがあつた。

### 代表的な収蔵資料

「大正・昭和戦前、戦後期の県庁林務課の公文書」（写真6）

大正期は内務部勸業課（後、農林課、林務課）、昭和に入ってから経済部林務課が分享していた。収蔵資料として、戦後合併前の市町村区分における公有林野管理区分の認可関係の文書が県内のほとんどを網羅した形で保存してある。他には「部落有林野統一入会整理復命書綴」、「樹幹析解表」などもあつた。

戦後期の文書の中には昭和二十年代のものとして「林野実態調査

図「三十年代は「精英樹選抜関係」というエリート種選抜に關係する文書などが保存されていた。

#### 「寺崎文庫」

元農林省林業試験場北海道支場長や京都大学農学部教授などを歴任した農学博士寺崎康正氏とその父親で林学博士の寺崎渡氏が二代にわたって収集した蔵書や研究資料である。寺崎氏は平成五年に亡くなつており、遺族が平成六年に県に寄贈し、県が当時の林業技術センターに保管した。約一万点となっているが現在も整理中であり、正確な点数は不明である。



写真6 精英樹選抜関係

#### 教育庁

「二 行政資料所在調査の理念」の部分でも述べたように当館では平成十五年度より教育庁の公文書も引き継ぐことが予定されている。そのため、今年度は教育庁収蔵資料の状況を調査した。

現在、教育庁は秋田市山王にある秋田県庁第二庁舎の七階にあり、六、七階のフロア、秋田県本庁舎の地下書庫にて文書を保管している。

また、知事部局では非現用の公文書は総務部総務課が一括して管理しているのに比べ、教育庁ではそれぞれの課所が現用、非現用をまとめて管理していた。

#### 収蔵資料の概要

##### ①各課の作成文書

教育庁には総務課、幼児・養護教育課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、保健体育課、福利課と七課あり、そこで作成された文書が各課ごとに管理されていた。

##### ②学校設立関係文書

現在、段ボール箱にて保管されており、約一〇〇箱ある。総冊数に関しては不明である。全ての箱を調査することはできなかったが、中には戦前の学校設立に関するものや昭和二十年代の新制高校設置に関する文書、県立博物館の設立構想に関する文書が保存され



ていた。

③収集された資料、教科書

明治期のものも一部含む教科書、「秋田県教育史」編纂時に使用された資料のコピーなどがあった。他には各年次採用の教科書、県内各学校の研究報告、県外教育機関の研究紀要、教育雑誌、教育図書等が保存されており、教員、教育関係者に利用されている。

秋田県教育史関係資料について（写真7）

前述の通り昭和五十三〜六十年にかけて編纂された「秋田県教育史」の編纂事務室の収集史料が大量に保管されていた。明治期の「秋田県学事月報」など大変貴重な資料も確認された。県史や市町村史編纂のために収集された史料はそれらが刊行された後散逸してしまいうケースもある中、「秋田県教育史」の場合めぐまれた保存状況にあったと言える。今後、県の教育史研究において、貴重な研究資料として活用されることが予想される。

④健康教育関係文書

ほとんどが平成のものであり、健康教育関係の学校研究授業の記録、その授業風景の写真アルバム、健康教育の普及活動の綴、エイズ教育や交通教育関係の文書もあった。ほかには、一六ミリ映画フィルムがあり、交通教育用のものがほとんどであった。



写真7 県教育史関係資料

⑤スポーツ関係

冬季国体や各種大会の関係文書のほか、中体連、高体連関係の綴やスポーツ講習会関係、全国のスポーツレクリエーション関係の報告書などがあった。

各種大会の資料で最も古いものは昭和五十七年の出沢湖国体のものであり、他には東北総合体育大会、鹿角冬季国体の資料があった。

四 今後の所在調査について

前回のアンケート調査からすでに四年経過しており、また前回の調査から漏れていた知事部局外の機関（企業局など）を調査する必要も生じたため、平成十四年度内に再度アンケート調査を実施する。その調査結果を踏まえて平成十五年度以降の調査計画を策定する予定である。

次に私見ながら、今後の調査のあり方について述べる。

まず、今後引継ぎを受ける可能性のある知事部局以外の課所の調査であるが、教育庁の調査結果からも分かるように県公文書は知事部局以外にも保管されており、その行政的価値・歴史的価値は知事部局の公文書と異なるものではない。よって当館では知事部局以外の課所が保存している文書も引継ぎ対象としている。今回、平成十五年度より教育庁文書の引継ぎが決定したが、今後もそれ以外の課所からも引継ぐことが望ましいと考える。そのための調査項目としては「文書の保存環境」、「文書の保有量」、「文書の管理体制」の三点である。保存環境、保有量も大切だが、引継ぎを前提としているため「管理体制」も重要な項目である。知事部局と他の課所は今まで異なる文書管理を行ってきたため、現状のままでは引継ぎに支障をきたす場合もある。当館が引継ぎを行っている知事部局と全く同じ体制にするのが理想的であるが、従来まで行った体制を変えらるという事は、大量の人的資源、時間と予算を要することであり、また、その課所の特殊な事情があったりして、全く同じようにすることは難しい。かといって、その課所の管理体制に合わせて当館が

引継ぎを受けるとなると、業務が煩雑になり、スムーズな文書管理ができず破綻をきたす恐れもある。公文書館と引継ぎをする課所、双方が無理なく円滑に行える文書管理、引継ぎ方法を模索していかなくてはならない。

次に知事部局内の調査であるが、今回の調査において、当館でも所在を把握していなかった貴重な資料が発見されるケースもあった。それらの資料はその専門性ゆえ現場保存の必要性が続くことが予想され、当館では保存の代わりとして保有数量と主要資料の概略を把握している。しかし、それらの中には一般閲覧に供している課所もあるものの当館の利用者がその情報を知らない場合もある。当館は秋田県の作成したあらゆる歴史的な文書を業務対象としている以上、当館の利用者がそのような地方の課所で一般閲覧に供されている資料の情報を把握出来るように目録やデータベースを作成したりして情報提供することが必要であると思う。

### おわりに

当館の業務は「調査収集」、「整理記述」、「保存管理」、「利用提供」の四段階に分かれており、この所在調査は「調査収集」に相当する。これは当館業務の第一段階として入り口に位置するものであるが、それ故に今後の段階に繋がっていく重要な業務である。

今後も、行政資料所在調査を続けていき、秋田県の行政資料の保

存と利用に努めたいと思う。

註

- (1) ここで定義する「行政資料」とは、県職員が業務遂行の過程で作成または収受した公文書を綴じた簿冊、そして行政刊行物を指す。
- (2) 註のない部分に関しては所在調査を行った職員の報告書から作成した。
- (3) 『秋田県史』第六卷大正・昭和編参照。
- (4) 秋田県果樹試験場『要覧』参照。
- (5) 秋田県畜産試験場『七十年の歴史』参照。
- (6) 秋田県計量検定所『業務概要』参照。
- (7) 秋田県森林技術センター『業務概要』参照。

# 彙報

(平成十四年十二月末現在)

## 一 研修・協議会

### ○第二八回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(富山大会)

平成十四年十月十六日、十八日の三日間、富山県公文書館の運営で、富山国際会議場を会場に行なわれた。参加者は約二五〇名、当館公文書班からは二名、また県立図書館古文書班からは一名が参加した。大会テーマは、「二十一世紀の史料保存と利用―市町村合併をとりまく諸問題―」であった。概要は左のとおりである。

一日目：研修会、総会

二日目：大会テーマ研究会(全体会Ⅰ、分科会、全体会Ⅱ)

三日目：視察(富山県公文書館、富山県立山博物館ほか)

明治と昭和の過去二度にわたる市町村合併では、役場文書が大量に廃棄または散逸の憂

き目に遭った。そして、平成の市町村合併においても、公文書の廃棄・散逸が非常に危険視されている。今回のテーマは、右のような緊迫状況において設定された。全体会の報告と意見に近年以上の熱気を感じたのは、その為だろうか。県公文書館に勤務する者として、今大会の内容を県内市町村の関係者へ報告する必要を強く意識した。(柴田 知彰)

### ○平成十四年度公文書館等職員研修会

十月二十八日から十一月一日までの五日間、国立公文書館において開催され、国、地方公共団体の設置する公文書館の職員及び公文書館未設置の地方公共団体において勤務する文書主管課等の職員三五名が参加した。

本研修は公文書館の役割や実務に関する基本的事項を短期間で習得することを目的としたものであり、国立公文書館の専門官を中心とした講師により、「国立公文書館への公文書等の移管」、「歴史資料の利用」、「国立公文書館における利用の取組み」、「国立公文書館における公文書等の公開」等の講義が施設見

学と併せて行われた。また、紙資料の劣化や保存、資料のデジタル化、マイクロ化など記録保存に関する各専門家による講義も映像による実例紹介や実務見学を交えた充実した内容であった。

本研修で特に有意義だったのは第二日に行われたグループ討論であり、参加者が日常業務において抱えている共通の問題、特に公文書の評価選別にどのように取り組むべきかについて意見を交換し、国立公文書館の専門官よりアドバイスを受けることができたことは今後の業務に大いに参考になるものであった。(柴田 美保)

### ○第二四回文化財(書籍・古文書等を含む)虫歯害保存対策研修会

平成十四年六月二十六、二十七日の二日間、(財)文化財虫歯研究所の主催により行われた。公文書館や博物館、図書館等、文化財保護に関わる施設関係者七九名が参加し、文化財の虫歯害についてその原因や予防、対策等に関する各専門家の講義を受講した。

これまで文化財の燻蒸薬剤として広範に使用されてきた臭化メチルが二〇〇五年に全廃となることを受け、薬剤燻蒸に替わる虫菌害防除策、特に総合的有害生物管理（IPM）に関する内容に重点が置かれていた。IPMとは、生態的防除や物理的防除などあらゆる有効な防除手段を合理的に併用し、害虫の個体数をかぎりなく低減させていくための害虫管理システムと定義され、被害を発生させない保存環境を整備することを第一に考えた対策といえる。薬剤についての専門的知識を要する難しい内容も一部含まれていたが、薬剤駆除に頼りがちだった対策から予防を基本にした虫菌害対策へ意識を転換するというIPMの基本的考え方を認識できたことは大変有意義であった。今後は、書庫内の温湿度管理や清掃の徹底、出納時における資料の状態確認など、日常業務においてできることから虫菌害予防に取り組んでいきたい。

（柴田 美保）

○第三六回ICA円卓会議

本会議は、十一月十二日から十六日にかけての五日間、フランスのマルセイユにおいてファロ宮を会場に開催された。ICA（国際文書館評議会）に加盟する各国の国立アーカイブズ機関およびアーカイブズ団体の代表者二七〇人有余が参加した。日本からは国立公文書館より三名の他、全史料協の代表で当館の柴田知彰が参加した。全史料協総務委員会の依頼による、小川千代子氏に代わっての派遣であった。

会議のテーマは「社会はいかにアーカイブズを理解しているか」であり、社会や行政に対する公文書館活動の普及について各国の実践例が報告された。報告された事例から、諸外国での普及活動が、日本と比較して積極的かつ戦力的に行われている印象を受けた。特に現在の日本の場合、行財政改革により文化的施設が統廃合される厳しい状況に置かれている。このような時期におけるアーカイブズの普及活動の重要性を強く意識させられた。

また、今回の会議参加から、アーカイブズの国際交流につき二つの厳しい現実を突きつ

けられた。一つは、交流に英語力が必要不可欠である現実。もう一つは、国内の公文書館職員で十分な英語力を持つ人間が決して多数派でない現実である。前者の克服は個人の努力によるが、後者の克服または補填には何らかの組織的対処が必要ではないだろうか。

（柴田 知彰）

○市町村史料保存機関連絡協議会

平成十五年一月二十四日（金）、「市町村合併と公文書保存」のテーマで当館を会場に開催された。近現代公文書の取り扱いが中心であったが、二五市町村他から四六名が参加し、本会としては過去最多を記録した。市町村合併に対する自治体側の関心の高さが窺われる。当日の日程は次のとおり。

午前

「秋田県公文書館の業務について」

秋田県公文書館 高橋精一

報告①

第二八回全国歴史資料保存機関連絡協議会参加報告「21世紀の史料保存と利

用「市町村合併をとりまく諸問題」

秋田県公文書館 柴田知彰

午後

## 報告②

「昭和の大合併と役場文書」横手と旧市町村の事例」

横手市史編纂・文化振興室

高本明博氏

## 情報交換

午前の報告では、平成十四年十月に富山市で開催された全史料協全国大会のテーマ研究会より丑木幸男氏と福島紀子氏の発表内容を、県内市町村への普及を目的に再紹介した。

午後の報告では、市史編纂の過程で調査された旧町村役場文書の保存状況が紹介された。横手市の場合、旧町村によって保存冊数に大きな差が見られた。が、これは決して特殊な事例ではなく、現在の県内市町村の一般的な状況が示されていると言えよう。

情報交換の場では、役場文書以外の農協や商工団体等の記録保存、また公文書保存に関

する県の指導助言などにつき、参加者から忌憚の無い意見が交わされた。

今回は、直面する市町村合併をテーマに取り上げたことで、歴史的な文書の保存に対する地域の意識を喚起できたのではないかと思われる。丑木氏が大会で強調された「向かい風を追い風に」の姿勢が、歴史的な文書を保存する上で、これから必要とされていくだろう。

(柴田 知彰)

## 二 資料所在調査

### ○行政資料所在調査

本調査は、教育庁ほか知事部局以外の課所や試験研究所等の地方機関における行政資料の保管状況を調査することを目的としたものであり、今年度は左記の日程で調査を実施した。

九月二十五日

秋田県森林技術センター（河辺町戸島）

手動式書架の設置された図書室が整備され、専門図書や国・各都道府県立の同種研究

機関の研究報告書等のほか、戦前戦後の古い公文書も保管されていた。県庁林務課の公有林野や入会に関する公文書のほか、同センターの前身である秋田県林業試験場や材木育種場の公文書など、いずれも秋田県の林業行政を知るうえで貴重な資料であった。

十月二十四日

教育庁（秋田県庁第二庁舎六・七階、本庁舎地下）

各課の事務室内ロッカーに保管されているのは主に現用文書であり、非現用文書は同階の倉庫のほか本庁舎や地下書庫等に保管されていた。

十一月二十八日

秋田県総合教育センター（天王町追分）

一階書庫には、「秋田県教育史」編纂時に収められた貴重な資料が保管されていた。また中央教育センター県総合教育資料室には、各年次採用の教科書や県内各学校の研究報告、県外教育機関の研究紀要、教育雑誌・図書等が保管され、閲覧に供されていた。

(柴田 美保)

### 三 図書

#### ○本館所蔵資料の出版掲載の許可を受けた分

彌高神社史

彌高神社

科学研究費補助金研究成果報告書

(九州共立大学経済学部)

秋田市史叢書(五) 三代目市長 御代弦日記

(記)

秋田市史編纂室

幸手歴史物語川と道(幸手市史特別版)

幸手市教育委員会

神岡町史

神岡町史編纂室

#### ○各公文書館からの受贈図書

##### 国立公文書館

国立公文書館年報(第三〇号)

北の丸(第三四号)

アーカイブス(第七、十号、別冊)

「国立公文書館30周年を迎えて」

##### 外務省外交史料館

外交史料館報(第一六号)

国文学研究資料館史料館

史料館研究紀要(第三三号)

史料館所蔵資料目録(第七五集)

史料館の歩み50年

歴史資料情報の共同集約と共有化に向けて

のシステム構築に関する研究

国税庁税務大学校租税史料館

租税史料館報

租税史料目録(平成十四年)

防衛庁防衛研究所戦史部

戦史研究年報(第五号)

北海道立文書館

研究紀要(第一七号)

北海道立文書館所蔵史料目録(一七)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録(一七)

北海道立文書館資料集(一七)

福島県歴史資料館

福島県歴史資料館研究紀要(第二四号)

福島県歴史資料館取蔵資料目録(第三三集)

明治の古地図

茨城県立歴史館

茨城県立歴史館報(二九)

運営要覧(平成十四年度)

茨城県議会刊行物目録(行政史料目録六)

新治郡千代田町中島実家文書目録(史料目録四六)

録四六)

茨城県立歴史館史料叢書(五)

栃木県立文書館

年報(第一六号)

栃木県立文書館研究紀要(六)

栃木県史料所在目録(目録第三二集)

群馬県立文書館

群馬県立文書館年報

群馬県立文書館取蔵文書目録(二〇)

群馬県行政文書件名目録(第一三集)

双文(一九)

ぐんま史料研究(第一八、一九号)

埼玉県立文書館

要覧(第二〇号)

文書館紀要(第一五号)

取蔵文書目録(第四一集)

千葉県文書館

千葉県の文書館(第七号)

取蔵文書目録(第一五集)

千葉県行政資料増加日録

東京都公文書館

研究紀要(第四号)

東京都公文書館所蔵序内刊行資料目録(平成十三年度)

東京都市行政史料集録(平成十二年度)

神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館年報

神奈川県立公文書館紀要(第四号)

新潟県立文書館

新潟県立文書館年報(第一〇号)

新潟県立文書館研究紀要(第九号)

新潟県公文書簿冊日録(第七集)

富山県公文書館

富山県公文書館年報(第一五号)

長野県立歴史館

年報(三)

長野県立歴史館研究紀要(第八号)

長野県行政文書目録(五)

岐阜県歴史資料館

岐阜県歴史資料館報(第二五号)

岐阜県行政文書目録(昭和五十二年年度編)

(一)

円空の和歌

京都府立総合資料館

資料館紀要(第三〇号)

和歌山県立文書館

和歌山県立文書館紀要(第七号)

鳥取県立公文書館

鳥取県立公文書館報(第一一号)

広島県立文書館

広島県立文書館事業年報(第一二二号)

山口県立文書館

山口県立文書館研究紀要(第二九号)

山口県文書館諸家文書目録(上関町吉田家文書)

山口県内所在史料目録(第二九集)

香川県立文書館

香川県立文書館年報(第八号)

香川県立文書館紀要(第六号)

香川県行政資料目録(追録八)

香川県立文書館収蔵文書目録(第六集)

徳島県立文書館

徳島県立文書館年報(第五号)

徳島県立文書館研究紀要(第三号)

大分県立先哲史料館

豊後キリスト教史

沖縄県公文書館

沖縄県公文書館年報(第三、四号)

沖縄県公文書館研究紀要(第四号)

清代琉球関係檔案史料和訳目録

写真にみる近代の沖縄

資料に見る沖縄の歴史

名古屋市政資料館

名古屋市市政資料館年報(二〇)

大阪市公文書館

大阪市公文書館年報(第一四号)

大阪市公文書館研究紀要(第一四号)

藤沢市文書館

藤沢市文書館紀要(二四)

藤沢市史研究(三五)

広島市公文書館

広島市公文書館所蔵資料目録(二九集)



福岡市総合図書館

古文書資料目録(六、七)

福岡市総合図書館研究紀要(二、三、三三)

福岡市公文書資料目録

○県内市町村史関連図書

鹿角市史資料編(第三二集)

能代市史史料(第三〇号)

秋田市史(第六卷)

秋田市史研究(第二一号)

横手絵地図資料

協和町史(上下巻)

象潟町史(通史編上)

○県外自治体史

青森県史(資料編 近世二)

青森県史(別編 山内丸山遺跡)

青森県史(資料編 近現代一)

千葉県の歴史(県史一六巻)

千葉県の歴史(近世四 上総二)

千葉県の歴史(通史編 古代二)

東京市史稿(産業篇 第四五)

愛知県史(資料編一 考古一)

愛知県史(資料編三二 社会九)

石川県史資料(近世篇三 芝居番付三)

和歌山県政史(第五巻)

山口県史(資料編、民俗一 民俗史再考)

福岡県史(近世資料編 細川小倉藩三)

弘前市史(新編 通史編二)

岩間町史

高崎市史(新編 資料編一 原始古代一)

高崎市史(資料編八 近代IV)

寒川町史(一三)

○本館刊行物

二月 渋江和光日記(第九巻)

三月 研究紀要(第八号)

公文書館だより(第一六号)

八月 事業年報(第九号)

秋田県公文書館研究紀要 第九号

平成十五年三月二十日発行

編集  
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四―三二

郵便番号 〇一〇―〇九五二

電話(〇一八)八六六―八三〇一

印刷 株式会社江川印刷所

秋田市中通三丁目四―三九

